

平成13年6月12日(火曜日)第2回定例会

出席議員(24名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	那須稔	議員
21番	佐竹敬一	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	井上勝	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉愼一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
小松仁一	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
松田英彰	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	那須義行	病院事務長
保科弘治	教育長	芳賀友幸	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	選挙管理委員会 事務局長
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	監査委員 事務局長
真木憲一	農業委員会 事務局長		
事務局職員出席者			
安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	大沼秀彦	主任

議事日程第1号

第2回定例会

平成13年6月12日(火)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- " 2 会期決定
- " 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- (2) 第105回山形県市議会議長会定期総会の報告について
- (3) 第53回東北市議会議長会定期総会の報告について
- (4) 第77回全国市議会議長会定期総会の報告について
- (5) さがえ市議会だより編集委員会委員の変更の報告について
- " 4 行政報告
- (1) 平成14年度国県に対する重要事業の要望事項について
- (2) 平成12年度寒河江市土地開発公社決算及び平成13年度寒河江市土地開発公社予算について
- (3) 平成12年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成13年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について
- " 5 全国市議会議長会及び東北市議会議長会表彰状伝達
- " 6 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- " 7 報告第 4号 平成12年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- " 8 報告第 5号 平成12年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- " 9 報告第 6号 平成12年度寒河江市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- " 10 報告第 7号 平成12年度寒河江市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- " 11 議第 44号 平成13年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)
- " 12 議第 45号 平成13年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第1号)
- " 13 議第 46号 平成13年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- " 14 議第 47号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
- " 15 議第 48号 国土の利用に関する第3次寒河江市計画の策定について
- " 16 議第 49号 字の区域及び名称の変更について
- " 17 議第 50号 市道路線の廃止について
- " 18 議第 51号 市道路線の認定について
- " 19 議案説明
- " 20 質 疑
- " 21 予算特別委員会設置
- " 22 委員会付託
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

佐藤 清議長 お早ようございます。これより平成13年第2回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本定例会の運営につきましては、6月7日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員の指名

佐藤 清議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において5番荒木春吉議員、22番遠藤聖作議員を指名いたします。

会期決定

佐藤 清議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の審議結果に基づき、本日から21日までの10日間といたしたいと思えます。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は10日間と決定いたしました。

第2回定例会日程

平成13年6月12日(火)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
6月12日(火)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名 会期決定、諸般の報告、行政報告、全国・東北市議会 議長会表彰状伝達、人権擁護委員の候補者推薦、議案 上程、同説明、質疑、予算 特別委員会設置、委員会付託	議 場
			本会議終了後	予算特別委員会
6月13日(水)	休 会			
6月14日(木)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
6月15日(金)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
6月16日(土)	休 会			
6月17日(日)	休 会			
6月18日(月)	休 会			
6月19日(火)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付託案件審査	第2会議室
		文教経済委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
		厚生委員会 分科会	付託案件審査	議会図書室
		建設委員会 分科会	付託案件審査	2階会議室
6月20日(水)	休 会			
6月21日(木)	午前9時30分	予算特別委員会	付託案件審査	議 場
	予算特別委員会 終了後	本 会 議	議案上程、委員長報告、 質疑・討論・採決、閉会	議 場

諸般の報告

佐藤 清議長 日程第 3、諸般の報告をいたします。

定例監査結果等の報告について、第 105 回山形県市議会議長会定期総会の報告について、第 53 回東北市議会議長会定期総会の報告について、第 77 回全国市議会議長会定期総会の報告について、議会だより編集委員会委員の変更の報告について。

以上の報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行政報告

佐藤 清議長 日程第 4、行政報告であります。

平成 14 年度国県に対する重要事業の要望事項について、平成 12 年度寒河江市土地開発公社決算及び平成 13 年度寒河江市土地開発公社予算について、平成 12 年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成 13 年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について、市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、平成 14 年度の国県に対する重要事業の要望事項について御報告申し上げます。

国県に対する重要事業の要望につきましては、西村山地方総合開発推進委員会において各市町の要望事項をとりまとめの上、県との調整をとりながら事業促進を図っていくものであります。

本市の平成 14 年度の要望事項は 22 件 43 事業であり、お手元に配付いたしました別冊資料のとおりであります。新規事業といたしましては、カヌーの基地ともなる皿沼地内の最上川堤外地親水環境整備事業、寒河江サービスエリアを活用した開放型インターチェンジの整備、良質な居住空間を供給し、健全な市街地の形成を図る仮称下釜・西根木の下地区土地区画整理事業、さくらんぼを中心とした果樹の生産振興を図るための鹿島・石持地区の畑地帯総合整備事業、市道最上橋明神山線の整備、醍醐小学校改築事業であります。

さらに、市街地内の渋滞緩和と高速道路へのスムーズなアクセスを図るための市道浦小路高屋線の整備、国道 112 号寒河江バイパスの 4 車線化整備、都市計画道路柴橋日田線、上町～六供町区間の整備、国道 458 号の幸生・肘折間の整備などについても、事業の早期着手を要望してまいります。

また、主な継続事業では 21 世紀の本市の新しい顔を整備する駅前土地区画整理事業やまちづくり総合支援事業、二ノ堰第 2 地区の地域用水環境整備事業、寒河江城址周辺を中心に市街地の親水空間整備を行う地域用水機能増進事業、国営かんがい排水事業、都市計画道路山岸鶴田線を初めとした道路の整備、さらに全市下水道化に向けた公共下水道事業の促進などであります。これら重要事業の促進により、第 4 次振興計画に掲げる自然と環境に調和する美しい交流拠点都市の実現に努めてまいる所存でありますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、平成 12 年度寒河江市土地開発公社決算及び平成 13 年度寒河江市土地開発公社予算について御報告申し上げます。

平成 12 年度の事業報告及び決算であります。委託事業としては市の委託による寒河江駅前中心市街地整備用地や、市道島落衣線道路改良用地などの取得、処分を行っております。

自主事業では、寒河江中央工業団地用地や醍醐住宅団地用地の取得、造成処分などを行っております。また、住宅需要及び地域振興にこたえるため、寒河江・横道地区、白岩・金谷地区の宅地開発事業に着手し、用地取得に向けて地権者への説明会の開催などを行っております。

これらの事業の結果、厳しい経済情勢下にあつて当期利益は 393 万 8,000 円となり、平成 12 年度末における準備金合計は 14 億 3,521 万 3,000 円となっております。平成 13 年度の事業計画及び予算につきましては、土地開発公社の設立目的と役割を認識しながら委託事業及び自主事業を積極的に推進し、これらに伴う収益的支出予算として 28 億 2,696 万円を、また資本的支出予算として 76 億 7,277 万 5,000 円をそれぞれ計上したものであります。なお、詳細につきましてはお手元の別冊資料のとおりであります。次に、平成 12 年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成 13 年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について御報告申し上げます。

平成 12 年度の受託事業としては、市が管理を委託した七つの体育施設が市民の生涯スポーツ活動を実践する拠点施設として効率的に活用できるよう管理運営を行い、さらに自主事業として多様化するスポーツニーズに対応するため、各年齢層を対象とした各種のスポーツ教室、大会などを開催し、スポーツに親しむ機会を提

供してまいりました。

これらの活動の中でテニスコート改修工事期間があったものの、施設利用者数はほぼ平年並みの 12 万 4,000 名を数え、決算総額は歳入歳出とも 5,014 万 6,488 円となりました。平成 13 年度につきましては、予算総額 5,475 万 6,000 円をもって財団法人寒河江市体育振興公社の設立目的と役割に沿った各種事業を実施し、生涯スポーツの普及振興を積極的に推進してまいります。なお、詳細につきましてはお手元の別冊資料のとおりであります。

以上 2 件について、地方自治法第 243 条の 3、第 2 項の規定に基づき御報告申し上げます。

以上です。

佐藤 清議長 ただいまの行政報告中、平成 14 年度国県に対する重要事業の要望事項について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、平成 12 年度寒河江市土地開発公社決算及び平成 13 年度寒河江市土地開発公社予算について質疑はありますか。内藤 明議員。

内藤 明議員 決算にかかわる問題で幾つかちょっとお尋ねしたいというふうに思いますが、一つは今回土地開発公社の役員構成が変わったかというふうに思っているわけではありますが、どういうふうな人が理事、監事につかれているのか教えていただきたいというふうに思います。

それから、22 ページに記載してある件でお尋ねをしますが、代行用用地の明細表がありますけれども、4 番目ですか市道石川西洲崎線の道路改良用地でありますけれども、この期末残高を見ますと諸経費というふうにあります。ほかと比較をしますと 2,586 万円相当になって、かなり高い諸経費になっているわけでありまして、この諸経費というのはどういうふうなものに使われているのかひとつ教えていただきたいというふうに思います。それから、その期末残高には面積初め用地費、補償費、それからその他記載をされているわけではありますが、去る 3 月に私も予算審議をする際に、補償費、用地費、こうした項目別さえも教えていただけなかった。しかし、今回ここにこういうふうに記載をされているわけであります。その違いの理由について教えていただきたい。

それから、同じく道路改良用地の関係でお尋ねしますが、買い求められたその土地の地価公示価格は幾らになっているのか教えていただきたいと思います。

以上です。

佐藤 清議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 最初に開発公社の理事、監事についての御質問がありましたので、その点についてお答えを申し上げます。

開発公社の理事は総勢 10 名でございます。うち 4 名については議会より推薦された方を任命いたしております。

次に、民間人としては現在商工会長である鈴木商工会長、それから市の都市計画審議会の会長である安孫子貞夫氏、それから土地改良区からの代表という形で柏倉 實氏、それから従前から同じですけれども農業委員会の会長の武田氏、それから助役が理事長であります。それから私が常務理事ということで合計 10 名でございます。

あと監事の件もありました。監事については収入役の渋谷勝吉が公社の監事と、それから議会より推薦された、議選の監査委員が土地開発公社の監事ということで任命をされております。以上であります。

あと、公社の中の 22 ページの点での御質問とそれに伴う地価公示の価格の御質問がございました。地価公示価格では今ここに資料を持っていないし、行って調べてみないとその周辺の公示価格についてはちょっとわからない状況であります。

あと、22 ページの石川西洲崎線の道路改良用地の一覧の表示の仕方の諸経費ということでありましたけれ

ども、開発公社ではこの決算書の附属資料として従前からこのような用地の明細表というような形で決算書と同時に資料として提出をいたしているものであります。以上です。

佐藤 清議長 ほかにございませんか。

内藤 明議員 期末残高の中に用地費それから補償費と分けて書いてあるでしょう。例えば3月に予算計上されましたね。市の予算、買い求めるための。買うための予算を計上されたでしょう。

佐藤 清議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 今私申し上げたとおり、開発公社の決算書の附属資料としてはこのように公社では用地費、補償費、工事費、測量試験費、諸経費というような様式でこれまでも示してあるということでございます。

今御質問の市の予算のときにそれを示していただけなかったということでもありますけれども、市の方で開発公社から購入するにはそれらがすべて含んだ中での用地購入費ということでありまして、そういう点で担当ではそれらの細部については説明がなかったのではないかと。

今言ったように、市で購入する場合は開発公社からすべて含んだ形の購入費ということになります。したがって開発公社では従前からのその様式で資料として提出をしているということでございます。

佐藤 清議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 ではその点からまいりますけれども、それは常務である荒木さんがお答えになるべきものではないというふうに私は思っていますが、それはやはり市長が答弁する立場のものだというふうに思っています。

というのは、私はこれでも不十分だというふうには思っていますけれども、せめて予算を審議する際は項目別くらいは明らかにすべきだとかいうふうに私申し上げたんですよ。それさえも明らかにしなかった。

ところが、こうやって開発公社の決算が出てくると、これでも私は十分だとは言いませんよ。しかし、用地費や補償費やこういった項目に出てきているんですよ。そのくらい私は予算審議について議会を軽視しているのではないかとこのことを申し上げたかったんです。

だから、ぜひ市長にその点は御答弁をいただきたいというふうに思います。

それからもう一つ、先ほどこの役員の構成メンバーについてお話がありました。ちょっと私は変だなというふうにしたのは、組織的にそれは法的に問題ないのかどうかわかりませんが、市の収入役が監査をなさるといふようなことが、果たしてそれでいいのかなとかいうふうに思っています。

それでは、前にこの決算書を見れば監査委員が監査をなさっていたというふうに思いますけれども、その監査委員が今回やめられたその理由について、別の点からお尋ねをしたいというふうにおもいます。

それから、地価の公示価格について調べてみないとわからないというふうに言われました。要するに、土地開発公社で土地を求める際は、私から言うまでもないことでありますけれども、公法に基づいて土地を求めるわけですね。それは何をもとにして求めるかと言えば地価の公示価格でしょう。それが基準になるわけですね。それを、調べてみないとわからないなどというような答弁では、私は納得しかねる。ぜひ明らかにしてください。

あとそれから、諸経費についてどういうふうなものですかと、こういうふうにお尋ねを申し上げたんですが、従前からこのような形で書いている、そんな答弁ないでしょう。どういうものか明らかにできないんですか。改めてその点についてお答えください。以上です。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 議会に提出して御審議いただくような資料というものを、それぞれの様式に従ってそれに則して提出申し上げているということでございます。

佐藤 清議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 私から3点についてお答え申し上げます。

最初に、開発公社の監事のお話がありました。収入役が開発公社の監事になることについては、法的に何ら問題ないというように思って任命をいたしております。

それから、従前、現在の常勤の監査委員が今回外れたということで、そのことはどういうことかということでありましたけれども、今の自治法を見ても市の監査委員が開発公社の監査委員もやっている場合に、市の方から特別に開発公社の監査を命じた場合には、それは開発公社の監査も兼ねてやっているというそういうふうな観点から、法的に監査ができないのではないかとというようなことがわかりまして、今回市の常勤の監査委員が開発公社の監査委員には任命しなかったということでございます。

それから、明細書の諸経費でありますけれども、ここで言う諸経費というのは開発公社のいわゆる経費、売買するための手数料は総額の何%とか、それからそれに借り入れたための利子などがこの諸経費、いわゆる開発公社の経費を諸経費に計上いたしております。

それから、地価公示でありますけれども、一般的に土地を開発公社が取得する場合、どうしても他からの枠を必要な場合には一般的には土地の地価公示ではなくて、不動産鑑定士の鑑定を求めて、それによって判断して取得額を決定しているというのが実態であります。

以上です。

佐藤 清議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 開発公社の諸経費それから利子というふうなことでありますが、利子は隣に支払い利子というのが別にありますね。それは違うんじゃないですか。

しかし、ほかのものと比較をすると相当大きい金額になっていることはおわかりのことというふうに思いますが、したがってほかのものとの違い、そんなに大きく経費がかかるのかなとこういうふうに思っているものですから、具体的に教えてくださいということを申し上げているんです。

それでは監査委員の問題ですが、法律でできないことになっていると、それはいつごろわかったんですか。では、これまでは法律でできないことをずっと監査委員がやってきたということになるんですよ、今の問題をひっくり返して言いますと。そうじゃないんですか。違法行為をやってきたとこういうことになるんですよ。法律でできないことをやってきたということは。じゃないんですか、そのことに対する見解を任命者である市長から求めたいというふうに思います。

それから、さっき予算に対するそれぞれの資料で行っているというふうな市長の答弁がありましたが、それはそのとおりだというふうに私も思います。

ただ、予算計上の際はせめてここで出されたぐらいの説明はされたのではないかとことを言っているんです。それさえもしなかったでしょう。それは個人が特定されるからということではなかったわけですよ。にもかかわらず開発公社の決算ではこういうふうに出てくる、こんなことではおかしいんじゃないですかということを行っているんです。合わないでしょう辻褄が。じゃないんですか。

それでは常務理事ですか理事長ですか、私はどちらかわかりませんが、公拡法の第7条にはどういうふう書いてありますか。先ほど答弁がありましたけれども、改めてその点についてお答えをいただいて質問を終わります。

佐藤 清議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 私の決算の明細資料、先ほど諸経費の中に支払利息というふうに申し上げましたけれども、支払利息はその諸経費の右の欄にありますので諸経費の中にはありません。たいへん失礼いたしました。

あと、監査委員が違法のことをやってきたのではないかとことですが、市の監査委員を公社の監査委員に任命するだけは何ら違法ではなくて任命できますというふうに理解しております。

ただし、市の監査委員が公社の監査委員も任命されている場合に、あえて市長の方から公社の監査について要求をした場合には、これはその監査委員は除斥の対象になるということであって、任命そのものが違法だと

ということには当たらないというように理解しております。

それから7条関係、7条は土地の買取価格が載っておりますね。地価公示法、近傍類地の取引価格等考慮して算定した土地の相当な額をもってその価格としなければならないと書いてあります。

私が先ほど言ったのは、一般的にはどうしても必要なやつは不動産の鑑定はとってよろしいけれども、その他についてはこの辺も参考として取得しているのかなというふうに思っております。

佐藤 清議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 17 ページの決算報告書でお尋ねしたいんですが、この予算額の合計額、そして決算額の合計額を見ますと、予算額が27億4,684万7,000円、決算額が10億7,467万3,894円、結局予算に対して決算率40%弱とそういうことで、非常に予算の立て方に問題があったのか執行の仕方にも問題があったのかわかりませんが、なぜこのような決算になったのか理由についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、今内藤議員から質問があった22ページの代行用地明細表に関連してでありますけれども、内藤議員が言っている当初予算、3月定例会で議論をした際に公有財産購入費3億4,668万、これの内訳を用地費それから補償費を明らかにしてほしいとこういう質問をしたわけでありましてけれども、市長並びにトップはプライバシーにかかわるので内訳は公表できないと、こういう答弁を繰り返したんですね。ところが、この表の決算書を見ますと用地費と補償費にきちっと分かれて報告がなされているのではないかと、したがってなぜ当初予算の審議の際に明らかにできなかったのかということを知っているのだというふうに私は理解しております。だから、なぜ当初予算の審議の際に明らかにできなかったのか、いずれ明らかになるこの用地費、補償費の区分なわけですね。なぜ当初予算の審議の際に明らかにできなかったのかということ再度お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、諸経費についてもこの内訳について詳しく、手元に資料がないとすれば後で結構ですので、なぜこのような2,500万円を超える諸経費がかかるのか、私ども素人でありますのでわかりませんから、ぜひ後でも結構ですから文書で内訳を教えていただければありがたいというふうに思います。

それから、当然こうした事業には土地開発公社の手数料があるのではないかとというふうに思いますが、参考までにこの石川西洲崎線の3億3,851万351円が手持ち残高の合計額となっているんですが、その手数料は幾らになっているのかお尋ねをしたいというふうに思います。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 公社は公社として審議するところの資料を出して、それに基づいて執行者の中で理事等に御審議いただいておりますのでございまして、そしてまたこういう決算報告ということになりますと、様式に基づいたところのものを調整しまして提出させていただいていると、こういうこととさせていただきます。

それから、一般会計の予算審議の際には議決要求に基づいたところのそれに沿った資料を提出して御審議いただいていると、こういうことで御理解いただきたいと思います。

佐藤 清議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 17ページの公社の決算報告書で、特に予算と決算不用額についてありました。予算が27億4,684万7,000円に対して決算が10億7,467万3,894円と非常に差が大きいのではないかとということがありましたけれども、その主たる内容については開発公社のプロパー事業である工業団地の用地、いわゆる分譲可能の用地を予算に計上をいたしておりました。

ただし、この1年間で結果的には現状のこの経済情勢の中で企業誘致が決まらなかったということで、単に決算額が少ないということで、予算に絡めて不用が非常に大きいというのがその主たる内容でございます。

あと、22ページの諸経費の内容についてお話ありましたけれども、私この資料は手持ちをしておりませんので、後ほど諸経費の内容については申し上げたいと思います。

諸経費の中に手数料は恐らく含んでいると思いますが、その資料を持っていないので、諸経費の中身をするときにあわせてお答え申し上げます。

佐藤 清議長 ほかに。伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 市長、私は様式とか形がどうだこうだと言っているわけではなくて、3月定例会の中で用地費と補償費の内訳を教えるべきではないかということを経験したというふうに思うんです。

それが、当初予算で審議をした際になぜ用地費と補償費を区分して説明をいただけなかったのかと、いずれこういう格好でわかることなわけですよ。それをなぜ3月議会で説明を答弁できなかったのかということをお尋ねをしているのであって、書式とか予算書の書き方についても私は疑問があるんですけども、そういう一括購入だということによって掲載をしたと、このことについては事務的なことでありますからそれについてどうのこうのと言っているわけではなくて、その内訳を教えてほしいという質問に対して、教えられないと言ったのはなぜなのかということをお尋ねしているのを、いずれわかる区分を教えられない、こういうふう突っぱねた理由は何なのかということをお尋ねしているのでありまして、その辺について再度お伺いしたいと思います。

それと、あと17ページのやつなんですけれども、プロパー事業で工業団地の用地取得を計画しておいたのを、こういう経済状況の中でという話でありましたけれども、ちょっと予算書の中に例えば13年度の予算にはこの見送った工業団地用地の取得、造成、そういう費用も13年度は計上されているのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

佐藤 清議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 13年度の公社の予算においても、収入で工業団地の譲渡収入は見込んで予算に計上いたしております。

佐藤 清議長 佐藤市長。

伊藤誠六市長 内訳はなぜ出なかったというようなことだったと思いますが、議会におきましては個々の内容にわたるといようなことになりますと、プライバシーにもかかわってくるということで出せなかったとこのことをごさいます、十分公社の方において議論していただいておりますので、それで十分だと。

そしてまた、予算の際にはそういうことまでは求められては議決要件としてはそこまでは考えられなくてもいいんじゃないのかなと、こういうこと出さなかったとこのことをごさいます。

佐藤 清議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 その答弁で納得はできないんですけども、今後こういうことのないように、いずれわかることを議論をする際に隠すといようなことではなくて、公明正大に議会の中で審議できるような体制を今後お願いをして質問を終わらせていただきます。

佐藤 清議長 ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、平成12年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成13年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について質疑はありせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

全国市議会議長会及び東北市議会議長会表彰状伝達

佐藤 清議長 日程第 5、全国市議会議長会及び東北市議会議長会表彰状伝達であります。
事務局長から申し上げます。

安孫子勝一事務局長 それでは申し上げます。

最初に全国市議会議長会表彰について申し上げます。

去る 5 月 22 日日比谷公会堂で開催されました第 77 回全国市議会議長会定期総会におきまして、本市議会から佐藤穎男議員、伊藤 諭議員、佐藤暘子議員、川越孝男議員、内藤 明議員、松田伸一議員、井上勝・議員が表彰を受賞されました。ただいまから表彰状の伝達を行います。

佐藤穎男議員、登壇願います。

〔佐藤穎男議員 登壇〕

佐藤 清議長

表 彰 状

寒河江市

佐藤穎男 殿

あなたは市議会議員として 10 年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第 77 回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします。

平成 13 年 5 月 22 日

全国市議会議長会

会長 二之湯 智

〔表彰状授与〕 (拍手)

安孫子勝一事務局長 伊藤 諭議員、登壇願います。

〔伊藤 諭議員 登壇〕

佐藤 清議長

表 彰 状

寒河江市

伊藤 諭 殿

以下同文であります。

〔表彰状授与〕 (拍手)

安孫子勝一事務局長 佐藤暘子議員、登壇願います。

〔佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤 清議長

表 彰 状

寒河江市

佐藤暘子 殿

以下同文であります。

〔表彰状授与〕 (拍手)

安孫子勝一事務局長 川越孝男議員、登壇願います。

〔川越孝男議員 登壇〕

佐藤 清議長

表 彰 状

寒河江市

川越孝男 殿

以下同文であります。

〔表彰状授与〕 (拍手)

安孫子勝一事務局長 内藤 明議員、登壇願います。

〔内藤 明議員 登壇〕

佐藤 清議長

表 彰 状

寒河江市

内藤 明 殿

以下同文であります。

〔表彰状授与〕 (拍手)

安孫子勝一事務局長 松田伸一議員、登壇願います。

〔松田伸一議員 登壇〕

佐藤 清議長

表 彰 状

寒河江市

松田伸一 殿

以下同文であります。

〔表彰状授与〕 (拍手)

安孫子勝一事務局長 井上勝・議員、登壇願います。

〔井上勝・議員 登壇〕

佐藤 清議長

表 彰 状

寒河江市

井上勝・ 殿

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第77回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします。

平成13年5月22日

全国市議会議長会

会長 二之湯 智

〔表彰状授与〕 (拍手)

安孫子勝一事務局長 次に、東北市議会議長会表彰について申し上げます。

去る4月18日、秋田市で開催されました第53回東北市議会議長会定期総会におきまして、本市議会から伊藤忠男議員、高橋秀治議員、高橋勝文議員、渡辺成也議員、新宮征一議員が表彰を受賞されました。ただいまから表彰状の伝達を行います。

伊藤忠男議員、登壇願います。

〔伊藤忠男議員 登壇〕

佐藤 清議長

表 彰 状

寒河江市議会議員

伊藤忠男 様

あなたは市議会議員として6年以上在職し、地方自治の進展に尽くされた功績はまことに顕著であります。よって、第53回定期総会にあたり記念品を贈り表彰いたします。

平成 13 年 4 月 18 日

東北市議会議長会会長

山形市議会議長 中村幸雄

〔表彰状授与〕 (拍手)

安孫子勝一事務局長 高橋秀治議員、登壇願います。

〔高橋秀治議員 登壇〕

佐藤 清議長

表 彰 状

寒河江市議会議員

高橋秀治 様

以下同文。

〔表彰状授与〕 (拍手)

安孫子勝一事務局長 高橋勝文議員、登壇願います。

〔高橋勝文議員 登壇〕

佐藤 清議長

表 彰 状

寒河江市議会議員

高橋勝文 様

以下同文。

〔表彰状授与〕 (拍手)

安孫子勝一事務局長 渡辺成也議員、登壇願います。

〔渡辺成也議員 登壇〕

佐藤 清議長

表 彰 状

寒河江市議会議員

渡辺成也 様

以下同文。

〔表彰状授与〕 (拍手)

安孫子勝一事務局長 新宮征一議員、登壇願います。

〔新宮征一議員 登壇〕

佐藤 清議長

表 彰 状

寒河江市議会議員

新宮征一 様

あなたは市議会議員として 6 年以上在職し、地方自治の進展に尽くされた功績はまことに顕著であります。

よって、第 53 回定期総会にあたり記念品を贈り表彰いたします。

平成 13 年 4 月 18 日

東北市議会議長会会長

山形市議会議長 中村幸雄

〔表彰状授与〕 (拍手)

人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて

佐藤 清議長 日程第 6、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。

本件については、お手元に配付しております文書のとおり、委員候補者 2 名の推薦について人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、市長から意見を求められております。

お諮りいたします。

これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の推薦については、市長の諮問のとおり同意することに決しました。

議案上程

佐藤 清議長 日程第 7、報告第 4 号から日程第 18、議第 51 号までの 12 案件を一括議題といたします。

議案説明

佐藤 清議長 日程第 19、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 平成 12 年度補正予算で繰越明許の取扱いをとりました平成 12 年度の寒河江市一般会計、寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計、寒河江市公共下水道事業特別会計及び寒河江市介護保険特別会計の繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

初めに、報告第 4 号は介護予防拠点整備事業費として 1,086 万 3,000 円及び児童扶養手当システム導入事業費 220 万 5,000 円、駅前高瀬山線道路改良事業費 1,932 万円及び山西鶴田線整備事業費 7,794 万 1,000 円をそれぞれ平成 13 年度に繰り越したものであります。

次に、報告第 5 号は寒河江市駅前中心市街地整備事業費について 5 億 2,722 万円を平成 13 年度に繰り越したものであります。

次に、報告第 6 号は処理場水処理設備増設事業費 1 億円を、平成 13 年度に繰り越したものであります。

次に、報告第 7 号は介護保険支給限度額一本化システム開発事業費 656 万 3,000 円を、平成 13 年度に繰り越したものであります。

以上、4 件について地方自治法施行例第 146 条第 2 項の定めるところにより御報告申し上げます。

次に、議第 44 号平成 13 年度寒河江市一般会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、乳幼児医療給付費の追加を初め、総合福祉保健センター用地取得事業費及び雪害復旧対策支援事業費などを計上するものであります。

その結果、1 億 3,839 万 9,000 円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ 149 億 7,839 万 9,000 円となるものであります。以下、その大要について御説明申し上げます。

第 2 款総務費については、コミュニティ助成金の内示に伴い、寒河江市コミュニティ助成事業費補助金に 500 万円を追加し、さらに参議院議員通常選挙にかかる開票時間の短縮を図るため、自書式投票用紙分類機購入費として 200 万円を計上するのが主なものでございます。

第 3 款民生費については、総合福祉保健センター用地取得事業費として 8,372 万 7,000 円を計上するほか、乳幼児医療費給付対象年齢の引き上げに伴い、乳幼児医療給付費に 1,516 万 6,000 円を追加計上するのが主なものであります。

第 6 款農林水産業費については、災害復旧対策支援事業費として 863 万 3,000 円を計上するのが主なものであります。

第 7 款商工費については、市産業立地促進資金貸付金に 808 万円を追加計上するのが主なものであります。

第 8 款土木費については、駅前中心市街地整備事業特別会計繰出金に 250 万円、公園修繕料に 293 万円を追加するほか、最上川緑地公園整備資料作成業務委託料として 420 万円を計上するものであります。

第 10 款教育費については、潤いのある学校づくり実践研究負担金として 50 万 4,000 円、残留塩素測定器購入費として 48 万 8,000 円を計上するのが主なものであります。

これら歳出予算に対する歳入については、県支出金 1,703 万 4,000 円、繰越金 4,968 万 5,000 円、諸収入 1,308 万円、市債 5,860 万円の追加で対応することにいたしました。

第 2 表債務負担行為補正については、農林災害資金利子補給事業及び認定農業者育成確保資金利子補給事業を追加するものであります。

第 3 表地方債補正については、総合福祉保健センター整備事業にかかる地方債の限度額を定めるものであり

ます。

次に、議第 45 号平成 13 年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第 1 号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国庫補助事業等の内示による事業費を追加するものであります。その結果、3 億 2,300 万円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ 43 億 5,960 万円となるものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算の主なものについては、人道橋整備工事請負費等に 2,634 万円を計上し、さらに公共施設充当地取得費に 1 億 3,047 万 3,000 円、補償補てん及び賠償金に 1 億 5,424 万 7,000 円を追加計上するものであります。この歳出予算に対する歳入予算については、国庫支出金 2 億 3,650 万円、一般会計繰入金 250 万円、市債 8,400 万円の追加で対応することにいたしました。

第 2 表地方債補正については、市街地整備事業債の限度額を変更するものであります。

次に、議第 46 号平成 13 年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第 1 号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、平成 12 年度の医療給付にかかる支払基金交付金返還金 2,315 万 5,000 円を計上するものであります。この所要額に対する財源については繰越金で対応することとし、その結果予算総額は歳入歳出それぞれ 39 億 6,415 万 5,000 円となるものであります。

次に、議第 47 号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。安心して子供を産み育てられる社会環境を充実させるため、乳幼児医療給付の対象年齢を満 3 歳未満から就学前まで拡大しようとするものであります。

次に、議第 48 号国土の利用に関する第 3 次寒河江市計画の策定について御説明申し上げます。

本計画は、国土利用計画法第 8 条に基づく計画であり、平成 13 年から平成 22 年までの寒河江市の区域における国土の利用の指針となるものであります。計画の策定に当たりましては、これまで庁内の検討委員会で検討を重ねるとともに、16 歳以上の市民 1,000 人を対象にアンケート調査を実施したほか、市内 5 カ所を会場に地域景観フォーラムを開催するなどいたしまして、住民の意向が反映されたものとしております。

第 4 次振興計画でテーマとしている「花と緑・せせらぎのまちづくり」をも踏まえ、各地域に景観保全ゾーンを設けるなど、美しい土地利用として計画を策定するものであります。

計画の具体的な内容につきましては、5 月 31 日に開催されました市議会全員協議会で御説明申し上げ、御協議をいただいております。

本計画については、国土利用計画法第 8 条第 3 項の規定により議会の議決を経ようとするものであります。

次に、議第 49 号字の区域及び名称の変更について御説明申し上げます。

宅地開発等により都市的住環境が整備され、人口が集中している大字寒河江字越井坂及び字小沼の地域について住所の表示を変更し、住民福祉の向上を図るため、平成 13 年 8 月 1 日からそれぞれ越井坂町、小沼町に字の区域及び名称を変更しようとするものであります。

次に、議第 50 号市道路線の廃止について御説明申し上げます。

新山 12 号線外 1 路線は、道路網を再編するため認定替を行うべく廃止しようとするものであります。

次に、議第 51 号市道路線の認定について御説明申し上げます。

開発行為による 12 路線及び基幹道路の建設等による 4 路線、計 16 路線を認定し、円滑な道路交通の確保と住民生活の向上に寄与しようとするものであります。

以上、12 案件について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

質 疑

佐藤 清議長 日程第 20、これより質疑に入ります。

報告第 4 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第 5 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第 6 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第 7 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 44 号に対する質疑はありませんか。川越孝男議員。

川越孝男議員 7 ページの総合福祉保健センター用地購入費の関係について、具体的に教えていただきたい。

佐藤 清議長 健康福祉課長。

松田英彰健康福祉課長 総合福祉保健センターの用地取得費でありますけれども、これはセンターの隣接地ですけれども 1,007 平米ほどありますが、ここを駐車場用地として取得したいというようなことでございます。

取得については土地開発公社の方に委託いたしまして、更地として執行するというふうなことで、既存の敷地と併用しまして 58 台程度の駐車場を確保したいというようなことでの事業でございます。

佐藤 清議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 今現在センターの中に囲まれたような形で民地があるわけですがけれどもその場所なのか、隣接地であってもまた別の方向へ行くのか、それから時期的にいつごろどうなるのか、あわせて聞かせてもらいたいと思います。

佐藤 清議長 健康福祉課長。

松田英彰健康福祉課長 センターの隣接地ですけれども、今現在清水家具としてあるところを予定しております。

一応整備の予定としては積雪前には整備をしまいたいということで考えております。

佐藤 清議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 この関係については、そうしますともう既に開発公社の方に委託をしているというふうなことでありますか、それともきょうのこの予算の議決を得てから委託をするということなのか、あわせてお聞かせ願います。

佐藤 清議長 健康福祉課長。

松田英彰健康福祉課長 予算の議決を得ましてから開発公社の方に委託をしていくというようなことでございます。

佐藤 清議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 45 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 46 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 47 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 48 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 49 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 50 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 51 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

予算特別委員会の設置

佐藤 清議長 日程第 21、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第 44 号については、議長を除く 23 人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 44 号については議長を除く 23 人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会付託

佐藤 清議長 日程第 22、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務委員会	議第 4 8 号、議第 4 9 号
厚生委員会	議第 4 6 号、議第 4 7 号
建設委員会	議第 4 5 号、議第 5 0 号 議第 5 1 号
予算特別委員会	議第 4 4 号

散 会 午前 10 時 43 分

佐藤 清議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成13年6月14日(木曜日)第2回定例会

出席議員(24名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	那須稔	議員
21番	佐竹敬一	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	井上勝	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
小松仁一	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
松田英彰	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	那須義行	病院事務長
保科弘治	教育長	芳賀友幸	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	選挙管理委員会事務局長
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	監査委員事務局長
真木憲一	農業委員会事務局長		
事務局職員出席者			
安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	大沼秀彦	主任

平成13年6月第2回定例会

議事日程第2号

平成13年6月14日(木)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第2回定例会

午前9時30分開議

平成13年6月第2回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開 午前9時30分

佐藤 清議長 お早うございます。これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

佐藤 清議長 本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一般質問通告書

平成13年6月14日(木)

(第2回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
1	行政改革について	行政改革大綱について (イ)実施計画について (ロ)醍醐小学校に幼児学級施設整備を図ることについて (ハ)幼児学級の今後のあり方について (ニ)教育施設と地域振興について	2番 松田 孝	市長 教育委員長
2	市行政改革実施計画について	行政改革実施計画の課題と問題点について	15番 伊藤 諭	市長
3	チェリークア・パーク民活エリアの進捗状況について	民活エリアの宿泊部門は全国都市緑化フェアまでにオープンできるのか。 中国パール販売(株)のスパリゾート施設建設は本当に大丈夫なのか。 地域総合整備資金貸付について		市長
4	社会教育について	学校教育との関わりについて 家庭教育について 地区公民館と分館の役割について	19番 松田 伸一	教育委員長
5	教育行政について	扶桑社発行の中学校歴史・公民教科書が137カ所もの修正の後検定を通過し、現在各地で展示公開されている。見解は。 歴史を学ぶことの意義について。 殊にアジア近隣諸国との親善、友好を深める上での歴史教育のあり方についてどのように考えるか。 教科書採択に当たり、従来のやり方を変更、改善した点はあるのか。	16番 佐藤 暘子	教育委員長

松田 孝議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 1 番について、2 番松田 孝議員。

〔 2 番 松田 孝議員 登壇 〕

松田 孝議員 おはようございます。

私は、日本共産党と市民を代表し、通告してある課題について市民の立場から質問いたします。市長並びに教育委員長の誠意ある答弁をお願いしたいと思います。

寒河江市は、今から 5 年前の平成 8 年 5 月に元自治省の指導を受けて、昭和 61 年 2 月に引き続き 2 度目の行政改革大綱を作成したと聞いています。その内容も昭和 61 年当時の重点事項と変わらず、事務事業の見直し、時代に即応した組織機構の見直しについて、定員管理及び給与の適正化の推進、効率的な運営と職員的能力開発の推進、行政の情報化の推進による行政サービスの向上、公共施設の設置及び管理運営について、市議会の合理化の 7 項目でした。

さらに、平成 10 年 3 月には行政改革実施計画を策定し、その内容は 38 項目と膨大な改革項目でした。

私は、その中の一つ、平成 11 年 6 月議会で行政改革の項目について、地域住民の立場で特に白岩出張所廃止について、関連して廃止決定に至る当局の手法にかかわる幾つかの問題について一般質問で取り上げました。

一つ目、当局の一方的な廃止についての説明であり、住民の意見を聞くという態度ではなかったこと。

二つ目は各町会長さんや元市職員へ廃止に向けた事前の説得工作を行い、説明会に臨ませたこと。

三つ目、白岩地区連合会に要望書を出させ、廃止の見返りとして条件を加えたことなど、市当局の行政改革の進め方は非常に強引で、住民不在の強権政治そのものであります。

その結果として、地域住民の中には今も出張所廃止に対する強い不満が残っています。地方自治体の仕事とは、地方自治法でうたわれているとおり地域住民の健康、生命、安全を守り、生活と福祉の保持を図ることが本来の目的であります。当局は自治体のあり方に反して、行政改革の名のもとにさらに追い打ちをかけて、平成 13 年 5 月 31 日にはまた新たな行政改革の目標を示しました。六つの重点事項をさらに 23 項目に細分化し、13 年度から 3 カ年と期限つきで達成すべき目標を掲げました。この背景には国と自治体が大型公共投資政策を実施し、借金を拡大してきた構造的な要因と景気変動に伴う地方税収の落ち込みという悪循環が要因となっています。

こうした中で、全国の地方自治体は住民の不満や批判をよそに、市民に新たな負担を次々と押しつける事態がここ数年続いております。今回の行政改革大綱実施計画に 幼児学級の見直しがあります。白岩出張所廃止に引き続き、これまで一度も行革の対象にも上げていなかった幼児学級の廃止が議員懇談会で示されました。これだけ重大な問題に教育委員会はもとより担当課も出席しないままの説明は、異常としか思えません。少子化対策や幼児教育の必要性を口にしながら、一方では行政改革を隠れみに小集団では競争力に問題がある、また、幼児学級と保育所との格差などを強調し、幼児学級を段階的に切り捨てようとしております。

昭和 32 年以来、学校施設として併設し、幼児教育の場としてはぐくまれてきた幼児学級を一般的な効率だけを優先する行政改革に含め廃止することは決して許されません。幼児学級を 4 地区にすべて現状のまま存続すべきだと考えます。

そこで、伺います。

実施計画では幼児学級の見直しとなっていますが、どのような経過で取り上げられたのか、地区の要望を踏まえた上での計画なのか、それとも単に財政上の節減を図る目的で見直しを進めていくのか、市長に見解を伺いたいと思います。

今、日本は全国的に猛烈な勢いで少子化が進んでいます。ことしの子供の日に総務省がまとめた統計によると、2001年4月1日現在、15歳未満児は1,834万人で、前年度より24万人減り、20年連続の減少となっており、総人口に占める割合も14.4%で前年より0.3%減り、戦後最低を更新したとのこと。

ちなみに私たちが幼少時代、1950年当時には子供の割合は35.4%でした。現在、その当時より21%も減少しています。本市の15歳未満児の人口推移を見ますと昭和40年には1万893人で、平成7年には7,508人と3,385人も減少しています。

ところで、寒河江市の各幼児学級の入級幼児数を見ますと、昭和63年と平成13年度の対比では醍醐幼児学級は32人が19人に、幸生幼児学級は9人が8人に、田代幼児学級は9人が2人に、三泉幼児学級は46人が18人となっています。この14年間の入級幼児数を見る限り多少は変動はあります。しかし、当局が示している入級幼児数の減少は、閉級につながる数字的な要因は全く考えられない状況であります。

地区のお母さんやおばあさんからは、幼児学級を地区からなくさないでほしいという声が多く上がっております。本年度に入って醍醐小学校の改築に伴う基本設計が進められているわけですが、これまで既に改築が行われてきた幸生、田代、三泉小学校には幼児学級が併設されてきた経過があります。このことを踏まえれば、当然として地区間の公平性からいっても醍醐地区に幼児学級を建設し、これまで以上に充実した幼児教育の場を地域住民に提供するのが行政の責務ではないでしょうか。

幼児学級を廃止しようとする要因は何なのか、幼児数の数なのか、それとも財政的な要因なのか、教育委員長に伺いたいと思います。

次に、幼児学級の今後のあり方について伺います。

平成2年2月に全員協議会に幼児学級のあり方について、幼児教育指針をまとめ議会に示したと聞いております。その内容は、幼児教育の必要性、国における幼児教育の位置づけ、本市の幼児教育の現状、市の幼児教育のありよう、今後の幼児教育の振興などに分類されております。

この教育要領は平成2年から実施され、以後これを基本に幼児教育が進められています。市の幼児教育のありようについては、現状分析と将来の展望について各幼児施設ごとに述べており、幼児学級については幼少間の連続教育の評価や維持、向上を図るとしてあります。まさに幼児学級はこの基本方針に従って、それぞれの地域の住民の協力を得て、幼児教育施設としてこれまで定着し、運営されてきました。

ところが、教育委員会は幼児学級廃止の大転換を図るために既に説明会などを開き、廃止のための準備を進めています。教育委員会は実施計画が議会に示される前、1週間前の5月23日に幼児学級の今後のあり方に関する懇談会を開いたとのこと。参加者は三泉、醍醐地区連合会長、田代、幸生区長を初め各幼児学級長、PTA、幼児学級保護者代表、かもしかクラブなどの代表者20名で、廃止を前提とした今後の幼児教育のあり方について説明がなされたと聞いています。教育委員会は、その数カ月前にも醍醐地区役員に醍醐小学校改築に伴う幼児学級の併設は諸条件などの理由もあり、不可能との趣旨を伝えたとのこと。であります。

参加者のお話では、教育委員会は改築が行われる予定の醍醐小学校に新たに幼児学級を併設しないこと、醍醐幼児学級を平成15年度までに完全に廃止する方針や幸生、田代幼児学級も醍醐幼児学級と並行して廃止、また、三泉幼児学級を段階的に廃止する計画です。廃止後の具体的な対応についても説明がなされたとのこと。です。当局は、醍醐小学校改築基本計画の中で、既に幼児学級を併設しない方針を決定していたにもかかわらず、これまで議会には全く諮らずに進めようとした意図は何なのか、教育委員長に見解を伺いたいと思います。

なぜ、これだけ重大な政策転換を行いながら、議会にも市民にも諮らず、単なる行革の一つとして幼児学級の廃止を決定したのか、また幼児教育のあり方についての基本方針を変えるのであれば、議会に対してそれなりの手続が必要ではなかったのか。また、基本方針としての整合性はどのように図っていくのか。さらに、先日、懇談会の内容はどんな説明が行われたのか、教育委員長に伺いたいと思います。

次に、幼児教育施設と地域振興について伺います。

北部地域は、かつてない過疎化、少子化、高齢化が同時進行している状況の中で、私たちの周りには未来を託す子供たちが、特に年ごとに減少していくのが実態であります。このような状況の中で、地域住民は将来にどれほどの人が明るい展望を持って生活を営んでいるのでしょうか。事態が改善されずにいろいろな弊害だけが残って住みなれた土地を離れていく人など、また将来の目標を失い、大きな不安を抱えながら生活している人が増えています。

一方、教育現場では学校が荒れ、陰湿ないじめ、年少者の犯罪、それによる自殺者が増え、心を暗くさせる事件が相次ぎ、子育て中の保護者や地域住民に強い衝撃を与えています。こうした中で田代、幸生地区は過疎化、少子化の歯どめについてさまざまな角度で将来につなぐべき公民館活動や村塾、里づくりなどの施策を展開しております。また、各家庭においても子供たちが定住できる新築住宅、改築などを手がけたり、家族間で子育てを支援しながら将来の設計に努力を重ねています。

幼児学級、小学校、住民が連携して祭りや地区運動会の開催、老人クラブとの伝承行事などを積極的に取り組んだりして、他の幼児施設にないゆとりと独自色を出して頑張っております。にもかかわらず、公共施設である幼児学級を閉級する計画に地域住民は戸惑いを隠せず、新たな不安として、数年後には小学校まで閉校かと不安を募らせております。地域振興を考えると、幼児学級あるいは学校は地域のシンボリックな存在であり、住民はそこを大きな心のよりどころとして地域活性化の活動を展開しております。

教育施設は過疎化、少子化という中心的な課題の解決に大きな役割を果たしております。このことを踏まえ、幾ら少人数であっても入級を希望する幼児がいる限り、当然存続すべきであり、地域住民は幼児教育を身近なところで受けさせることを望んでいます。当局が示した保育所などへの通所となると、希望しても条件などによっては入所できないことや、保護者の負担増などが予想されます。さらに不便さや弊害が発生し、諸条件的に考えますと両地区での子育てが将来的に不安定になることは確実です。また、地域では過疎化、少子化が進み、地域が衰退していくのが必至であります。

教育委員会はこのことを踏まえ、父母が自由に幼児学級を選択できる今の幼児学級をさらに充実し、存続を図るべきです。

また、地域振興を踏まえた上で幼児教育施設を見直すべきだと考えますが、教育委員長の見解を伺いたいと思います。

最後に、簡潔でわかりやすい答弁をお願いして、第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えします。

本市では、現在御案内のように醍醐、幸生、田代、三泉の四つの幼児学級を設置いたしまして、入級対象児は翌年度及び翌々年度小学校に入学する者を対象としておるわけでございます。しかし、いずれの幼児学級も少子化が進んでいる中で、入級者が年々減少しているのが実態でございます。

御質問がございましたが、行革の実施計画における幼児学級の見直しの経過ということではございますが、幼児学級は御案内のように教育委員会の所管事項ということから、教育委員会におきましては幼児学級の今後のあり方について委員協議会において検討された結果、幼児教育の充実という観点から、醍醐幼児学級につきましては、小学校の改築、移転と同時に幸生、田代幼児学級についても醍醐とあわせた閉級を検討することといたしまして、三泉幼児学級についても 15 年度までを目標に結論を出していくこととしておるわけでございます。

幼児学級の廃止ということは、行政改革大綱における組織機構の見直しに当たるものであり、教育委員会の意向を踏まえ、13 年から 15 年度の実施計画にのせたものでございます。

また、財政的な面だけで廃止すべきではないかと思うがどうかというようなことでございますが、行政改革は御案内のように高齢化社会の到来、価値観の多様化など、社会経済情勢の変化に対応し、市民のニーズにこたえた活力あるまちづくりを進めるためには、簡素で効率的な行政運営に努めなければならないのは当然であります。こと幼児学級の廃止については、年々減少を続ける入級幼児の実態を踏まえると、幼児教育の充実という観点からも幼児学級を廃止することが望ましいことと考えておるわけでございます。

以上です。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

大泉慎一教育委員長 醍醐小学校に幼児学級施設整備を図ることについてにお答えいたします。

現在、建設を進めようとしている醍醐小学校に幼児学級をつくらないのはどうしてかという御質問に対してお答えいたします。

生涯にわたる人間としての健全な発達や社会の変化に対応し得る能力の育成を図る上で、幼児期における教育はその基礎を培うものとして極めて重要なものであります。特に今日の少子・高齢化、核家族化が進行する中で、幼児教育機関が家庭や地域社会と一緒にあって同年令や異年齢の幼児同士による集団での遊び、自然との触れ合いなどの直接的、具体的な体験など、幼児期に体験すべき大切な学習機会や場を用意することが重要になってきております。

本市の幼児学級については、開設当時と比べ幼児数が減少し、現在、醍醐と三泉幼児学級では 1 学年が 10 名前後、田代と幸生幼児学級では極めて少人数の幼児数となっており、人間関係の固定化や集団的教育活動の不成立、よい意味での競争心の希薄化などの影響が懸念されているところであります。

さらに、平成 14 年度からは学校 5 日制が導入されますが、子育てと仕事の両立支援が重要視されている中、保育期間や時間の延長など社会的ニーズの多様性からも小学校の教育に準じた現在の体制は決して望ましい姿ではないこと、また、幼児学級は本市独自の幼児教育施設で、幼稚園や保育所とは性格を異にしており、制度上その位置づけが不明確となっていることもあります。

このようなことから、これまで本市の幼児学級が果たしてきた役割は認められますが、今後幼児教育のさらなる充実と多様なニーズに充分対応していくため、方向性としては将来幼児学級を閉級していきたいと考えているところであります。

次に、幼児学級の今後のあり方について。

幼児学級の今後のあり方に関する懇談会が開催されるまでの経過についてであります。

これまで教育委員会としては、各地区の幼児学級対象幼児数と入級幼児数に注目していたわけですが、10 年前の平成 3 年度は醍醐地区では対象児童数が 44 名に対し入級児童数が 34 名、三泉地区は 61 名に対し 43 名、幸生地区は 11 名に対し 11 名、田代地区も 11 名に対して 11 名、4 地区合計は対象者 127 名に対して 99 名入級という状況でしたが、特に平成 8 年度ころから減少する傾向が強くあらわれ始め、現在は醍醐地区では対象幼児数が 25 名に対し入級児童数が 19 名、三泉地区は 18 名に対して 18 名、幸生地区は 8 名に対して 8 名、田代地区は 2 名に対し 2 名、4 地区の合計は対象者 53 名に対し 47 名入級というように大きく減少してきております。

さらに、今年度の 5 歳児の入級幼児を申し上げますと醍醐地区は 10 名、三泉地区は 8 名、幸生地区は 3 名、田代地区は 1 名という状況にあります。教育委員会としては幼児教育の充実という観点に立って、以前から幼児学級について協議を重ねてまいりましたが、本年 4 月に幼児学級の今後のあり方という形で一つの考え方をまとめたところであります。

その内容について申し上げますと、先ほどもお答え申し上げましたが、幼児学級の今後のあり方についての方向性として、将来的には本市幼児学級を閉級していきたいということであり、閉級の時期としては、醍醐幼児学級は小学校改築、移転と同時とし、田代及び幸生幼児学級についてもこれとあわせて閉級を検討することとし、三泉幼児学級については平成 15 年度末を目標に結論を出していきたいと考えております。

閉級に向けた具体策としては、醍醐、田代及び幸生地区の幼児の就園先については、保護者の自由な選択と意向を十分に尊重しながら市内の幼児教育施設に誘導していくこととし、三泉幼児学級は現在ある保育所の分園化なども視野に入れながら、周辺幼児教育施設の状況を踏まえて検討していきたいと考えております。

この幼児学級の今後のあり方に関する教育委員会の考え方について、幼児学級のある地区の関係団体の代表者から御意見をいただくため、5月23日に懇談会を開催したところであります。

幼児学級の今後のあり方に関する懇談会の内容についての御質問であります。教育委員会でまとめた考え方に対し、まずは幼児学級のある地区の関係団体の代表者から御意見を賜りたいということで、醍醐、三泉、田代及び幸生地区の町会、PTA、幼児学級保護者会、かもしかクラブの代表者などからお集まりいただき、23日に懇談会を開催したところであります。幼児学級の今後のあり方について教育委員会の考え方を御説明申し上げ、出席者からいただいた御意見を要約しますと、保育所に入った場合の送迎について、閉級の時期について、三泉幼児学級については将来保育所としていくのか、醍醐の方が希望すれば閉級するまでの間、三泉幼児学級に入れるのか、地区の子供を持つ親の意見を聴きながら進めてほしい、地域の方の意見も聴いてほしいなどの意見をいただいております。

次に、地域住民の意識の把握と説明の方法についてであります。幼児学級のある地域において、幼児学級の今後のあり方について教育委員会の考え方を御説明申し上げながら、子供と親を対象に御意見をお聴きしてまいりたいと考えておりますし、地域の方の御意見も賜りながら進めてまいりたいと考えております。

次に、田代、幸生地区の地域特性を踏まえ、将来若い人が定住できるように幼児学級を残すべきではないかという御質問についてであります。

幼児学級については、適正な規模による集団的な教育活動や子育てと仕事の両立支援が重要視されてきており、保育期間や時間の延長など社会的ニーズの多様性からも現在の体制は決して望ましい姿ではないことから、先ほども申し上げたとおりでありますので、御理解いただきたいと思いますところでもあります。

学校は子供たちや地域の方が最も身近に利用できる施設であり、家族や地域の方に数多く学校を利用してもらうことは、学校に対する理解を深め、学校が家庭や地域社会とともに子供を育てていくという認識を深めていく上で大変大切なことであると考えております。これまでも学校教育に支障のない限り積極的に施設開放するなどして、地域に親しまれ、地域と一体となった学校運営に努めてきたところであります。今後とも地域の活性化に結びつくような活用方法について、地域の方々の御意見をお聴きしながら検討していかなければならないものと思っております。

以上です。

佐藤 清議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 大変丁寧な御答弁ありがとうございました。

第 2 問に入らせていただきます。

市長にまずお伺いします。

この幼児学級の廃止については、財政的な問題でなくいろいろな集団教育とか、いろいろな立場で研究していく方針ということでありましたけれども、実際にはこの幼児教育施設はほとんど経費はかかっているわけではなく、年間四つの幼児施設で約 5,000 万円、ほとんどが人件費で済んでいるような状況です。ですから、これを考えますとやはり施設は金かからないし、地元からいろいろな要望あるんですから、これはやはり存続させていくべきだと私は考えております。

そして、財政上の問題はないようなことも話しておりますけれども、実際行革というのはもう少しこういう弱者を切り捨てるのではなくて別な面で、例えばチェリーランドの管理費、こういうものに 4,600 万円も投入している状況もあります。また、駅前開発、これらも約 40 億円事業計画なっていますけれども、こういう金をもう少し削って幼児施設、将来の子供たちのために使うべきではないかと私は考えますけれども、大分市長とは意見が違ふようではございますけれども、この辺市長に対して、市長はどうこの辺考えているのか、もう少しお金の使い方を検討する時期に来ているかと思っております。

最近国会あたりでもいろいろと問題になって、長岡藩の問題もありますけれども、やはり将来の子供たちに対してもう少し金をつぎ込んで、子供たちが健やかに育つような施策を展開していくべきだと私は考えますので、その辺を市長からあればお願いしたいと思っております。

次に、教育委員会にお伺いします。

先ほど私の第 1 問で、平成 2 年度の幼児学級のあり方についての議員懇談会に示された内容の答弁が全くありませんでした。これだけの重大な問題は、全員協議会にまでかけてやった問題を簡単に施策変更するようなことがあれば、きちんとやはり議会に示して、それから地域住民に知らせるのが本来の姿ではないかと思うんですけれども、これを全く無視してこういう行革の、単なる行革の中に入れたということが非常に教育者としてちょっと問題があるのではないかと私は考えております。この辺についてももう少し事前にいろいろな手続をすべきだったのではないのでしょうか。この点について教育委員長に伺いたいと思っております。

次に、醍醐小学校の建設についてなんですけれども、醍醐小学校の建設も平成 12 年度には既に実施計画があったわけなんですけれども、その中で当然として、議会にも幼児学級を併設しない方針をきちんと伝えるべきではなかったかと思っておりますけれども、この辺も全然議会には示されておりました。この辺ももう少し教育委員長にお伺いしたいと思っております。

そして、今まで三泉、田代あたりを建設する時期に、必ず幼児学級の閉級問題が出てきております。これまで私もいろいろな資料を見て調べた結果、そういうのがあります。例えば民間の高松幼稚園の問題とか、あと田代小学校の改築、これは 54 年に完成したんですけれども、このときも同じような問題でしらいわ保育所に入所をするようなシステムづくりをしたという経過を議事録で見えております。でも、このときもやはり地域住民のいろいろな合意が得られないということで、そのまま学校施設に幼児学級をつくった経過があります。

それと、三泉の問題ですけれども、三泉も平成 3 年に改築なされたわけなんですけれども、その当時も同じような問題、それと醍醐、三泉の保育所の設置、統合して設置するようなことも話し合われたような経過があります。でも、これもやはり地域住民からのいろいろな意見の中で調整ができなかった経過もあります。

ですから、今やはりこの幼児施設というのはどうしても地元に残してほしいという考えの方がほとんどです。私も今回この問題で田代、幸生、あるいは醍醐にいろいろ地域住民の方から意見を求めて聞いた中で、やはり残してほしいという切実な声が出ております。でも、教育委員長も醍醐地区なわけなんですけれども、市長も醍醐

地区ですけれども、どうしても地元の意見を無視して進めているような状況があります。実際、住民の意見として懇談会の中でいろいろ話し合った中身はあると思うんですけれども、この中からだって当然としてそういう意見が出たと思うんです。それを無視してやはり集団教育の大切さとか、かけ離れたところで議論しているような状況があります。

結果的にこういう幼児学級を併設するのにやはり金がかかることも当然なんですけれども、これだって今まで三泉地区の幼児学級を建設してきたわけですから、このときだって国の国庫補助がなくても建設したわけですから、そういうのを地域間の公平性からいけば当然つくらなければならない問題だと、建設すべき問題だと思いますけれども、この辺ももう少し地域の住民の声を聞いてほしいと思います。

いろいろ懇談会の中では話し合われたんですけれども、実際この話を聞いてみますと丸きり廃止に向けた話であって、私たちの意見なんていうのは言い出すすき間もなかったという方もいます。だからこれはもう少しざくばらんに、最初は懇談会というわけですから、幼児教育施設の充実とか、あといろいろな問題を取り上げてその中からまとめていくのが本当であって、今回の懇談会の中身を聞いてみますとやはり廃止に向けて、そしてまた、それに対応すべきやり方を説明したのに終わったということなんですけれども、これでは非常に住民を無視したやり方ではないかと私は思いますので、その辺を教育委員長はどう考えているのか、これが当たり前の姿であったというなら、教育委員長の考え方を直してもらいたいと思います。

これは住民からいろいろな形で、醍醐小学校もそうですけれども、いろいろな地域から意見を集約した結果、幼児学級を残してほしいというのが大半であれば、これは建設する考えはあるのかどうか、その辺もお聞きしたいと思います。

あと次に、田代、幸生地区の幼児学級の問題ですけれども、今、非常にこういう公共的な施設がどんどん周辺の地域から外されているような状況があります。これは西川町でも非常に今大きな問題が起こっております。西川町の保育所を全部統合してやるようなことで今議論されておりますけれども、やはりこれも地域からいろいろ意見を聞きますと、まず7割方廃止に反対ということで進められて、非常に当局も困っているような状況があります。やはり地方、田代、幸生もそうですけれども、周辺部ではこういう公共施設がなくなることによって非常に不便さを感じます。私たちの白岩地区もそうなんですけれども、出張所廃止になって困っているのは住民であります。いろいろ交通の便は確かに車社会ですから便利さはありますけれども、その対象外の弱者が非常に困っているような状況でありますので、この辺ももう少し地域の住民のいろいろな意見を聞いて、やはり残す方向で今田代、幸生、白岩あたりもそうなんですけれども、三世代、二世代同居が非常に多い地区なんです。ですからやはり家族間で協力して送迎したり、その中で子供たちといろいろな会話をしながら幼児学級に通うときにいろいろと触れ合いを楽しんでいるようなおばあちゃん、おじいちゃんらがあります。

ですから、こういう今地方の時代、地方の時代と言っている中で、やはり今の寒河江市の現状を見ますとどうしても中心的な施策がどんどん展開されている中で、もう周辺部はがたがたと寂れていくような状況になっております。ですから、施設を残すことによって地域も頑張って支援していく気持ちでおるので、これはぜひとも幸生、田代地区に存続してほしいという地域の住民もありますので、この辺を検討するあたりにあるのかどうか、教育委員長にお伺いしたいと思います。

以上で第2問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 現在は高齢化と同時に少子化が急速に進んでおるわけでございます、ですから少子化対策というものにつきましては、市におきましても御案内かと思えますけれども、いろいろな面で対応しております、ですから、これは福祉の面もさることながら教育面でもこれは対応していかなくてはならない。

そういう中で幼児学級というような問題が取り上げられたわけでございますけれども、御案内のように幼児学級の対象者というのは条例上四、五歳児でございます、そうしますと先ほども話ございましたけれども、答弁がありましたけれども、田代ではことし入ってくるのが 1 名でございます、幸生で 3 名でございます、そういう中で先ほど教育委員長から答弁ありましたように集団活動もできなくなるのではないかとか、あるいは友達と仲良く遊ぶというようなことも、これも非常に難しくなるのではないかと。こういうことはそういう社会性を醸成するというようなことはこれからは非常に求められているときに、そういう状況でいいのかというような見地から教育委員会でも十分御検討いただいたと、このように思っておるわけでございます、非常に強くたくましいところの、そして心を開いたところの、開かれるような子供を育てるということは一番私は求められておるんだらうと、こう思っております、少子化の中での数少ない児童・生徒でございますから、それをどのように育てるということは、行政も地域も家庭もこれは考えなくてはならない問題でございますから、そういう教育的な見地、子供をいかに育てるかというような見地、これは大切だらうと思っております、全然幼児学級に金がかからないのではないかとというような話がございましたけれども、これはかかることはかかります。ですけれども、何も衷心の弁なきに施策を講じて大きな事業をやっているというものではございません、やはり寒河江市全体をにらみながら対応しております、こういうことをいろいろ全般的に眺めながら施策を講じておるわけでございます。

ですけれども、一般的なことではございますけれども、これは行政改革というのは常に踏み込んで進めなければならないと。市民の方から税金をちょうだいし、それをいかにして行政サービスとして多く還元するかということが、それは簡単なことではございますけれども、一番の根底にあるかと思っておりますから、そういう中では常に行財政のあり方というものを見直ししまして改革に取り組み、そしてやっていくというのがこれは常に求められていることではございまして、そういうことでの先ほどの答弁でございます。御理解いただきたいと思えます。

佐藤 清議長 教育委員長。

大泉慎一教育委員長 ただいま教育委員長の意見をというふうなお話でございました。

教育については御存じのように市長のように旗印を考えて委員会をリードしていくというような立場ではありませんので、いろいろな意見の教育委員を代表するのが教育委員長、そして今までの経過などを踏まえながら教育委員会の考え方を教育長から答弁いたします。

保科弘治教育長 私から何点かについてお答えを申し上げます。

第 1 番目に、教育委員会で以前、平成 2 年に出しました寒河江市の議会全員協議会に出した幼児教育のあり方について、これを無視したような形で事を進めているのではないかというふうなことでございますが、これは私たちは十分踏まえているつもりでございます。

まず、この資料を見ますとおわかりなわけですが、幼児教育の必要性について、第 1 番目に幼児の健やかな発達を図る上から、社会性の芽生える幼児期において、家庭だけでは得ることができない集団活動の機会を与えることが大切であるということを示しているわけでありまして、

そして、第 2 番目には、集団生活を通ず中で自己を十分発揮して信頼感とか満足感、さらには自立心、社会性の基礎、基本的な生活習慣を養いながら子供の発達を促していくというようなことを大前提に掲げているところであります。

そんなことを受けて、今までの幼児学級の歩み、寒河江市では昭和 37 年に条例をつくりまして幼児学級を 9 カ所に設けまして、その後、やはり時代的な推移を見ながら昭和 47 年には南部小学校にあった幼児学級をみなみ保育所に、そして 52 年には柴橋小学校にあった幼児学級をしばはしの保育所に、54 年には西根幼児学級をにしねの保育所、さらに 55 年にはしらいわ、56 年にはたかまつというぐあいに子供たちの健全な健やかな発達と、それから保育所をきちんと開設して時代のニーズに合うような幼児施設を整備していったと、そういう経過があるわけでございます。

ただ、幸生とか田代、あるいは醍醐、三泉については地域の特性等を考えて、現在のところ残して整備をしていくというふうなことが明示されて、議会の方にも提示されたわけでございます。

そういうものも十分踏まえた上で、このたびさまざまな面から討議を重ねてきたわけですが、何といたっても我々教育委員会側としましては少子化、あるいは時代の推移による幼児学級に対するニーズの求め方というんでしょうか、そういうものが変わってきていると、そういうことにこたえ得るような考え方に基づいて、これから徐々に整備をしていかなければならないのではないかというふうなことであったわけです。

最初に何か行革のために我々はこうやるというふうなとらえ方をされたのでは、私たちは大変心外なわけですし、教育上の配慮から十分検討した上での方向性を見出したということでございますので、御理解を賜りたいというふうに思っております。

2 番目については、醍醐小学校の中に今までのような形で名を残すことができないか、あるいは学校敷地に併設するような形でできないかというふうなことだと思っておりますが、これも委員会の方で十分検討いたしました。しかし、今、学校建築の中ではかつての教室と特別教室ぐらいつくればよいというふうな学校建築ではなくなっているわけで、非常に教育の中身が多様化してきて、そのためにこたえられるような学校施設をつくっていかねばならないというふうなことで、幼児学級をそこに残すような格好はやはりどうしてもとれない、あるいは敷地内にとりこめることも考えたわけですが、これもやはり先ほど言ったような建築をするというふうになりますと、敷地も余裕がないというようなこと等もありまして、これはあくまでも集団活動が成立するというふうな、そういう教育環境を整えてやるという観点からが一番大きいわけですが、そんなことになった。建設できないというふうに教育委員会の中では結論づけたということでございます。

あと、地元の意見を無視した、あるいは議会を無視したようなやり方ではないかというふうなことなわけで

すが、もちろん寒河江市の条例をきちんとつくってやっている幼児学級でございますので、これを廃止するというようなことになればきちんとした手順を踏んで、議会等にお諮りをするのは当然これからやってまいります。ただとにかく地元の意見を率直に聞いていこうというふうなことで、このたびの懇談会等も組織して、これからも地元到我々入って直接お聞きするというふうな格好を積み上げてやりたいというふうに思っているところです。

それから、田代、幸生地区に残す方向で考えられないかということですが、これは本当に人数、この平成2年のときは醍醐地区ですと30人台がずっと継続して入級しておりました。それから幸生地区にしても10人台、そして田代も同じく10人台、三泉については30から40人台というふうに適正なある程度の集団活動が成り立つ数字が出ておったわけですが、平成9年度、10年度ごろから非常に減少していったわけですが。現在は先ほど申し上げたような数字になっているというふうなことで、教育効果、子供は豊かに伸びていく可能性を内に秘めているわけです。現在のことも大事ですが、未来をつくり出す力の基礎を培っていくというのが幼児教育の大事な目的でございますので、そういった観点からこのたびのような方向性を打ち出したということで御理解を賜りたいと思います。

以上です。

佐藤 清議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 市長からも教育長からもいろいろあったわけですが、やはりこの問題は集団教育の問題を盛んに言っていますけれども、でもこれは地域によってはやはり必要なところにすべき姿ではないかと私は本来考えております。これまでですと保育所を設置できない箇所に寒河江市は独自にやってきたわけですから、当然としてやはりそういう考え方でやってきたものですから、それを地域の住民の声を聞く形で進めてきたわけですから、これもやはり継続してやっていくべきではないかと私は思います。どうしても集団教育というのは大切さは私たちも持っております。でも、何といたっても不便でどうしても交通手段がないとか、いろいろな条件が重なってそこに行けない人もおるわけです。ですから、こういう人のためにもやはり今ある施設をどうしても残す必要があるのではないかと思います。

先ほどから各幼児学級の数字なども出ておりますけれども、醍醐でもずっと継続して極端には減らない状況にあります。ゼロ歳児から見ますと。あと幸生、田代でもそうです。今の現状を維持していくような数字がほとんど見られます。ですから何も数字的な問題ばかりでなくて、やはりどうしてもこれを単なる行革の一つとして進めていくような方向しか私は見えないんです。その辺をもう少しこの幼児教育のあり方についての中身を見ますと、やはり幼少間の連続した教育を寒河江市では進めていくような中身も持っております。

それと、平成 8 年度の第 4 次寒河江市の振興計画の中にもそういうことはきちんと載っているんです。連続教育の大切さ、やはり地域で、幸生とか田代あたりは特にそうなんですけれども、地域で連帯して、上下関係でいろいろな集団的な教育が望ましいということが載っているんですから、その辺ももう少し大事にした形で検討すべきだと私は思います。

地域住民からいろいろな意見を聞いて進めていくんだということでもありますけれども、十分に、対象を狭めないで広い範囲で住民の意見を聞いて、住民からのいろいろな角度でアンケートをとったり、そういうものを積み重ねて結論を今後出していってもらいたいと思います。今の段階ですとどうしても結論が先に出て、あとはどんなやり方でも意見をつぶしていくような状況がありますけれども、そういうのでなくてやはり十分地域から意見を集約してもらって、そして今後具体的に検討を進めていってもらいたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

伊藤 諭議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 2 番、3 番について、15 番伊藤 諭議員。

〔15 番 伊藤 諭議員 登壇〕

伊藤 諭議員 私は、社会民主党・市民連合と通告している課題に関心を持っている市民を代表し質問を行いますので、市長の誠意ある答弁をお願いするものであります。

最初に、通告番号 2 番、先月の 5 月 31 日、議会の全員懇談会において報告がありました行政改革大綱に基づいて策定された平成 13 年度から 15 年度にかけての 3 カ年にわたる実施計画について、平成 8 年に策定された行政改革大綱や平成 10 年 3 月に策定された実施計画との関連も含めて、課題や問題点について市長の見解を順次お伺いしたいと思います。

第 1 に、今回の実施計画を策定するに当たって、前回の実施計画の点検、総括を明らかにすべきであると思います。先日の全員懇談会において担当課長より口頭で 38 項目中 35 項目が実現してきたとの説明がありました。しかし、何がどのようにして実現してきたのか、実現しなかった項目の原因は何か、こうした点検、総括があって初めて新しい課題に取り組んでいくということになるのではないかと思います。こうした前回の実施計画の点検、総括の結果をこの場で説明いただきたいわけでありますけれども、長くなると思いますので、後で文書でお示しいただきたいと思います。この点についてどうお考えなのかお答えをいただき、この場では、できなかった課題について項目と原因、今後の対応についてどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

第 2 に、この実施計画を策定した手順についてであります。新しい実施計画をつくるため、庁内の行政改革推進委員会が設置をされたというふうに聞いていますが、いつ設置されたのか、また、この行政改革推進委員会の構成及び委員会の開催日数について教えていただきたいと思います。

さらに、実施計画の策定期間であります。議会には 5 月 31 日に説明がりましたが、28 日に庁内の行政改革推進委員会が開催されたと聞いています。この会議において示された実施計画案に対して意見などが出され、変更された項目などがあつたのかどうか伺います。

また、13 年度から実施をする計画としては、年度途中の 5 月に策定したのでは遅過ぎたのではないかと。遅くとも前年度の 3 月末には策定すべきであったと思いますが、策定期間について見解をお伺いします。

第 3 に、今回の実施計画の具体的改革項目について何点か考え方を伺いたいと思います。

最初に、事務事業の見直しの、市民向け配布文書の整理、削減であります。

私も市民の多くの方から配布文書の整理統合ができないのかという声を聞きます。特に市報に掲載できるお知らせや趣旨の同じような文書は統合すべきであると私も思います。その典型的なものが「花・緑・せせらぎニュース」であります。この「花・緑・せせらぎニュース」の発行については市報に掲載されている内容と同じようなものであり、全ページカラー印刷をするなど年 2 回で 100 万円を超える事業費を支出していることは、経費削減、まさに行政改革に逆行するのではないかと、統合すべきではないのかと提言をしてきました。しかし、当局は「花・緑・せせらぎ」は市の施策の柱であり、統合する考えがないと答弁してきました。

このようなことを言えば、これから廃止、統合される配布文書は重要でないから廃止、統合されるのか、自分たちの事業が軽く見られているなどの感情的なものに発展するものと思います。重要であるとか重要でないとかの基準ではなく、類似的な文書で市報などに統合できるものは廃止、統合するという明確な基準で整理、削減すべきであると考えます。

そのためには平成 12 年度における市民向けの配布文書はどのような文書が、年間の発行回数や発行部数、発行に要する諸経費の金額について調査し、その調査に基づいて統合すべきもの、継続すべきもの、回数を減

らすものなどに区分をし、関係者の意見を聞いて最終的に判断すべきと考えます。このような検討を庁内で検討するだけではなくて、本市に広報委員会などの組織もありますので、そうした委員会へ諮問して慎重に検討すべきであると思います。整理削減する基準づくりや検討の方法についての市長の見解をお伺いします。

2点目に、時代に即応した組織機構の見直しについての 幼児学級の見直しについてであります。この点については先ほど松田孝議員から詳しく質問があり、一定の答弁をいただいておりますので、私は質問を割愛させていただき、御要望だけ申し上げたいというふうに思います。

この幼児学級の見直しについては、行政大綱にも提言をされていず、まさに唐突な感じがします。醍醐小学校の新築計画に伴って突然出てきた課題ではないのかと考えられます。この問題は、寒河江市の未来を担う児童をどう育てるのかという大事な課題であり、子供たちにとっても子供を持つ保護者、家族にとっても自分たちの生活に重要な変化をもたらす大事な問題でありますし、これから幼児学級に入れようとしている地区住民にとっても大きな問題であります。こうしたことから松田議員も提案してありましたが、広く住民の客観的な意見を聞くという立場からアンケート調査などを行うなど、地区住民の声を十分聞き、廃止を一方向的に押しつけることのないよう慎重に対応するよう強く要望しておきたいとします。

第3点目に、定員管理及び給与の適正化の推進についての 時間外勤務の縮減についてであります。

時間外勤務は、本来突発的な災害や短期間に大量の事務を処理しなければならないなど、日常業務以外の事務を処理するためにやむを得ず勤務時間を超えて仕事を行うことにより発生するものであります。したがって、日常業務を処理するために恒常的な時間外勤務を行っているとするは問題です。このような時間外勤務は本来の時間外勤務と言えるものではありません。仕事の量と人員配置のアンバランスから生ずるものであり、適正な人員配置が行われていればこうした恒常的な時間外勤務はなくなるものと確信します。

また、時間外命令はこの議場に座っている管理職の皆さんが事前命令を行うことにより発生するものであります。管理職が常に職員の仕事の進行状況を把握し、適切なアドバイスや指導を行い、的確な命令を行っているのかという問題もあります。時間外命令が、事前命令がなされず担当者任せの時間外伺い化し事後命令になっていないのかという問題もあると思います。このような時間外命令や時間外勤務の実態、課題を明らかにし、検討する中から適正な人員配置を含め検討をしていく必要があると思います。

いずれにしても時間外勤務を好きでやっている職員はいないと思いますので、時間外勤務に対する市長の基本的な考えと時間外勤務の縮減をどのような方法で行おうとしているのかお伺いしたいと思います。

4点目に、行政の情報化の推進による行政サービスの向上の 窓口業務の延長の検討であります。一口に窓口業務の延長といっても方法ややり方はいろいろとあると思います。昼休みの対応から始まって夕方の延長、土曜日曜の対応などさまざま考えられます。現在、どのような延長を考えているのか伺いたいと思います。

また、この窓口業務の延長をことしの中ごろから実施したいとの全員懇談会において説明がありました。窓口業務の延長は職員の勤務時間、勤務形態に大きな変更を伴うものであります。当然、市職員労働組合との協議も必要であると考えます。市職員労働組合との協議はどうなっているのか伺いたいと思います。

行政の情報化の推進による行政サービスの向上を考えるなら、窓口業務の延長などという古い手法を考えるのではなく、住民票や印鑑登録証明書などの自動交付機の設置をこの項に上げるべきであったと思います。フローラ・S A G A Eに自動交付機を設置するという計画はどうなったのかお伺いします。私は、自動交付機の設置をフローラ・S A G A Eだけでなく市役所や地区公民館などに増やしていけば、行政サービスの向上にもつながり、地区住民と地区公民館などの交流も図られ、地域活性化にもつながると思います。市長の見解をお伺いします。

最後に、公共施設の設置及び管理運営についての 地区公民館長の民間人登用の検討であります。平成8年5月に策定された市行政改革大綱には、このことについて寒河江市における生涯学習推進体制のあり方と生涯学習の振興の方策についての具現化について積極的に推進すると記載されております。この生涯学習にかかわ

る答申書は平成2年11月に出されたものであります。この答申書の中には今回、行政改革しようとしている地区公民館長の民間人登用の提言も確かにあります。しかし、この答申書に流れている柱は、本市の生涯学習を総合的に推進していくための体制づくりと学習の拠点施設である公民館と分館の整備を図りながら地域づくり、まちづくり、人づくりを目標としているものであります。行政改革大綱においてもこの答申を尊重し、具現化について積極的に推進することを謳っているものでありますから、実施計画においては答申の中から当局の都合のいい部分のみつまみ食いするのではなく、この答申書を積極的に具現化するために、例えば生涯学習推進実施計画などを具体的につくるべきであると考えます。市長の見解をお伺いします。

次に、通告番号3番、チェリークア・パーク民活エリアの進捗状況についてお伺いしたいと思います。

この問題については、今まで何回か私や同僚議員も質問をしていますので、またかという気持ちもあると思いますが、来年6月に開会される全国都市緑化フェアも近づき、民活エリアの整備もタイムリミットに迫っています。また、最上川ふるさと総合公園において全国都市緑化フェアに向けて会場づくりの工事が急ピッチで行われています。これに比べて民活エリアの建設はどうなっているのだ、開発計画の全容について明らかにしてほしいという多くの市民の心配する声次第に大きくなってきていますので再度質問させていただきたいと思えます。

最初に、民活エリアの宿泊部門は、全国都市緑化フェアまでにオープンできるのかということであります。このことについて同僚議員の質問に対して、市長は、昨年3月に開催された民活エリア開発推進連絡会において、各社とも全国都市緑化フェアまでにオープンすることを確認しているので心配は要らないと答弁を行っています。その連絡会から1年以上過ぎています。全国都市緑化フェアもちょうど1年後に迫ってきました。現在、農協の施設が営業を開始したほか、ホテルシンフォニーだけが建設中であります。地域総合整備資金の貸し付けを受ける予定のこころの宿一龍と株式会社チェリーランドさがえさえもどのような施設を建設するのか明らかにされていません。融資を受けるものが計画の全容も明らかにできない中で、融資金額を市の予算に予算化するという、一般市民から見ると不思議な現象が我が寒河江市の実態であります。

このような状況を見るとき、民活エリア開発推進連絡会の11社から8社に減ったわけではありますが、シンフォニーを除いて本当に建設の意欲があるのか疑わしいと言われてもやむを得ないのではないのでしょうか。農協以外の民活各社7社の建設予定、建物の概要及びオープン予定について詳しく御説明いただきたいと思えます。

また、平成12年4月以降、民活エリア開発推進連絡会は開催されたのか、開催されたとすればどのような協議がなされたのか教えていただきたいと思えます。

特に中国パール販売株式会社のスパリゾート施設建設は本当に大丈夫なのかという心配する声が市民の間でますます多くなってきています。今まで市長はこうした質問に「信頼している。建設していただけるものと信じている」との答弁に終始し、施設の内容についても露天ぶろや各種ふるのほか、レストランといった内容を軸とした施設という答弁を繰り返してきました。露天ぶろを初めいろいろなふるやレストランなどはどこの旅館にも併設されており、このような施設がチェリークア・パークの目玉の施設と言えるのか。このような施設で客を呼べると本気で考えているのかとがっかりせざるを得ません。もしこのような施設でこの不況時代に客を呼べると本気で考えているとすれば、経営者としての資質を疑わざるを得ません。

このスパリゾート開発は、雪国の暗い、寒いというイメージを払拭するような明るい、暖かいイメージの南国の香りのするリオのカーニバルを模したスパリゾートを建設するとして、市長みずから補正予算を組み、反対の声を無視してまでブラジルに行ってカーニバルなどを視察してきた経緯があります。このスパリゾート構想が市長の答弁によると健康増進施設に変わったようですが、最近ではスーパー銭湯という話も聞かれています。一体スパリゾート構想はどのように進んでいるのか、明らかにしてほしいと思えます。

スパリゾート構想も計画も示されない中、チェリークア・パークの目玉の一つであった最上川舟運も挫折し、

民活エリアの開発はより厳しさを増していると思います。中国パール販売株式会社やその他の開発業者に責任を押しつけるのではなく、市長みずからできないものはできない、無理なものは無理だ、決断する時期ではないかと思います。スパリゾート建設に対する市長の決意を伺いたいと思います。

次に、地域総合整備資金の貸し付けについてであります。

昨年の当初予算に2億円、本年度当初予算に6億8,400万円の地域総合整備資金貸付事業として地方債が予算化されました。地域総合整備資金貸付制度は自治体が総事業費の20%以内の範囲で、金融機関から借入れをし、地域総合整備財団を経由して開発会社へ無利子で貸し付けをする制度であります。この返済は5年以内の据え置きで15年返済となり、その利息の25%を自治体が負担をし、残りの75%の利子を地方交付税で措置をするというものであります。民間開発、民間開発と言いながらも自治体も大きな負担とリスクを背負うこととなります。本市が背負うリスクや負担を市民に明らかにする必要があると思います。

そこでお尋ねしますが、平成12年度に地域総合整備資金貸付事業として金融機関から借り入れた利率は何%で借り入れしたのか。

また、借入金額1億1,600万円の本市における利息の負担額25%分は幾らになるのか教えていただきたいと思います。

さらに、13年度予算に計上した株式会社チェリーランドさがえ、ホテルシンフォニー、ホテル一龍の施設概要とチェリーランド3億円、シンフォニー1億8,000万円、一龍2億円、合計6億8,400万円のそれぞれの予算計上した算出根拠をお尋ねをし、第1問としたいと思います。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時15分といたします。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時15分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、行政改革実施計画の件でございます。

実施計画の結果についての質問がございました。このことにつきましては、5月31日に開催していただいた平成13年度から15年度の行政改革大綱実施計画の議員懇談会におきまして、担当課長から前回の10年度から12年度の結果についての達成内容、それから達成率、未達成の内容等につきまして説明させましたが、あえてその結果について議員は印刷物での要望ということであればおあげしたいと思っております。

また、前回の実施計画に掲げた項目で達成できなかったものについてでございますが、達成できなかったものは給食調理業務の民間委託、審議会等委員選任の見直しに係る人材リストの作成、人材育成基本方針の策定の3項目でございます。

給食調理業務の民間委託については、学校調理師の退職者がなかったものでありまして、それから人材リストにつきましては、審議会等委員の選出については条例で定められており、あらかじめリストを作成しておく必要はないと判断したものでございます。それから、人材育成基本方針の策定については、基礎資料の収集を行ったものであり、平成13年度中に人材育成基本方針を策定してまいろうかと思っております。

それから、行革本部についてのお尋ねがございました。この大綱実施計画は、5月28日に開催した寒河江市行政改革推進本部会において決定をしたものでございます。決定されたもののほかにも省エネの関係からノーネクタイデーの設置とか、あるいはエレベーターの利用制限等の話も出たところでございます。

また、策定期間についての御質問もありましたが、前回策定した実施計画の終わりが平成13年3月31日まででありましたので、前回の達成、あるいは未達成を踏まえた上で、13年度からの実施計画を5月28日に策定いたしましたものでございます。

それから、市民向けの配布文書の整理、削減というふうなお尋ねもございました。平成12年度における配布文書の実態は115件、延べ231回となっております。その内訳は全戸配布が86回、一部地域の全戸配布が68回、全戸回覧が46回、一部地域の回覧が13件となっております。市民向け配布文書の整理削減につきましては、これまで平成10年に策定した大綱の実施計画に基づき広報委員会において協議していただくとともに、庁内の打ち合わせ会議を開催しまして、継続的なイベントなどで市民に定着しているものについては、市報の紙面充実によりチラシ等を廃止できないかどうかについての検討を行い、年金だよりを初め消防だよりなど発行回数削減や、フリーマーケット、農業と物産まつりなどのイベントのチラシ廃止を行ってきたものでございます。

配布文書を廃止、統合する基準というような話もございましたけれども、各課において行政改革大綱実施計画の方針を十分踏まえ、市民向け配布文書の整理削減に向けて取り組んでおるところでございます。

また、本年2月に開催しました平成12年度の広報委員会におきましては、13年度におきましても配布文書の整理削減について御協議をいただいたところでございまして、今後とも広報委員会においても御協議をいただきながら、市報の充実を図りつつ市民向け配布文書の整理削減を図っていきたいと考えておるところでございます。

次に、時間外勤務のことで申し上げます。

時間外勤務は公務のため、臨時または緊急の必要がある場合に勤務を命ずるものでございまして、通常業務については時間内に終了できるように、これは当然努めなくてはならないものでございます。ただ市民の利便性を考えるとき休日によるイベントの開催や用地交渉、そして夜間の会議などのために行う業務もあるわけで

ございます。そのような業務に係る時間外勤務については、休日の振り替えなどにより縮減を図っていかねばならないと考えております。

また、8時半から午後5時までの勤務時間を勤務の特殊性、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務している、いわゆる勤務時間を8時半から5時にこだわらず別に定めている職員のように、今後はその拡大をも検討してまいらなければならないと思っております。

さらには、夜遅くまで勤務した次の日、遅い時間に出勤するなどの方法がとれないかも検討していきたいと考えております。

次に、窓口業務の延長について申し上げます。

このことにつきましても、行革の実実施計画において行政サービスの向上という観点から、証明交付など窓口サービス業務時間を夜間まで延長し、市民サービスの向上を図ろうとしておりますが、その実施内容につきましては、5月25日に庁内の検討会を設置しまして、実施に向けて検討しております。

それから、自動交付機のことですが、これは現在国において住民基本台帳ネットワークシステムを整備し、住民票の広域交付を予定している平成15年度に向け、自動交付機による発行に向けても検討することといたしております。

それから、公民館長の民間人登用の御質問にお答えいたします。

御案内のように平成2年11月に社会教育委員会から教育委員会に答申されました寒河江市における生涯学習推進体制のあり方と生涯学習振興の方策の中では、地区公民館長には地域に精通した方を地域内から選任すべきであるとのほかに多くの提言がありましたが、今般、行革の一環として取り上げたのは、地区公民館長の民間人の登用を行革の実実施計画に検討課題の一つとして計画したところであります。

次は、クア・パーク関連について答弁申し上げます。

民活エリアの各事業者の進捗状況でございますが、現在建築中でありますところのホテルシンフォニーにつきましては、平成14年3月、来年の3月のオープンを目指しているところでございます。建物の概要につきましては、コンベンションホールや露天風呂、多目的ホールなどを備えた建物でございます。構造は鉄骨鉄筋コンクリート造り7階建て、建物の延べ床面積は5,600平米、収容人員は約140名のホテルでございます。一龍につきましては、本年5月からの外構工事に着手されており、順次建物の建築にも取りかかられると聞いておるところでございます。チェリーランドさがえにつきましても、本年中に建設工事に着工なさるとのことでございますので、緑化フェアまでにはオープンしていただけるものと思っております。

それから、ヤマコーと滝の湯ホテルについてでございますが、それぞれ会社内部での調整やら、金融機関との調整を行っているとのことでございますので、それらがクリアされれば建築に着工されるものと思っております。

それから、ホテルタウンでございますが、ホテルタウンのクア・パーク進出計画の中心となっていた代表取締役佐藤洋さんが平成12年9月27日亡くなられたわけでございます。そして、計画を断念されたものでございます。ただし土地については、隣接している株式会社ホテルシンフォニー代表取締役佐藤悌次郎氏に譲渡したい旨の承認の願いが平成13年5月28日付でありましたので、平成13年5月30日に土地の譲渡について承認をしたところでございます。

それから、民活エリア開発推進会議についてのお尋ねがございました。

昨年6月の定例会におきましても一般質問で御回答したところでございます。この民活エリア開発推進連絡会は、民活エリアの開発について総合的に検討し、開発事業の円滑化を図ることを目的として発足したものでございます。御案内のように会長は、さがえ西村山農業協同組合代表理事組合長になっておられるわけでございます。民間事業者とさがえ西村山農業協同組合及び市で構成されております。連絡会では開発事業に関する調整事項を協議することとなっているため、必要に応じ会長が招集し開催するものでございます。したがいまし

て、この団体の任意性からその開催の状況を明らかにしていくという必要性はないと考えておるところでございます。

それから、中国パールについての進捗状況についてもお尋ねがございました。

昨年3月とそれから6月と9月の定例会、毎回のように一般質問でありましたので、それに回答したとおりでございます。これまで申し上げてきた内容を軸として検討なされているようでございます。最近私も直接伺ったわけでございますけれども、必ずや実現していただけるものと確信しているところであり、今後とも早期着工に向け働きかけてまいりたいと思っておるところでございます。

それから、地域総合整備資金貸付金のことでのお尋ねがございました。

平成12年度において民活事業者に貸し付けした資金1億1,600万円の本市が起債を発行した総合整備資金の借り入れ利率は1.23%でございます。そのうち75%は地方交付税に算入されますので、実質市が負担すべき利子は25%分であり、御案内のとおりでございます。この25%を金額にすれば35万6,000円でございます。

それから、同じく総合整備資金について、今年度についての内訳をどのように見込んだかというようなことでございますが、チェリーランドさがえが3億円、一龍が2億円、ホテルシンフォニーが1億8,400万円を見込んで計上しているところでございます。貸付金は貸付対象事業に係る借り入れ総額の20%相当分であり、6億8,400万円を当初予算に計上したところでございました。

以上です。

佐藤 清議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 一問回答をいただいたんですが、非常に不十分だというふうに思いますので、再質問させていただきたいというふうに思いますが、行政改革の実施計画の点検、総括、やはりこれはだれが見てもわかるようにきちんと文書で、議会にも計画は出しているわけですから、当然総括についても文書で出させていただきたいというふうに思いますし、その中で二、三、できない、できなかった、今回 3 点説明がありました、このほかに例えば公共工事のコスト縮減方針の策定をする、こういうふうな計画があったというふうに思いますが、縮減方針の策定文書はちょっと記憶にないので、これが策定をされていたのかどうか、お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、審議会等委員選任の見直しという中に女性の比率を上げる、登用を進めるという項目がありましたけれども、これが平成 9 年度には 12.8%であったそうではありますが、平成 12 年度までどれほど到達をしたのか、あとこれで十分だというふうに考えておられるのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、単独補助金等の廃止、合理化、こういう項目がありまして、運営補助の 10%削減、研修事業の廃止、納税貯蓄組合、国民年金組合の事務費交付金の廃止、これをやってきた、非常に評判悪かったわけですが、実施をしてきた。これの効果、幾らほど削減がなされたのか、この点についてどのように把握をしているのか、具体的にお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、実施時期が 5 月 28 日策定したんだ、前回の実施計画が 3 月末であったので、それを過ぎてから点検、見直しをした、こういう趣旨だというふうに思いますけれども、それでちょっとお尋ねしたいんですが、5 月 28 日庁内の行政改革推進委員会が出された資料があるわけです。これが私どもに 31 日、28、29、30 日、3 日間しかたっていないわけですが、若干内容が異なっている部分があると、そういう部分があるということでもあります。

例えば、単独補助金の廃止、合理化については国民年金組合事務交付金の廃止などの検討、こういうことでありますけれども、庁内の推進委員会にはスポ少の大会参加補助金の補助率の見直し、小・中学校文化大会、中学校体育大会参加補助の補助率の見直しなどが項目に上げられておったというふうに聞いています。ところが、議会に示された実施計画書にはない。これはいつどのような格好で変更になったのか。書いてはいないけれどもやられるお考えなのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、職員の能力開発等の推進について、職員研修の充実という項目があったようではありますが、この部分についても削除されていると。

また、公共施設の設置及び管理運営について、各公共施設の節電と維持管理費の徹底という項目が削除され、地区公民館長の民間人登用の検討、こういう項目は 28 日の庁内の検討委員会、推進委員会にはなかった。なかった項目が突如挿入をされ、今まであった項目が削除されていると、こういう実態があるわけです。

こうした訂正なり変更、これが 28 日議論されてそういう意見が出て、満場一致決まってそういうふうになったのだということであれば理解するわけではありますが、そのような意見もなかったと。こういう中で突如変更された理由、どこでどういうふうなことで変更になったのかお尋ねをしたいというふうに思います。

時間外勤務の縮減に関連して、職員労働組合との協議、この辺はどうなっているのか、答弁がありませんでしたのでお伺いをしたいというふうに思います。

チェリークア・パークの民活エリアの関係でありますけれども、シンフォニーは大体 7 階建ての 140 名、今工事をしているわけですからそれはわかります。しかし一龍とチェリーランドさがえは、今年度融資を受けるということで計画をされているわけですから、当然地域総合整備資金の融資を受けるとすればその実施計画書というか、そういうものを当然出さなければならぬのではないかとというふうに思うんです。

したがって、この資金計画あるいは事業計画書、こういうものを添付をして融資の申し込みをする、こういうふうな定められているわけです。したがって、こうした資金計画や事業計画書がどうなっているのかと。当

然これに基づいて今回の融資枠を積算をしたのではないかというふうに私は理解をしているわけでありませうけれども、この辺がどうなっているのかということとを再度お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、民活エリア開発推進連絡会の開催状況でありますけれども、明らかにするという性質のものではない、こういう答弁でありました。この議論は何回か前もしてきているわけです。そういう中で平成 12 年 3 月に推進連絡会が開催をされて、その中で全国都市緑化フェアまでにお互いにオープンをするということで確認をしたと、こういうこの議場でも報告を受けているわけでありませう。そういう計画からすると何も明らかにする必要はないということ、また固執をする必要はないのではないかと。素直に開催されていないならいない、そういうことで答弁してはいかがなんでしょうか。何回なら何回、そして実はおれんところおくれしていると、それで 14 年度に立ち上げるから勘弁してくれとか、そういう率直な話し合いがやはり必要なのではないかというふうに思うんです。お互いに民間の開発会社同士が腹の探り合いという時期ではないのではないかというふうに思うんです。

今、立ち上げないと当然全国緑化フェアには間に合わないわけでありませう、このフェアが過ぎた後に建てても本当に採算がとれるのかと、こういうことも当然経営者ですから考えているというふうにも思うわけでありませうけれども、そうした本音の話をするためにも、やはり推進連絡会の開催をきちんとやってお互いに率直な話し合いをしていく、そして進めていく、こういうことが重要なのではないかというふうに思います。開催状況について再度お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、中国パールのスパリゾートの関係でありますけれども、これまで話をしてきたとおりだ、こういうことで必ず建てていただけるものと確信している、こういう答弁でありましたけれども、私どももそう信じたいと思っているわけです。あるいはそのほかの宿泊部門の開発業者の方もぜひ早く立ち上げてほしい、こういうふうに願っているのではないかというふうに思うんです。だめならだめで考え方もそれぞれの開発業者にはあるのではないかというふうに思いますし、市長はことし、今 6 月ですから 4 月に中国パールの本社にたしかに行っているというふうに思うんですけれども、この際、社長とどういった話し合いをなされてきたのか教えていただきたいというふうに思います。

また、この土地の売買契約書にはそれぞれ買い戻し特約条項がありませう、原則として分譲土地の引き渡しを受けた日から起算して 2 年以内に施設等の建設に着手し、3 年以内に営業しなければならない、こういうことでこれができなかった場合は買い戻しすることができる、こういうことで特約条項があるわけでありませう。そういう意味でやはり無理なものは無理、できないものはできない、こういう決断を腹藏ない話し合いの中でやっていく時期なのではないかというふうに思っているわけでありませう。

特に最上川舟運の話もしましたが、それに加えて今の小泉内閣が推し進めている聖域なき構造改革、この構造改革の一環に公共事業などに対する起債の交付税措置、そうした交付税措置分を見直しをする動きがあります。地方交付税を減らすという端的な言葉にも表現されているわけでありませうけれども、今の基準を見直すということではなくて、そうしたことも内容的には含んだ見直しだというふうに言われているわけです。そうすればこの今回、平成 10 年度から貸している地域総合整備資金の貸付金の 75% の利子、これも今地方交付税に算入される、こういうことになるんですが、こうしたものも見直されれば自治体負担、こういうふうになる危険性もあるわけでありませう。今の小泉内閣であればそういうことを実行される危険性が大きいというふうには言わざるを得ない、このような危険なリスクも含めて、こういう状況の中でまだ開発を推し進めようとしているのか、そうした関連も含めて買い戻しや現在の国の行革、そういうことも捉えて、どのような考え方なのかお尋ねをしたいというふうに思います。

以上お尋ねして 2 問にさせていただきます。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 女性の比率は上がってきておりまして、数字的なことは後ほど担当の方から申し上げます。また、そのほか納税貯蓄組合等々のことにつきましても担当から申し上げたいと思っております。

それから、本部会議のときからは提出したものは変わっておりません。本部会議の前に、私が本部長でございますから担当課長と本部会議に出すところの資料を十分検討しておるわけございまして、それを各課長が列席しておるところの本部会議に図っておるわけございまして、本部会議に出してから資料が変わったのではないかというような、どこからそういう話を持ってきたのかわかりませんが、そういうことはございません。

それから、一龍とかチェリーランドの総合整備資金債、これはいずれ詳細なものが出されて、そして借受申請というものが出されるんだろう、このように思っております。

それから、民活エリアの推進協議会のことでございますけれども、先ほど答弁申し上げたとおりでございます。

それから、中国パールの問題につきましては、先ほど申し上げたとおりございまして、やると言っているわけございますから、それを受けて私たちも今後十分に早期着工ということをお願いしてまいりたいと思っております。

それから、総合整備資金云々と、それから交付税措置の見直しが今骨太の方針でやられておるわけございますけれども、どういうふうになんか変わるのかということが全然わからないわけございまして、そういう段階で答弁は差し控えたい、できません。

佐藤 清議長 庶務課長。

兼子昭一庶務課長 お答えします。

女性の比率でございますが、9 年度は 12.8%、12 年 4 月現在では 18.2%まで上昇しております。
以上です。

佐藤 清議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 補助金の合理化関係ですけれども、団体の運営補助金につきましては、平成 10 年度から毎年原則 10%、原則 3 カ年継続してやってまいりました。その額が 48 万 7,000 円でございます。あと国民年金の関係でございますけれども、これも組合員数割 10%削減というふうな形で、削減額は 18 万 4,000 円という形になります。

あと公共工事のコスト縮減に関する方針でございますけれども、これにつきましては平成 10 年度に定めております。これの一応の計画期間を 11 年度から 13 年度としておりますので、そちらの方の総括はまだ出ておりません。

佐藤 清議長 庶務課長。

兼子昭一庶務課長 お答えします。

時間外関係でございますが、週休の振りかえにつきましては、年 5 回ということで組合と確認はいたしております。

以上です。

佐藤 清議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 非常に答弁が不親切だというふうに思うんですが、中国パールのスパリゾートの関係で、4月にお会いになったということは認められるのかどうか。その際、例えば早期着工を今までお願いしてきたというお話だったんですが、その4月の時点でも中国パール販売株式会社の社長さんに直接会われたわけですから、そういうお話もなされたのかどうか、明確にお答えをしていただきたいと思います。

それから、1億 1,600万円に対する本市の利子負担分、25%分ですが、35万 6,000円という答弁がありましたけれども、これは単年度なのか、15年返済ですから15年間トータルの金額なのか、12年度分なのか、その辺ちょっと確認をさせていただきたいというふうに思います。

あと、地域総合整備資金貸付金の関係ですけれども、いずれ借り入れ申請が出されるというお話でありましたけれども、この地域総合整備資金の融資を受ける場合、事前協議もあると思います。それと大体事前協議をして融資できると、こういう見通しが、内諾を受けて正式というか、開発業者は地方公共団体、正式に融資の申し込みをするわけです。それと一緒に事業計画書と資金計画書を添付して出すと。この申込書をもとに地方公共団体は審査をした上で、地域総合整備事業団へ調査検討を依頼をすると、こういう制度になっているわけです。その調査をしている結果を受けて、地方公共団体は地方債の予算の議決を経なければならないと、こうなっているわけですから、3月の定例会でこの予算を議決をしたわけです。

そういうことからすれば当然、開発業者からの融資の申込書、事業計画書、資金計画書、当然出されていると私は思うんです。その事業計画書に基づいて今回の3社に対する6億 8,400万円の枠を議決をしたと。貸しつけの際はまた若干違うというふうになるのかどうかわかりませんが、そういうふうになってくるのではないかというふうに思うんです。事業計画書に自分の建物の概要、こういうものが当然あるべきなのではないかというふうに思うんですが、その辺がこれから申請が出されるような市長の答弁でありましたけれども、この辺について再度お尋ねをしたいというふうに思いますし、買い戻し状況についての考え方、この辺についても再度お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、行政改革実施計画書、どこから入手した資料だか、探してきた資料だかわからないけれどもという、人を侮辱したような発言でありますけれども、これはどこからなんていうのは言えませんが、見せてもらった資料によるとそういうことであったということなんです。これは本部会議というのはいつ開かれたんですか。庁内の行政改革推進委員会が28日開かれたと。そして策定期間も28日だと、こういうふうに先ほど市長は答弁なされました。本部会議の資料と推進委員会の資料が違うということになるんですか。本部会議はいつ開かれたのか、この辺について明確にお答えいただきたいと思います。

以上、3問です。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 中国パールの件でございますけれども、話し合いするために行っているわけでございますから、そういうことでございます。

それから、行革会議は行革会議の本部会議というのがあるわけで、これが 5 月 28 日に開催したわけでございます。その前に、本部会議に出す前に、当然本部長としてそれなりの担当の方との話し合いはすると。ですから本部会議に出てからは、本部会議に出した資料というものは、これは変更されていないということでございます。

そのほかにつきましては、地総債の事務的な手続のことについては、担当の方から申し上げます。

佐藤 清議長 地域振興課長。

尾形清一地域振興課長 地域総合整備資金の貸付の利子につきまして、35 万 6,000 円につきましては単年度分を見込んだところであります。

それから、まだ借り入れ申し込み申請が出されておきませんので、実施設計が固まり次第、実施設計も含めて申請されますので、これから借り入れ申し込みが出されるものと思っています。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後 1 時といたします。

休 憩 午前 11 時 56 分

再 開 午後 1 時 00 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

地域振興課長より発言の申し出がありますのでこれを許します。

地域振興課長。

尾形清一地域振興課長 買い戻しの件につきまして申し上げます。

クアパーク民活エリアの土地の分譲契約書の中に買い戻しの特約の条項がございます。内容は、原則として土地の引き渡しを受けた日から起算して 2 年以内に建設に着手または 3 年以内に営業しない場合は、市は分譲土地を買い戻すことができる条項になっておりますが、各事業者の計画作工を願っているわけでありまして、買い戻しをする考えは持っていないところであります。

松田伸一議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 4 番について、19 番松田伸一議員。

〔19 番 松田伸一議員 登壇〕

松田伸一議員 私は、家庭内の問題として社会教育が話題になり、家庭内のしつけのあり方が問われている昨今、家庭教育に関する事柄を中心に社会教育に関心を寄せている方々を代表し、順次質問してまいりますので、教育委員長の明快で誠意ある回答をお願いいたします。

学校教育と社会教育の連携についてですが、私はこれまで二十数年間、寒河江市の社会教育にさまざまな面からかかわってまいりました。この間、市民の皆さんから寄せられた御意見などを踏まえ、3 月議会に引き続いて家庭教育などの課題を含めた質問をさせていただきます。

まず最初に、学校教育と社会教育の連携について質問いたします。

学社連携とか、社会学連携などという言葉聞いたのが遠い昔のように思いますが、現在では連携をさらに進め、学校教育と社会教育が融合してこそ教育の目的が達成されるものと言われております。最初のころは、学社連携か社会学連携かを真剣に討議している会合に出席し驚いたことがあります。我々一般市民は社会学でも学社でもどちらでもよいことでありまして、要するに互いに協力し合いながら地域教育力の向上をどう図るかが課題であるのに、方法論で終始した会合を不思議に思ったものです。

育成会の役員を経験した立場から申せば、子供会の事業に中学生の参加率の悪さが長年の課題であります。ある地域の子供会では、中学生を子供会組織から外してしまった地域もあります。このような場合、子供会を育成している地域の育成会を指導する立場にある公民館とかが何ら具体的な指導ができないものかと常に疑問を持っておりました。担当主事と学校に何度も出向きましたが、地域活動に積極的な参加をしていないのが実情であります。多感な生徒たちの地域社会への参加が欠乏していることが虞犯につながるが多いと指摘されていることを踏まえ、学校行事として社会に参加するだけでなく、地域の人たちが呼びかける活動に児童・生徒の参加を促すためにこれからの対策を伺います。

そこで、教育委員会として社会教育と学校教育では中学生たちを社会の組織に参加させ、連携を保つにはどのようなことが必要と考えているのかお伺いいたします。

の家庭教育のあり方については 3 月議会でも家庭教育問題に触れましたが、ことしの 4 月、新やまがた青少年プランが発表になりました。この中で青少年問題の深刻さが浮き彫りにされています。青少年が問題行動を起こした場合、必ずといっても過言でないほどマスコミなどでは問題の原因は家庭にあると指摘しています。このプランの中でも家庭における現状と課題の中で、第一番目に家庭教育力の低下を指摘しています。その中で過保護、甘やかし、しつけ、教育の無関心、放任などの問題点が指摘されており、家庭の教育力が低下している、規範意識の涵養、しつけなど家庭本来の役割を十分果たせず、学校に過度な期待を持ち、依存する傾向が見受けられます。親自身の社会規範の希薄化という問題が見受けられ、親の役割について意識改革を図る必要があると述べています。

2 番目には、父親の存在の希薄化と親子のコミュニケーションの不足を上げています。仕事中心の父親、職場進出する母親、社会経済活動の 24 時間化などから家庭における親の不在、親と子の一緒に過ごす時間の減少などの傾向が見受けられ、親子のコミュニケーションを図るための会話が不足していること、パソコンなどの普及や少子化などにより子供が個室で一人遊びで過ごす時間の増大などによる家族との対話不足、自然との触れ合い、屋外で野遊びが減少していること、青少年の食生活では個食、朝食の欠食、食卓を中心とした家庭団らんの喪失、加工食品や特定食品への過度の依存が見受けられ、心身の健康への影響が懸念され、性情報のはんらんに伴う青少年への悪影響なども心配されています。地域意識、近隣意識がなくなり、家庭の孤立化も

進んでいます。このように現状を分析しています。

このようなことから、家庭教育の向上と子育てに対する環境を整備する必要があります。家族の小型化、母親の職場進出などによって家庭様式が変化しているため、地域で家庭を支援する必要があると思います。

3月議会では寒河江市公民館連絡協議会や子供会育成会、PTAなどの活動事例を紹介していただきました。この事例を踏まえ、課題としてどのようなことが提起されていたかを考えますと、そこで伺います。

この青少年プランに示すように、過保護や甘やかしが招く結果として身だしなみ、言葉づかい、しつけ、食事、正しい情報の把握、地域社会との共生などの社会規範の涵養と言われるものの遊びの場の提供をだれがいつどのような方法で伝えるのか、また、教育機関としてどんな方法をとる必要があると考えているのかを伺います。

の地区公民館と分館の役割については、まず最初に、5月31日に行われた議員懇談会に示された13年度から15年度に実施される見込みの行政改革大綱の説明がありました。公共施設及び管理運営について伺います。このことについてはさきに伊藤諭議員も触れられましたが、別の観点からお伺いいたします。

地区公民館長の民間人登用についてですが、この発端となっているのは平成2年11月に社会教育委員会から出されました答申に基づいているとの説明がありました。この答申については私も起草委員の一人として参加しておりました。答申にはこうあります。答申の2番目に中央公民館、地区公民館の項目がありまして、(3)に民間人登用を促すような文章が見られます。この文章にはこう書いてあります。「地区公民館は地域と密接に結びついて学習の企画・運営、社会教育団体などの育成、分館活動への援助などを行う施設であることから、館長は地域に精通し継続的にその任に当たる人材が望ましく、地域内から選任すべきである。また、事務局体制として係長、主事を配置する」とありますが、民間人を登用するなどということは一言もありません。ただ館長は地域に精通し、継続的にその任に当たる人材が望ましく、地域内から選任すべきとあるとありますが、この項については前段の(1)に新しい時代の要請にこたえ地域と密接に結びついて事業を展開し、豊かな人づくりと住みよい地域づくりを一層進展させるためには、地区公民館の設置について再検討すべきである。設置基準としては人口、地形、交通、社会教育関係団体などを勘案すれば小学校区単位に設置するのが理想である。文化センターに併設になっている東部地区公民館は、地区公民館としての機能を十分果たしていない状況にあるため、これを分離独立させることが必要であると述べています。

小学校学区ごとに地区公民館が設置された後とか、設置する気運が高まった場合には民間人登用も考える必要に迫られるであろうということ、さきの民間人登用に付随するような項目が生きてくるということ、したがって、小学校区ごとに地区公民館設置が実現せず、機運すら見えない段階で、民間人登用というのは機運が醸成するまで凍結するなどし、答申を尊重していただきたいと思うのですが、そこで伺います。

地区公民館長に民間人登用は教育委員会で十分討論を重ねた上で結論を出されたと考えるのですが、その経緯の中でどのようなことが論議されたのか伺います。

寒河江市の場合、中央公民館、地区公民館、分館、それぞれ連携を保ちながら独自の活動が展開され、独自性を発揮しております。地域性の特性を生かす上で重要なことだと思います。生活課題として生涯学習の機会が多く提供され、余暇時間の有効利用や年代別、趣向別に各人が学習目標を立て、学べる機会に即応した傾向に進まれていることは大変望ましい傾向にあると思います。しかしながら、現在の社会的な現象として地域連帯の希薄化が問題になっています。分館が主催する文化祭、運動会なども事業そのものの転換期に差しかかったのか、参加者の減少が浸透しております。

そこで伺います。このような現象に分館がどのように対応すべきか。地域連帯感の欠如がどのようなことを地域活動に影響を与えるのかなどの課題解決に地区公民館の対応をお伺いし、第1問を終わります。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 社会教育について、学校教育とのかかわりについてお答えいたします。

21 世紀を担う子供たちは地域の宝であり、健やかに育つことを市民 1 人ひとりが等しく願うものであります。最近の社会環境の急激な変化の中で、いじめ、不登校、ナイフ殺傷事件、薬物乱用、社会参加体験の極端な欠如など、青少年をめぐるさまざまな問題が山積しており、これらの問題解決には家庭、学校、地域こぞでの取り組みが求められております。このような中でみずから考え、判断し、行動する心身ともにバランスのとれた子供を育てるためには、社会教育と学校教育とが緊密な協力関係を築くことが大変重要なことだと考えております。

学校教育と社会教育のあり方については、それぞれ独自の機能を発揮し、相互の足りない部分を補完しながら協力しようとする学社連携の考え方や、役割分担を前提とした上で学習の場や活動において両者の要素を部分的に重ね合わせながら一体となって子供たちの教育に取り組んでいこうという学社融合の考え方がありますが、いずれの方法で事業を実施する場合におきましても、相互の十分な理解と協力が必要なことであります。

平成 14 年度から学校週 5 日制が完全に実施されますが、学社連携、または融合による教育・学習活動がますますその重要さを増してくるものと思います。このため、地域においては家庭や近所同士、町内会、学校、公民館や分館などとの連携により互いにコミュニケーションを強めるとともに、子供会育成会、各種少年団などの活動の活発化を図ることが大切なことだと思います。

また、学校においてはそれぞれの学習目標や課題を地域に発信し、理解と協力を求めながら地域の学校づくりを積極的に展開していくことが大切だと思います。

御質問の地域の人たちが呼びかける活動に児童・生徒の参加を促すための対策についてでございますが、実際、近年分館や各地区で開催しているみこし祭りや運動会、文化祭などへの参加が固定化し、減少している傾向が見られます。この対策については非常に難しい問題ですが、分館同士互いに意見を交換して課題意識を高め、参加を促すための対策を練って根気強く働きかけていく以外に方法はないのではないかと考えております。また、斬新なアイデアの事業を計画したり、主体的に事業を進めることのできる環境づくり、企画の段階からそのスタッフとして加えることなどで、意欲とやりがいを持って参加できるようになるのではないかと考えております。

以上、申し上げましたことを踏まえ、社会教育と学校教育とが事業の教育的意義について理解を深めるとともに、学社連携を進めてまいりたいと考えているところです。

次に、家庭教育についてお答えいたします。

新やまがた青少年プランの家庭における現状と課題の中で、家庭教育力の低下、父親の存在感の稀薄化とコミュニケーション不足が指摘されております。家庭教育力の低下の背景には、親自身の社会規範に対する考え方の稀薄化という問題が見受けられ、親の意識改革を図る必要があると考えております。これまでも父親フォーラム、子育てシンポジウム、子供の地域活動を推進する懇談会や子供を持つ母親との連携による家庭教育学級などさまざまな研修会、学習会が開催されております。さらに、家庭教育手帳や家庭教育ノートの活用を図るとともに、今年度からは就学前の子供を持つ保護者を対象とした子育て講座を開校する予定であり、家庭教育力の向上を図る学習の場になるのではないかと考えております。

いずれにしても、家庭教育の問題は広くて深く、一朝一夕で解決できる問題ではないと思っております。親の背中を見て子供は育つと言われてきましたが、その言葉の中には親の無言の教育力が込められているのではないかと考えております。親はだれからも見られて恥ずかしくない態度、よりよく生きる手本になるような背中を持つことが何よりも大切なことだと思います。そんな背中を意識しながら、親が変われば子供たちにも新たな意

識が芽生えるのではないかと思います。忙しい毎日の生活の中でも親と子の会話の時間を見つけ、常に目配りや気配りを忘れず、自覚と責任を持って子供に接し、根気強く見守っていくことが家庭教育の基本ではないかと考えております。

青少年健全育成県民会議のキャッチフレーズである「大人が変われば子供も変わる」ことを親と子が接する家庭の場から実践していかなければならないことだと思っております。教育委員会としても、今後とも家庭教育力の向上にかかわる取り組みを支援してまいりたいと考えております。

次に、地区公民館と分館の役割についてお答えいたします。

現在、市内には東部、南部、柴橋、西部の四つの地区公民館と 57 の自治公民館があり、それぞれ地区公民館の分館として位置づけられ、連携をとりながら活動しております。地域づくりと生涯学習の拠点施設として公民館の果たす役割は重要であると考えております。自治公民館は地域の身近な課題解決や自分たちの地域をどのように良くしていくかの活動が本来の公民館活動であると認識しているところです。

御質問の行政改革大綱の実施計画についてであります。公共施設の設置及び管理運営についての中で、地域に根ざした運営を推進していくことを基本方針として、今後の課題と推進策として平成 2 年に社会教育委員会会議の答申である「寒河江市における生涯学習推進体制のあり方と生涯学習振興の方策について」の具現化について積極的に推進しているところです。答申の中に地区公民館の配置については小学校区にすることが望ましいことや、東部地区公民館の分離独立などが盛り込まれております。地区公民館の配置については八つの地区を担当する公民館主事をそれぞれ配置していることで、地区での活動に対応できていると考えております。

また、東部地区公民館については 3 地区で構成する地区公民館として地域に定着し馴染まれており、現在の体制でより機能的な運営が図られていると考えております。

さらに、答申では地区公民館の管理運営について地区と密接に結びついて社会教育団体の育成、分館活動への援助等を行う施設であることから、地区公民館長を地域に精通し、継続的にその任に当たれる人を地域内から選任すべきとしています。教育委員会としても行政改革の取り組みと地域に根ざした公民館であるとの考え方から、地域に精通した民間人の地区公民館長への登用について検討してまいりたいと考えているところです。

次に、地区公民館と分館の役割についてであります。分館活動はそれぞれ地域の特性を生かし、自主的な企画で運営されております。学習会から趣味の講座、レクリエーション、運動会など地区で計画した参加しやすく魅力ある事業が公民館活動の原動力になるものと思います。地区公民館としても分館事業との共催や後援の立場で事業実施に機材や物資の貸し出し、計画や準備への支援、さらには分館活動の先進的な事例や情報を提供して自治公民館の主体的な活動を支援しているところです。

今後とも自治公民館でもある 57 分館で構成する公民館連絡協議会の活動を通して、分館活動の研修についてはより具体的、実践的で効果のある研修が行われるよう指導してまいりたいと思っております。

以上です。

佐藤 清議長 松田伸一議員。

松田伸一議員 御答弁ありがとうございました。

学校と社会教育の連携については、なかなかうまくいっていないのが現状のような気がします。社会教育に携わっている人たちが教育に対して、学校の先生方はこういうと語弊があつてうまくないんだけど、教育に携わっている人たちが、一般人が公民館とか、それから分館とかの役員とか主事とかやっているわけで、教育に対して専門的な知識を持っているわけではありません。その人たちが地域の社会教育的な事業を計画したり、参加を要請するために学校に伺ったときに、まず御理解ある先生方はそうでもないんですけども、初めて学校に伺ったりすると「何だ、素人が教育に口出して」というような風潮が私には心にひどく刺さります。

ですから、私たちも、私たちというよりも公民館の主事さんとか、館長さんとか、全く教育に関しては専門的な知識を受けているわけではなくてわからないわけです。そういうふうな人たちをやはり社会教育側の方で、指導するというと語弊があるかもしれませんが、みんなで勉強する場というのが私はあるというか、今でも行われていると思うんですけども、それは一応公民館連絡協議会とかでいろいろ自主的に勉強やっているわけですけども、そういうようなことを地域の地区の担当者と一緒にひざを交えて議論したり、会合する、話し合いするという機会が非常に今は少なくなっているような気がします。私が 20 年ぐらい前主事をやっていたときにはもっと主事さんとひざを交えて、あるいは地区公民館と地区内の分館との連携が相当うまくいっていたように、その当時は、手前みそになるかもしれませんが、そういうような感じを受けていた時代があります。

でも、現在を見ますと社会情勢の変化と一言で言いくるめればそうなるかもしれませんが、非常に多岐にわたっての事業とか、複雑化している社会状況の中でそう簡単にはできないかもしれませんが、もう少し公民館と分館との連携した研修機会を、外に出て研修するばかりでなくて、内部で各分館を訪問し合ったりしながら系統的に学習する機会が私は必要だなということを感じております。そういうようなこともひとつぜひ実現していただきたいと思います。

それから、各小学校区ごとに地区公民館を配置するということは、それまでその答申が出た後、南部分館ができたわけですけども、分館として独立したのは答申後それ一つだけになっているわけです。それから、東部地区公民館については三泉、西根、中部学区とかの地域が合同してあの庁舎の中に入っているわけですけども、連携がうまくいっていると言いますけれども、やはり中学校学区があそこでも陵東学区とそれから陵南学区が混ざってあの部屋の中に配置になっているわけです。特に寒河江地区は中部学区と寒小学区に分かれているわけで、そういうふうなことも勘案してやはり東部地区公民館の中でもまず寒河江地区だけでも、本町地区だけでも独立した地区公民館の設置というものをぜひ実現していただきたいと思います。

それから、学社連携の第一の課題としては、ずっと前にも何回もこれは取り上げているんですけども、このたび学校教育課から学校教育だけをまとめた冊子が発行になりました。それについては寒河江市の教育ということで 1 冊に社会教育と学校教育の連携した、寒河江市の教育ということでその冊子を 1 冊にまとめて発行していただきたいということをずっと要望してきましたけれども、まだ 1 回だけあります。担当者から聞くと課題が多い、課題が多い、難しい問題が多いという話が聞かれます。なしてあんな質問したんだよということまで言われましたけれども、違う問題、難しい問題を 1 カ所に集まって話し合いをするだけでも非常に大きな効果が生まれるのではないかと思います。それは大変だから、難しいからといって、年に数回の発行で今は経過しているわけですけども、ぜひ来年は土曜日休みが毎週になるわけです。そういうふうなことも含めてぜひ 1 冊の本に来年度はまとめて発行するというをここで約束していただければ非常にありがたいと思います。

そういうような意味で社会教育、学校教育の中で課題としてはたくさんあると思います。そんなことを担当

者同士一つのテーブルを囲んでいろいろ話し合うことが大きな寒河江市の教育に対しての、まとまった形では出なくても話し合いのプロセスとして私は役立つのではないかなと考えておりますので、ぜひ実現していただきたいと思います。

家庭教育については、私からいろいろ言うまでもなく問題点として把握しているようではございますけれども、私はそれらに、家庭がさまざまな問題にどのように対処したらいいかわからないのが現状ではないかと思っております。プログラムとしてたくさんありますけれども、本当に主催者が参加していただきたい家庭の人たちは参加できないのが実情だと思っております。そんな場合どうするかということをもっと真剣に討議して、参加しやすいようにするには非常な努力が必要だと思っております。細分化したり、それから地域ごとに懇談会を開いたり、懇談会もいろいろな形式があると思っておりますけれども、そのような懇談会の主催する、それから仲立ちをする人たちの養成なども大変だと思っております。そういうふうな人たちが今は公民館活動推進委員ということで委嘱されている人が大勢おります。そのような人たちに話し合いのまとめ方の研修とか、問題点のつかみ方とか、さまざまな細かいことと言えばテーブルの配置の仕方とか、集合時間の設定の仕方とか、それから問題点を探る手法とか、さまざまあると思っておりますけれども、そういうふうな研修がこれまで一度も行われてきませんでした。せっかくのそういうふうな意欲のある人たちの集団の人たちを寒河江市の社会教育の先駆者としてもっともっと活用する、活動する場を設定していただければその人たちも意欲を持って地域に問題点をフィードバックして、さまざまな細かい家庭教育の問題とか、それから小さい赤ちゃんのしつけの問題とか、雑談の中から解決の方法が生まれてくるのではないかと考えているのですけれども、いかがなものでしょうか。

それから、県のプランができました。これもずっと前から何度も申し上げていることではございますけれども、寒河江市として子どもたちをどのように育てる指針をつくっていただきたいということを要望申し上げておりましたけれども、これは社会教育課だけでなく、もちろん子供にかかわる農業体験とか、それから福祉面とか、青少年にかかわるさまざまな部署があると思っておりますけれども、そういうふうな人たちが一つのチームを組んで、寒河江市の子供たちを、教育長は子供は宝と言いますが、子供は宝でないという人はだれもいないと思っておりますけれども、その宝をどのようにして磨くかということをやはり考えていただきたいと思っております。

それから、地区公民館ですけれども、この話題は松田孝議員も言っておられましたけれども、醍醐小学校は今度新しく新築されるわけではございますけれども、醍醐小学校で寒河江市の小学校の建築は一巡するわけではございますけれども、また新たな出発点となるわけではございます。そこでもっと地域に開かれた学校ということが今盛んに言われております。問題は、地域に開かれた学校というよりも、地域にある学校ではなくて学校の中に地域があると。地域の中に学校をつくるのではなくて、学校の中に地域を取り込むと、そういうふうな発想で私は新しい学校づくりをやっていただきたい。

鳴り物入りで寒河江市はオープンスペースの学校をつくりましたけれども、これも時代の流れで、ある程度反省点が見えてきたように思っております。デメリットもささやかれる時代になってきました。そういう点も踏まえて、教育というものは常に新しい時代に向かって変遷しながら発展するのだと思っておりますけれども、そういうような面で醍醐地区にそういう幼児学級を併設できないのであれば、古い校舎のところにつくったり、それと、これからだんだんとふえてくる御老人方の憩いの場と、それから働く人が非常に多くなって学童保育対策とか、そういうふうな面を勘案して、だれでも自由に、だれでも気軽に使える地区公民館としての役割を担いながら、そういうふうなものがつくれないかどうか検討して見ていただきたいと思っております。

これで第2問を終わります。一応答弁をいただいてから3問のことを考えたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

佐藤 清議長 教育長。

保科弘治教育長 第 2 問について私からお答えいたします。

今、松田議員からおっしゃられましたけれども、開かれた学校づくりということでさまざまな取り組みをやっているわけですが、これの基本になるのはやはり学社連携、学校教育と社会教育の連携というふうに思っております。それが具体的な場面で公民館の館長さんとか、分館の主事さんが学校に行ったときに、何か教育の専門家でもないのになどというふうな冷たい態度をとられるなどということは、これは決していけないことなので、私はいろいろな会合等で開かれた学校づくりの意味等についてお話をしているところですが、まだまだ徹底していないというふうに反省しているところです。

開かれた学校づくりというのは、学校の課題を地域にただ示して地域から協力を得るという一方的なものでなくて、地域の課題をきちんととらえて、学校として何ができるかというふうな、地域の課題にこたえられるような学校づくりを目指すというふうな、両面的なものがあるというふうに私は思っております。

それから、公民館同士、あるいは分館と公民館の連携がうまくいっていないということですが、さまざま担当者がいろいろ意見を練り合わせながらやっているわけですが、これもまだまだ不十分だというふうに思っております。連携を強めてやっていかなければならないというふうに思っております。公民館連絡協議会とか、分館主事さんの集まりの会なんかでいろいろ意見が出され、研修をしているわけですが、それがなかなか実を結ばないというのが現実ではないかというふうに思っています。

それから、寒河江市の教育、これは 1 冊にまとめてということですが、学校教育の方は非常に意図的、計画的、組織的に年間を見通して計画が立てられるわけですが、社会教育の方は具体的な細かいことまで決定するにはなかなか時間を要するというふうなことで、実際内部で検討すると難しいという部分が出てくるわけですが、大事なことをきちんと示すというふうなことは可能なはずですので、内部で十分検討して実現する方向で考えてみたいというふうに思っております。

あとは、市の子供を育てる指針づくりという御提言をいただいたわけですが、寒河江市にはさくらんぼ市民憲章というのがあるわけですが、これを何とか学校で教材化できないかというようなことで、中学校では各学年、最後の 3 学期の終了式のときにそれを活用しながらやっているというふうな取り組みも出てきております。

市の子供を育てる教育憲章みたいなものできないかというようなことも私も考えたんですが、市民憲章と重なる、そして子供たちも大事な一市民でございます。そしてまた、大人社会に入って市民として活躍してもらおう立場の子供たちですので、その辺の市民憲章というものを教材化できないかというふうなことで考えているところでございます。

いろいろ御提言いただきましたその点も十分考慮しながら、今後社会教育の方を進めてまいりたいと思います。

以上です。

佐藤 清議長 松田議員。

松田伸一議員 ありがとうございます。

さくらんぼ憲章についてはこの 3 問でも提案しようかなと思っていたところですので、よろしく御配慮お願いしたいと思います。

学校教育の 1 冊にまとめるようひとつよろしく御配慮お願いしたいと思います。その際、一応蛇足だと思えますけれども、図書館とかも、それから児童館とかも遊びの場もひとつぜひ余白があれば入れてもらいたいと思っております。

家庭教育については、幼児期の読書の導入期といいますが、それが非常に今活発に展開されておりますけれども、それを家庭教育の中でどう生かすかとか、それから家庭で今一番社会をにぎわしているのは、やはり健康を維持する第一番目の要素として考えられている食事の問題があると思います。昔ですと一家団らんの時間は夕刻の夕げの時間と決まっておりましたけれども、今はさまざまな職業の変化によりましてそれがだんだんと、団らんを考えている家庭では朝食にだんだんと移っているところが多くなってきているとかという話もあります。それから、栄養のバランスとかさまざまあると思えますけれども、食事の面でこれから取り組む、食事を家庭教育としての取り組み方をこれからどう模索すればよいかとか、そういうようなことをぜひテーマとして考えていただきたいと思えます。

食生活改善の食改とかという組織もあると思うんですけれども、そこでも小学校とかを対象にした親子料理教室も開かれていると思えますけれども、それも年次ごとに食生活を考える、家庭生活の中で、例えばお年寄りとか、それから幼児とか、そういうふうな組み合わせも、普通ですと家庭の食事をつくるというのが一般的に言われている、イメージ化するのは食事づくりというとすぐ主婦とか女性とかを思い浮かべますけれども、これからの家庭の仕事の分担は、男女それぞれ特性を生かしながらお互いに補うということが家庭の一つの原則となるような気がしますので、その点も一つ一つ中学生の学校給食の問題なども非常にこの議会でも何度か問題になりましたけれども、学校でまだ中学校学校給食をやらないならば、弁当のとり方とか、それから食事の、中学生ぐらいですから努力すれば自分で弁当をとれると思うんですけれども、そういうふうな食事の方法とか、それから炊飯器の使い方とか、簡単な魚のさばき方とか、油の使い方とか、そういうようなことも実際社会教育の中でやろうと思えばできる課題ではないかなと私は思っています。もしできなかつたら分館活動の中でやったりすることも私は可能だと思います。

ですから、分館に補助金を新しくする場合は出しているわけですがけれども、もっとこういうふうな施設をつくったらこの施設をつくる補助枠を拡大するとか、各地域ごとに分担を持たせて、年寄りのサロンをつくるのであればこの地域はこうだとか、そういうふうなモデル的なものを指定してやっていただければ、もっと地域活動も活発になるのではないかと。地域間の交流も図られるのではないかなと考えているんですけれども、そういう点を勘案しながら家庭教育の充実に努めていただきたいと思えます。

寒河江市の学校ということで、図書館とか、そういう面も拡大して考えていただけるかどうか、それだけお返事いただくようにして、第 3 問終わります。

佐藤 清議長 学校教育課長。

草苅和男学校教育課長 食生活の問題について御指摘がございましたけれども、昨年度 2 学期から 3 学期にかけて、市内の小・中学校全児童・生徒を対象にして食生活についての実態調査をさせていただきました。その後、検討委員会を組織をいたしまして、学校の先生方ではありますが、いろいろ分析やら話し合いをしていただき、一応報告、提言をいただいているところであります。その提言をもとに現在教育委員会でどのような取り組みが、あるいは指導が必要かというふうなところを検討しておりますので、十分それらのアンケート調査も生かしていきたいというふうに考えております。

以上です。

佐藤暘子議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 5 番について、16 番佐藤暘子議員。

〔16 番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 本日最後の質問となりました。

教育委員長には盛りだくさんの質問が集中いたしまして大変お疲れのことと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

私は、日本共産党と子供たちの教育に深い関心を寄せておられる市民を代表し、教育行政について教育委員長の見解をお伺いいたします。

2002 年度より小・中学校の授業は改訂された教育制度のもとで週 5 日制となり、授業の内容も大きく変わろうとしております。来年度より使用される小・中学校の教科書がことし 7 月から 8 月初めにかけて採択されます。今、その前段の教科書展示が採択区ごとに行われております。これらの教科書の中には「新しい歴史教科書をつくる会」の主導で編集され、扶桑社から出版された中学校歴史・公民の教科書が含まれております。この教科書の執筆者である西尾幹二、藤岡信勝、小林よしのり氏らは現代使われている中学校の歴史、公民の教科書は自虐的であり、子供たちが自分の国に誇りを持ち、国を愛する心を育てることができないという理由から、新しい歴史教科書をつくる会を立ち上げ、全国各地に支部を結成して独自の歴史観に基づく教科書づくりを行ってきました。

さらに、その教科書を採択させることを目的とした「小・中学校教科書採択制度の改善について」などの請願活動を全国的に展開してまいりました。

また、この教科書の執筆者である西尾幹二、藤岡信勝氏は、全国の教育委員会に対し「国民の油断」という文庫本を送ってきております。これらの行為は、教科書の事前宣伝、事前採択活動として禁止している独占禁止法に抵触するものです。

私は、平成 12 年 12 月議会において、新しい歴史教科書をつくる会の活動に対し、教育委員長に見解を伺っております。これらつくる会主導の歴史・公民教科書の内容は、日本は天皇を中心とする神の国の精神が随所に見られ、太平洋戦争を大東亜戦争と書くなど、侵略戦争に対する反省が全く見られません。この教科書に対しては、韓国や中国政府から厳しい批判と修正を求める声明が出されており、国内においても学者や文化人などから抗議の声が挙げられています。

このような背景があるにもかかわらず、検定申請をしたつくる会の歴史・公民教科書は 137 力所もの修正に応じ、文部科学省の検定に合格しました。137 力所もの修正要求が出されたことは異例であり、検定に合格したこと自体驚くべきことです。さらに驚くことは、採択前にもかかわらずこれらの教科書を市販本として一般の小売店で売り出されたことです。このことも前代未聞です。

この市販本には表紙に「国民に判断してもらいたい、これが話題の教科書だ」と書かれた帯がはめられています。教科書出版各社は採択前に刷れる見本版を 1 万冊とする協定を守ってきたのですが、つくる会主導の歴史・公民教科書を出版した扶桑社は、ルールを無視して書店での販売をしております。この行為に出版各社から不平等だとの抗議の声が挙げられているのも無理のないことです。

さて、私は 6 月 5 日、教科書展示場になっている村山教育事務所で検定に合格した小・中学校の教科用図書の展示を見てまいりました。小・中学校合わせれば 100 種類以上と思われる教科用図書が展示されておりました。中学校の歴史・公民教科書だけでも 8 社の図書が展示されております。私は最も関心の強い中学校の歴史教科書に焦点を絞り、8 社の教科書内容をじっくりと比較してみました。私の感想は扶桑社以外の図書にも幾つか問題点は見受けられましたが、ほぼ各社同じように常識的な記述内容となっております。しかし、扶

桑社発行の歴史教科書は全く異質のものでした。著者独自の歴史観が貫かれており、137カ所もの修正が行われたとはいうものの、つくる会が目指した新しい教科書の真髄は生かされておりました。子供たちが自分の国に誇りを持ち、愛国心をはぐくむことのできる自虐的でない教科書とは一体どんな内容なのか。中国や韓国政府は何が問題だといって修正を求めているのかを挙げてみたいと思います。

まず、この教科書の特徴としては、日本は天皇を中心とする神の国であることを印象づける内容になっています。古代史においては神武天皇やヤマトタケルノミコトの武勇伝を2ページにもわたって書いており、ヤマトタケルノミコトや神武天皇が東征したと言われる神話上のルートを実際のごとく地図にあらわしております。また、日本の神話と題した項では4ページにもわたり日本の国の成り立ちやイザナギ、イザナミノミコトなどの神話が記載されており、戦前の教科書に逆戻りしたのではないかと疑われるような内容になっております。

近代に入り、日清、日露、第1次世界大戦等においては日本が戦勝国だったことを誇り、侵略戦争を美化しています。日露戦争の記述では「国家の存亡をかけた日露戦争」という見出しで、日本がロシアに勝利したこととさまざまな成果を勝ち取ったことを列記し、日露戦争は日本の生き残りをかけた壮大な国民戦争だった、日本はこれに勝利して自国の安全保障を確立した。有色人種の国日本が世界最大の陸軍大国だった白人帝国ロシアに勝ったことは、抑圧された民族に独立への希望を与えたなどと戦争勝利を誇らしげに書いていますが、その結果どれほどの人命が失われ、どれほど多くの戦費が費やされたか、陰の部分は全く書かれていません。

韓国併合についても他社の教科書には侵略という言葉で日本が朝鮮を併合し、植民地にしたこと、さらに天皇に直属する朝鮮総督府が置かれ、朝鮮を支配したことや土地を奪われ、生活に困った朝鮮人が日本や満州への移民を余儀なくされたこと、日本国内には朝鮮人への賃金の差別や社会生活上の差別が強まり、朝鮮人を蔑視する意識がつくられていったこと、一方、併合に対する朝鮮人の強い抵抗があったことなどが記載されております。しかし、つくる会の教科書には侵略という言葉も、植民地にされた朝鮮人民がどのような状態にあったかなどは記載されておられません。

今、中国や韓国政府が修正を求めている最大の問題は、日本が行った侵略戦争と植民地支配を反省しないばかりか、太平洋戦争を大東亜戦争と呼び、この戦争がアジアの独立を進めることに役立ったなどと述べていることです。満州事変については、中国人による排日運動も激しくなり列車妨害などが頻発した。さらに日本にとって北にはソ連の脅威があり、南からは国民党の力も及んできたなどと、戦争の原因が中国側にあるような書き方をしています。

また、最も残虐な事件として知られている南京虐殺については、極東軍事裁判の項で触れています。この内容を書き出してみますと、「東京裁判では日本軍が1937年（昭和12年）日中戦争で南京を占領したとき、多数の中国人、民衆を殺害したと認定した。なお、この事件の実態については資料の上で疑問点も出され、さまざまな見解があり今でも論争が続いている」と東京裁判を疑問視し、南京事件が歴史的に確定した事件ではないように書いています。しかし、南京事件は国際的にも確定している事実であり、何人もの証人が具体的に事件の証言をしているのです。

このような歴史教科書には、挙げれば切りがないほど事実と反することや、中国や韓国人たちの感情を逆なでするような内容になっています。歴史を見る目や考え方は人によっていろいろあると思います。それをどのように表現するかも自由です。しかし、未来を担う子供たちが学習する教材としては事実を記載すべきだと思いますし、戦争の歴史があれば加害と被害の両面がわかるものであり、子供たちが自分の力で判断する材料になるものでなければいけないと思います。

こういった観点から、つくる会主導の教科書は子供たちの教科書としては不適切なものだと考えますが、いかがでしょうか。

また、日本政府は1998年、日韓共同宣言を結び、当時の小渕首相は過去の植民地支配に対し深く陳謝し、

金大中大統領との間に友好関係を発展させることで同意をしています。

同じ1998年11月には、中国の江沢民主席との間でも同様の日中共同宣言を結んでいます。今回の教科書問題はこれらの共同宣言を踏みにじる重大な問題です。137カ所もの修正を加えてもまだ誤りが指摘され、近隣諸国との友好を損ねるような教科書はもともと教科書としてふさわしくないものであり、文部科学省はこの教科書の検定を取り消すべきだと思いますが、教育委員長はどのように考えられるかお伺いいたします。

次に、歴史を学ぶ意義について伺います。

つくる会主導の歴史教科書では、「歴史を学ぶとは」とのタイトルで次のように述べています。「歴史を学ぶのは過去の事実を知ることだと考えている人が多いだろう。しかし、必ずしもそうではない。歴史を学ぶのは過去の事実について過去の人々がどう考えていたかを学ぶことなのである」とあります。さらに、最後に「歴史を固定的に動かないもののように考えるのはやめよう。歴史に善悪を当てはめ現在の道徳で裁く裁判の場にするのもやめよう。歴史を自由なとらわれのない目で眺め、数多くの見方を重ねてじっくり事実を確かめるようにしよう」とあります。この考え方には過去の歴史を振り返り、過ちは再び繰り返さないという反省の上に立って次の時代に引き継いでいくといった視点が欠けているのではないかと思います。

その国の歴史はその国単独だけでつくられるものではなく、芸術や文化、宗教、物流、民族の移動や交流などなど互いにかかわり合いを持ち、影響を受け合いながら歴史を刻んでいるのだと思います。特に日本を取り巻くアジア近隣諸国との関係から見れば、近現代史は戦争の時代を抜きにして歴史を語ることはできません。韓国や中国を初めアジアの諸国では、日本による侵略の被害を受けた国として、加害者である日本との大きなかわりの中で歴史がつくられてきたのです。ことに併合とか開放などといった言葉のまやかして、祖国を蹂躪され屈辱を受けた人々の怒りや苦しみは、半世紀を過ぎた今も消え去ることはありません。

日本の国は加害者として相手国に与えた加害の事実に向き合って、その痛みを理解することが大切だと思います。今、どの教科書からも従軍慰安婦の記述がなくなり、南京虐殺の記述も南京事件として多くを語らず、つくる会の教科書においては事実をゆがめるような記載をしています。歴史を学ぶということは、戦争を引き起こした原因が相手国にあったなどという言いわけを学ぶのではなく、加害の事実を直視し、深く反省し、二度と再び同じ過ちを繰り返さないための教訓とする、それが本当の歴史を学ぶということではないでしょうか。

さらに、加害に対する反省とおわびがなければ、友好的な国際関係をつくり上げることはできないと思いますが、教育委員長の見解をお伺いいたします。

次に、教科書採択に当たり、従来のやり方を変更、改善した点はあるのかどうかお伺いいたします。

前段で私は昨年12月議会で教科書採択についての質問をしたことを申し上げましたが、その答弁の中で、教育委員長は採択制度について「現行の制度はおおむね定着しているが、運用について文部省の提言を踏まえ、一層の改善を図られるよう検討しております」と答えておられます。今回の教科書採択に当たり、内容がこれまでと変更になったり、改善されたりした点はあるのかどうかお伺いし、第1問といたします。

教育委員長の誠意ある御答弁をお願いいたします。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 教育行政についてお答えいたします。

扶桑社が発行する中学校の歴史教科書が、教科書検定あるいは採択にかかわって大きな議論になっていることは御案内のとおりであります。その過程において 100 カ所を超える修正を求められたり、さきの大戦の記述が中国、韓国の反日感情を生んでいることなどについても承知しております。しかし、文部科学省の教科書調査官の調査に付され、文部科学大臣の諮問機関である教科用図書検定調査審議会による答申に基づき、大臣が検定した結果、教科書として使用する資格を得ているわけでありますので、採択すべき候補の一つであることは事実であります。したがって、使用する教科書については、西村山地区教科書採択協議会で公正に選定された結果を受け、慎重に採択してまいりたいと思います。

扶桑社発行の教科書についての見解についてということですが、現在、西村山各市町教育委員会の委任を受け、採択協議会で慎重に研究を進めている段階でありますので、特定の発行者の教科書について、支持あるいは反対の評価をすることは差し控えたいと存じます。

次に、歴史を学ぶことの意義についてのお尋ねですが、一概に申し上げられない難しいものもあろうかと存じます。過去の事実を知る過程で、過去の人はどう考えていたかを学ぶことも必然的にかかわる問題であり、過去の教訓や反省を生かし、よりよい未来を構築するために学ぶという側面もあります。また、その国の政治制度や国家体制、あるいは民族のよりどころとする価値観によって、歴史が異なるのも事実であり、歴史的事実の評価はまちまちであることも認識する必要があるものと思います。

さて、教科書は学習指導要領に基づき各教科のねらいを達成し、指導すべき内容が適切に盛り込まれていることが基本であります。究極的には、日本国憲法の前文に示された我が国の国民としてふさわしい資質や能力を育成するためのものでなければなりません。それは当然に平和を愛し、アジア近隣諸国とも友好を保ちながら人類の福祉に貢献しようとする国民を育成するものでなければならぬと考えます。

したがって、歴史教科書の選定に当たっては慎重に検討してまいりたいと考えております。

最後に、教科書採択に当たっての変更点や改善点について申し上げます。

本市では、西村山 1 市 4 町の関係教育委員会で構成する西村山地区教科用図書採択協議会に教科書の選定を委任し、各教育委員会の決議をもって決定しております。平成 14 年度から小・中学校で使用する教科書の採択に当たっては、保護者や市民により開かれた教科書採択を目指し、本年度次の 3 点について取り組んでおります。

一つは、保護者などの意見を十分反映するために、本年度から新たに若干名の保護者代表等委員を加え審議するように規約改正を行っております。今年度は各市町の代表 1 名ずつ、計 5 名を保護者代表委員に委嘱し、従来の教育委員長、教育長、計 10 名の方々に加え、広い視野から意見をいただくことになっております。

二つは、教科書展示会を充実し、その広報にも努めております。これまでも教職員はもちろん一般の方々にもごらんいただき、いろいろな意見をいただいておりますが、巡回展示及び法定展示会の期間や時間をこれまで以上に長くしたり、学校以外の公共施設をより多く利用するとともに、各市町の広報で広く知らせております。

三つには、情報の開示ということでもあります。開かれた教科書採択を推進し、教科書に対する市民の信頼を確保するために一定の範囲で公表することを検討しております。採択協議会委員や研究員の氏名、協議会規約や内規、研究員からの報告書など、公表の範囲については採択協議会で現在検討中ではありますが、採択の公正確保の観点から慎重に扱うべき内容でもあり、各地区の動向を見ながら十分検討して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

佐藤 清議長 佐藤陽子議員。

佐藤陽子議員 1 問答えていただいたわけですが、やはり私の思ったとおり教育委員長の見解は、文部省の検定を通過してきた教科書であるから意見は言えないというようなお答えだったと思いますが、私は教科書採択に責任を持つ教育委員長として、やはり独自の見解をお持ちなのではないかというふうに思います。

この歴史教科書が問題になっているというのは、文部省が検定を合格させたのにもかかわらずいろいろな歴史上の誤った点ですとか、また外交上の問題なんか近隣諸国に大きな影響を与えているということで、それを修正するような意見が出されているわけで、これは外交上にも大きな影響を与える問題だというふうに思います。日本ではこれまで何度かこの教科書問題をめぐって諸外国からのいろいろな批判があったわけですが、このような批判に答えるという意味で、近隣諸国条項というものをつくりました。これは教科書採択に当たっては諸外国の感情も考慮に入れてそれを採択するという項になっていると思いますが、このたびのこの歴史教科書、つくる会の歴史教科書においてはそういう近隣諸国条項というものが考慮に入れられていなかったのではないかと疑われるような内容になっております。

これが文部省の検定を通過してきたということで、採択をする教科書の一つに入っているのだと、候補に入っているというふうな御答弁でしたけれども、それではこの教科書の中に教育勅語が全部載っているということは教育委員長は御存じでしょうか。この教育勅語といいますのは、天皇の名によって発布され、天皇が日本国の創始者であるということで、天皇の言うことはもう絶対なんだということから、道徳的なこと、そしていったんこの国に問題ができたとき、いったん緩急あればというような言葉で表現されていますけれども、そういうようなことがあったときには、命を捨てて天皇陛下のために働きますというようなことが書いてあるわけです。それが今、このつくる会の教科書には載っているわけです。そして、この教育勅語が近代日本人の人格の背骨となったというような非常に肯定的なことが書いてあるわけです。

この教育勅語は、1948 年 6 月の国会において日本国憲法の精神に矛盾するものだということで国会で無効宣言がなされているものです。こういう無効宣言になったものが 21 世紀を担う子供たちの教科書の中に出てくるということ自体が、憲法を否定する教科書ではないかと私は思うのですが、教育委員長はその点いかがお考えになりますか。責任を持って子供たちを教育する教育委員長としては、こういう教育勅語のようなものが載っている教科書でいいというふうに考えておられるのかどうかお伺いします。

それから、歴史を学ぶことについてなんですが、教育委員長は歴史の評価は人によってまちまちだというふうなことをおっしゃいました。けれども、歴史を学ぶことというのが非常に大切だなと思ったことが、私はある人の話で聞いておりますけれども、それは女性バイオリニストの諏訪内晶子さんという方です。この方がアメリカに留学をされたときに、音楽の勉強のために来ている人たちが各国から集まってきているわけです。その中で韓国の女性がこの諏訪内さんのところにつかつかと歩み寄ってきて「あなた、私の両親は日本語が話せます。その意味がわかりますか」と言って去っていかれたというんです。諏訪内さんは一瞬何を言われたのかわからなかったと。後でいろいろ調べてみたら、韓国は日本の支配下におかれて、そして言葉も日本語をしゃべるように、そして創氏改名と言いまして名前も日本の名前に変えられた、そういう非常に屈辱的な歴史を送ってきた、そういう両親がいたのだということを知ったんだそうです。それまで諏訪内さんはそういうことを学校でも習ってこなかったし、そういう歴史があったということを知らなかったと。だから知らないことが非常に恥ずかしい思いをしたというようなことを言っておられました。やはり信頼の根幹には歴史観があるのだということとそのとき感じたということなんです。

ですから、歴史教育というのは、これからの世界的に羽ばたいていく若い人たちにとって非常に大切なものであるというふうに思うんです。国際社会の中ではもう自分の国だけが世界じゅう偉い国なんだとか、国民なんだとか、自分たちの祖先は優秀だったんだとか、そういう自国だけの狭いナショナリズムの考え方では世界

にもう通用しなくなっているんです。国際的で親善を深めていくためには、相手国のそういう歴史も共有しなければいけない、そういうことがあると思うんです。

ですから、歴史の評価はまちまちかもしれません。けれども、その国その国の歴史は、アジアの場合はことに近隣諸国との関係なしには歴史を語ることはできないわけです。ですから日本の歴史を教えるときにはやはり相手側の被害に遭った国の歴史も教える、そして被害の事実、加害の事実を直視してそれを教えていく、そういうことが必要だというふうに思うんですが、教育委員長、その点いかがお考えですか。

この近くにも朝鮮人が連行されたところがあるわけです。永松銅山、あそこには朝鮮人が連行されて、あそこで過酷な労働をさせられた。そしてその朝鮮人たちがそういう過酷な労働に耐えかねて暴動を起こした、そういう事実もあるわけです。ですから、子供たちにはやはりそういった相手国の被害に遭った人たちのことなどもきちんと教えていく、そういうことがこれからの近隣諸国との友好を深めていくためには大切なことだろうというふうに思います。

それから、教科書採択についてのことですが、今回は協議会委員の中に地域の代表者、父母の代表者、委員を入れていくというようなことを言われましたけれども、これはどのような基準で選考されていくのか、どういう方法で選考されるのか教えていただきたいと思います。

以上で2問といたします。

佐藤 清議長 教育委員長。

大泉愼一教育委員長 余り長い質問なので忘れた部分もあるかと思いますが、よろしくお願いいいたします。

一つ、教育委員長の意見をしっかりここで言うべきだというふうな御意見が一番最初にあったと思いますが、先ほども申し上げましたように、教育委員会というのはいろいろな意見の人が教育委員会の中に集まって、それを代表するのが教育委員長でして、私自身がここで意見を言ってしまって、やはり今教科書採択委員会で研究しているのに影響を与えるというのは差し控えたいと思いますので、ここではやめたいと思います。

それから、近隣諸国条項を見なかったのではないかというふうなことですけれども、このことに関しては文部科学省で許可しているという限りにおいて、向こうの方は商売ですので、よくこれは検討した上だろうというふうに私たちは信ずるよりほかはないのではないかというふうに思っております。

それから、その次、教育勅語に載っていることを知っているかということですが、私は載っていることは知っております。しかし、あれが過去の事実としてこういうことが行われたというふうなことで載っているということではないかというふうに思っております。

それから、歴史教育はやはり私も同感で大切なものだと思います。先ほども申し上げたように憲法の前文に載っているような人間を育成するためのものだというふうに思っております。

それから、いろいろ教える場合に、いろいろな永松の事件とかさまざまなおっしゃいましたが、すべてをやはり教科書ですので記入するということはできないのではないかというふうに思っております。やはりその歴史をつくる場合の、今授業から離れましたのでよくわかりませんが、やはりそれに目標に合ったものを、例えばさっき言った憲法の前文にあらわれた人間を育成するために、その歴史をどのように教えるかというものを取捨選択して教科書の中に入れるというふうなことです。全部教えることはできないのではないかというふうに思っております。しかし、事実はある程度教えるべきだというふうに思っております。

それから、教科書採択協議委員ですけれども、これは市町村から 1 名ずつ、市町村に選んでもらうというふうな形をとっております。

以上でございます。

佐藤 清議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 教育勅語のことですけれども、これは過去にこういうことがあったということで記載しているであろうと、教育委員長は今おっしゃいました。そうであるならば、この教育勅語は 1980 年に無効になったのだというようなことも記載すべきだと思います。これは記載になっておりません。

それから、今まで申し上げましたけれども、さまざまな見解の相違があると思いますので、これ以上論議しても結論というものは出ないというふうに思います。ですけれども、何を基準にして教科書を選ぶのかということは、教育委員会がこれに責任を持って選ぶということになっているわけですから、これは採択区ごとに協議会を設けて、その研究委員がいろいろ研究をして、その研究したもののの中から今度は絞って行って、各教育委員会がそれを採択するという手順になるというふうに思いますけれども、その絞られたものからどういうものを基準として教科書として採択をされていくのか。幾つか絞られたものが出てくるというふうに思いますけれども、それをどのような観点でそれを採択していくのかということをお伺いをしたいと思います。それは教育委員会に大きな責任があるというふうに思います。

それから、採択協議会の研究委員の中には現場の教師を入れるなというような請願をしているようなところもありますけれども、私は今回展示会を見てきまして、百何十冊もの教科書があるわけですから、それを教育委員会が独自に選びなさいというような考え方については非常にこれは難しいことだと。そういうことはできないだろうというふうに私は感じてきました。ですから、これは研究会がある程度の選考をしてというふうになるとは思いますけれども、その研究会員の中に現場の教師などは入れるべきではないというような意見があったわけですが、私は子供たちの教科書を一番わかるのは教師でありますし、いろいろな進みぐあいとか、その土地土地の学習のやり方とか、教科書のどれが使いやすい教科書かというようなことがあると思いますので、これは教師の意見を最大限尊重すべきだというふうに思いますけれども、その点どのように考えておられるかお伺いをしたいと思います。

それから、展示会で見に行った人たちがいろいろ感想を書いてくるものがありました。そういう意見というものはどのようにこの採択にかかわってくるのかをお伺いしたいと思います。

今の質問わかりますか。展示会を見にいったときに、それぞれ感想を書いて入れてくる箱がありました。意見を書くものです。そういう展示を見にいった人の意見というものがどのように反映されるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、これは 3 問ですので、最後に申し上げておきたいと思いますが、やはり教科書を採択する教育委員会といたしましては、本当に子供たちが未来の社会において、国際的にも協力して友好な、国際社会の上でも交流ができるような、そういう教科書を選ぶべきだというふうに思いますので、どうぞ公正な立場で、そして公明な採択をしていただきたいと思いますということをお願いしたいと思います。

佐藤 清議長 教育委員長。

大泉愼一教育委員長 最初の基準について、何を基準にして絞るかというふうな問題に対しては、専門家の教育長の方から。

それから、3番目の一般の人の意見をどう取り入れるかについても教育長の方から答弁いただきます。

2番目の教科書の現場の教師を研究委員として採用しないのかというふうなことですけれども、これは佐藤議員と同意見でありまして、当然教師が加わるべきだというふうに判断しております。

保科弘治教育長 教科書を選ぶ基準ということですが、大きく何点が言われると思いますけれども、1番目は、まず第一に公教育における教育水準の維持向上ということ、それから2番目は適正な教育内容、今度は基礎・基本ということが非常に大事にされておりますので、そういった基礎・基本が盛られているかどうか。そして、教育の中立性の確保という観点からどうかと。さらに、具体的に言いますと学習指導要領に示された教科の目標達成に必要な内容が適正に盛られているかというふうなこと、あるいは内容の程度が各学年とか、あるいは生徒の心身の発達段階にうまく合っているかどうかというふうなこと、さらには内容の組織配列が非常に勉強しやすい、先生にとっては教えやすい、子供にとっては学びやすい、そういった配列になっているかどうかというふうなことを十分勘案して採択してまいりたいつもりであります。

それから、一つちょっと補足ですが、近隣諸国条項について、文部科学省は国際理解と国際協調の見地にも十分配慮して、検定基準のすべての条項に照らして検討したというふうに述べておりますので、先ほどの委員長の答弁に補足しておきます。

以上です。

散 会 午後 2 時 3 6 分

佐藤 清議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成13年6月15日(金曜日)第2回定例会

出席議員(24名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	那須稔	議員
21番	佐竹敬一	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	井上勝	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安倉正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
小松仁一	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
松田英彰	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	那須義行	病院事務長
保科弘治	教育長	芳賀友幸	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	選挙管理委員会 事務局長
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	監査委員 事務局長
真木憲一	農業委員会 事務局長		
事務局職員出席者			
安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	大沼秀彦	主任

議事日程第3号

第2回定例会

平成13年6月15日(金)

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

" 2 議第52号 平成13年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)

" 3 議第53号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について

" 4 議案第3号 寒河江市介護保険条例の一部改正について

" 5 議案説明

" 6 質疑

" 7 委員会付託

散 会

平成13年6月第2回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再 開 午前9時30分

佐藤 清議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

佐藤 清議長 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成13年6月15日(金)

(第2回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
6	農業振興策について	国境措置における寒河江型農業の 確立について	11番 高橋 勝文	市 長
7	学校給食について	学校給食用物資の納入に係る地元 農産物利用と地元調達について		教育委員長
8	行政一般について	小泉政権が掲げる道路特定財源の 使途見直しについて	18番 内藤 明	市 長
9	医療行政について	土地開発公社の諸問題について		市 長
10	教育行政について	再び医療情報の開示について 「新しい歴史教科書をつくる会」 の主導で編集され、検定に合格し た(扶桑社版)中学校歴史・公民 教科書について 再び教育情報の開示について		教育委員長
11	市政全般について	委員会・審議会の改善について 個人情報保護条例の早期制定につ いて 土壌汚染浄化対策のあり方につ いて 住宅政策について	17番 川越 孝男	市 長

高橋勝文議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 6 番、7 番について、11 番高橋勝文議員。

〔11 番 高橋勝文議員 登壇〕

高橋勝文議員 おはようございます。

通告に従いまして、以下質問をいたしますので、市長並びに教育委員長の前向きのお返事をまずもってお願いいたします。

まず最初に、通告番号 6 番、農業振興策、国境措置における寒河江型農業の確立につきまして、質問をいたします。

ある産品を外国に輸出する場合に設定されている輸出入に関する条件のことを市場アクセスといいますが、輸入する側からすれば、市場アクセスは国境措置であります。しかしながら、ウルグアイラウンド交渉後は、輸入数量制限などの非関税措置は原則として関税に置きかえられ、その関税水準も引き下げが条件となって関税化も国際価格と国内価格の差、内外価格差を基準として設定されることになりました。

国内総生産は、1990 年から 1997 年まで、439 兆円から 505 兆円と、15%増加しております。しかしながら、農業総生産は 7 兆 7,000 億円から 6 兆円へと、22%も減少しておるのが実態であります。他方、農業予算は 1990 年、2 兆 5,000 億円から 2 兆 9,000 億円と増加をしております。これらを見ましても、農地や農業の生産基盤を財政により、いかに立派に整備しましても、農業の活力低下は一向におさまる心配がありません。活用されなくなっているのが実態であります。

これらの要因は、消費者のニーズの変化もありますが、最も大きな要因・主因は、内外価格差による輸入品目、輸入数量の増大によるものと判断をいたしております。

当寒河江市では、かねてから寒河江型の農業振興、施設園芸と観光農業、そして複合経営、さらには作目によっては土地利用型の農業と、消費者ニーズを見据え、コスト低減を図りながら、特産品の適地、適産なるものを拡大し、経営者としての自覚を高揚させ、農地の流動化などにも積極的に取り組んでまいりましたが、農業粗生産額、さらには就農構成を見る限りにおきましては、まだまだの感じがいたします。

それらの要因を私なりに考えてみますと、第 1 に、輸入農畜産物の増大及び日本経済低迷による農畜産物の価格低迷、2 番目省力化・高品質生産・環境保全及び安全性のある農畜産物生産のための生産費の増大、3 番目、年 1 回から 2 回の収穫のために、資本投資の回収に期間が非常にかかる、4 番目、土地利用型の農業経営規模におきましては、輸出国との格差が余りにもあり過ぎる、そして 5 番目が、物価の水準に開きがある、この 5 点だと思っております。

これら諸課題を解決しなければ、自給率の向上も、農業の持続的発展も期待されることはあり得ないと思っております。

平成 12 年度より、農業の国際的ルールにかんがみ、価格政策から方向転換し、所得政策を集落営農とセットした形で取り組まれました中山間地直接支払制度につきましては、健全な農業・農村を維持することにより、都市住民、消費者、食品産業を含めた国民全体に対し、安全な食糧・農産物を供給するとともに、国土保全や水資源の涵養など、農業・農村の持つ多面的機能を十分に発揮することに貢献するもので、国民全体から理解は得られておると、このように信じておりますが、日本農業全体から見ると、それで日本の農業が自立できるのかということ、全くもってそうではないということでもあります。

私は、中山間地の直接支払制度をもっと幅広い視点で実施すべきであって、中でも認定農業者として、体いっぱいに汗を流しておる人々に対しまして、実質的に経営が持続可能な所得政策を地方分権の時代と言われる今日、市独自の事業として、寒河江型農業を確立するために取り組んでいく必要が、緊急の課題だと思ってお

ります。市長の見解をお聞きいたします。

次に、通告ナンバー 7 番、学校給食用物資の納入に係る地元農産物利用と地元調達についてお伺いを、教育委員長にお尋ねいたします。

学校給食の始まりは、山形県鶴岡市、当時は鶴岡町でありました。明治 22 年であります。戦後は、困難な食糧事情のもとで、経済的困窮と食糧不足から児童・生徒を救うための措置として、アメリカなどから脱脂粉乳等の援助物資を受けて再開されました。その後、学校給食の意義に対する理解が深まって、昭和 29 年、学校給食法が制定され、逐年普及の充実が図られてまいりました。平成 9 年、全国の実態では、児童・生徒数で、小学校では 99.4%の実施率となっております。

学校給食にかかわる経費につきましては、学校教育法で、人件費、施設、設備費は、設置者が負担し、食材料費は保護者が負担するというようになっております。

学校給食の重要性は、特に心身ともに成長発達の途上にある児童・生徒にとって、栄養のバランスのとれた食事を一日に三回、きちりと合理的に栄養を摂取することは、健康な生活を送る上での基本となるものであって、役割は栄養バランスのとれた豊かな学校給食、望ましい食習慣を形成する学校給食、人間関係を豊かにする学校給食、多様な教育効果のある学校給食と幅が広く、学校の教育活動における給食指導も、教育課程における給食指導、健康教育の一環としての給食指導など、多岐にわたるものとなっております。

このごろは、学校栄養職員も、学級担任などと協力し合いながら、栄養や健康に関する個別指導を行うことが求められ、実践しておる学校もあるようであります。

昨年まで文経の委員会の方に所属しておりました。学校訪問の際に、学校食堂や調理室を見て回りまして、整理整頓されている状況に感心したものであります。さらに、献立表を見ますと、おいしそうな料理で、日々変わった献立、また季節感やら郷土性を加味したものであって、自分たちがコッペパンにミルク、脱脂粉乳の時代とは、相当さま変わりしたと、世界じゅうの料理がすべて食することができるものと感激したものであります。

昭和 50 年の後半だったと思いますが、初めて学校給食物資としてサクランボを寒河江市立南部小学校に納入したことや、昭和 63 年以降 10 年間、農協職員として教育委員会に地元農産物の利用を拡大してほしいということで、品目、そして納入可能時期、予定価格などを記載した書面を提出したことや、さらに自分の子供が小学校に入っていたころ、きょうはブドウのスチューベンが学校給食で出ますよと、サクランボがきょう出ますよというなどと、私は自分の子供に誇らしげに語ったことなどを思い浮かべました。

年に各校で 1 回は、納入物資業者の会議がありまして、食材納入業者の衛生管理、納品の方法、食材の選定、検収などについて話し合いが持たれまして、それにも毎年出席し、納入業者としての責任の重さを感じさせられました。

学校によっては、トマト 4 個の注文でも、担当者に運搬させた記憶があります。小規模ですと、トマト 4 個の注文もあったということでもあります。栽培管理も圃場もわかっておりましたので、新鮮で安全であることに、自信と誇りを持って、学校給食のためならばと、理屈抜きで、安全でさらに規格のそろったものを納入した記憶があります。

ところが最近になって、昔納入業者の会議に出席しておった小売店の店主の話を聞きますと、学校給食用としてのオーダーが、めっきり減少したと、このような話を聞くことが、たまたまあります。

私は、学校給食にこそ、可能な限り地元でとれた新鮮な食材、安全性のある食材を活用し、そして、地元の小売店舗などから主体的に購入することこそ、学校給食の意義があるものと信じております。地元で収穫された食材の利用や、市内の小売店舗などから購入することは、地域と学校との結びつき、連携が深まって、学校に対する関心度、これらも高揚するものであって、さらに小売店舗の活性化にもつながると思っております。教育委員長の御所見をお伺いいたします。

あわせて、学校給食における物資のうち、副食部門における地元調達の割合につきましても、お尋ねをいたします。

以上で、第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 農業振興策について、答弁申し上げます。

全国的に見まして、輸入農産物の増大によるところの農産物価格の低下やら、あるいは米の生産調整の拡大など、農業をめぐるところの情勢というものは、大変厳しくなっていると思います。中でも、新規就農者の伸び悩みや、農業従事者の高齢化などによる担い手不足が顕著でございまして、現在は農業における最大のこれらが課題となっております。

今後、いかにして担い手を確保していくか、またそのための施策をどのようにしていくか、そして、担い手の経営をいかに保障していくか、こうした新たな制度が求められてこようと思っております。

そういう中で、国におきましては、抜本的な対策を講じるというような考え方から、従来のようなだれでも支援の対象となる一律的な農政というものを改めまして、意欲と能力のある経営体に支援を集中するというような、言うならばセーフティーネットというようなことを、経営政策大綱ということで、ことしの夏をめどに取りまとめるようにしておるわけでございます。

この大綱を見てもみますと、担い手の農業経営所得安定対策が主となるものでございまして、農産物価格の下落による農業経営の影響を緩和するなど、安定した農業経営を維持することを目的としております。

この対策の対象となる農家は、規模拡大や経営改善への意欲があり、経営管理能力のある農家で、その内容は、基準となる所得を実際の所得が下回ったときに、その差額の一定割合を補てんする保険方式となるもので、財源は農家や政府が拠出することになるようでございます。

この経営政策は、所得下落の際に補てんする基金への拠出金が必要となり、今検討が進められている国の経済財政諮問会議の経済財政運営方針にこれがどのように位置づけられてくるのか、まだ不透明な状況にあります。

本市におきましては、これまで御指摘のように、さくらんぼやバラなどのブランド農産物を核とした施設園芸農業と観光農業を組み合わせた寒河江型農業を推進してきたところであり、さらに地域農業の確立とか、あるいは認定農業者の育成とか、あるいは農地の集積等々に力を入れてきたわけで、それ相応の効果を上げてきたと思っておりますが、農業を取り巻く厳しい情勢の中で、より多くの農家の農業経営が成り立つように、今後とも努力してまいらなくてはならないと思っております。

今、申し上げました所得政策に対して、市独自の取り組みということで御質問のようでございますが、国においても基本となる大綱づくりに入ったばかりでございますし、この夏取りまとめられる大綱がどのようなものになるか見きわめた上で、寒河江型農業の中にどのように取り入れ、経営の安定化と所得の向上に結びつけていくかなど、勉強させていただきたいと、このように思っております。

私の方からは以上です。

佐藤 清議長 教育委員長。

大泉愼一教育委員長 学校給食、とりわけ食材の調達に関する御質問に関しましてお答えいたします。

学校給食は、教育活動の一環として実施してきているものであり、安全で安心でき、そしておいしい給食を提供することは、学校給食に求められている課題の一つであります。この点におきまして、一般的に地域の農業者が生産し、地元の供給業者が納入した農作物は、収穫から消費までの期間が短く、流通ルートも把握しやすいことから、新鮮で安心という面において、信頼性の高い食材であり、流通の過程で失われる栄養価の減少も少ないといえます。

また、学校給食として児童・生徒たちに提供されるということから、供給業者のみならず生産者にとりましても、生産意欲や消費への関心度の高まりにもつながっている面もあるものと考えております。

さらに、地域の農産物を地元の小売店等から購入することは、それを食べる児童にも、地域の状況に関心を持ち、学び、そして郷土愛をはぐくむきっかけになり得るものと思うところです。

近年、学校給食の食材の注文または販売の金額が減少した商店があるということを目にしたということでございますが、学校給食の食材の確保に際しては、特定の納入業者、小売店のみから供給を受けることは、民間業者間の公正な競争を確保する上からは、すべきものではないと思われ、また不測の事態に備える上で、同じ種類の食材を特定の一つの業者や商店にのみ発注するということは、避けるべきことであると考えております。

そういった点におきまして、現在本市では、野菜に限らず、一つの種類の食材にしても、さきに述べましたことを前提とした上で、特定の小売店にのみ頼ることなく、複数の地元小売店から購入するよう心がけているところであります。

この面からいいますと、個々の商店にとりましては、取扱量が減少していることはあろうかと思われませんが、児童数減少に伴う発注量の減少はあるものの、学校給食の食材総量として購入する量は、減少しているものではないと考えております。

次に、副食部門で、地元業者からどのくらいの割合で購入しているかという御質問にお答えいたします。

学校給食は、年間に 180 日程度実施しております。このため、一定の質の食材料が、価格面においても安定して、かつ継続して確保できる体制が必要不可欠です。学校給食の食材の調達は、山形県教育委員会による学校給食業務要項に基づき、各学校長により、給食関係予算の作成と、給食用物資納入業者の決定が行われております。本市教育委員会としましては、食材納入者の選定に当たっては、各学校において、できるだけ地元の業者で、施設の衛生面や食材の取り扱いが良好で、衛生上も十分信用できる業者を選定するようお願いしているところです。

また、食材の選定に当たっても、不必要な食品添加物が添加された食品、内容や製造関係が明らかでないものなどは使用しないようにするとともに、可能な限りにおいて、新鮮で衛生的な食材、有機無農薬もしくは減農薬によって栽培された安全性の高い食材を購入するよう努めているところであります。

このように、食材の購入は、地元の商店等で確保できるものは、すべて地元の業者から仕入れるようにしているところであり、現在では、すべての生鮮野菜や生の魚肉類、大豆製品を初め、かんきつ類を除く果物については、すべて地元の小売業者と農業協同組合から購入しております。

しかし、その他のフライなどの半加工製品、デザート、業務用調味料、学校給食用に開発された地元農産物の加工品など、地元業者が対応できないものや、価格と食品検査面で対応できない食材については、市外の専門業者や学校給食会から共同購入をしております。

以上のような購入内容となっており、これを購入金額の比率で見れば、地元小売業者やさがえ西村山農業協同組合からの購入は、約 5 割程度となっております。

以上の状況となっておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

佐藤 清議長 高橋勝文議員。

高橋勝文議員 たいま、市長さらには教育委員長の方から、明快でさらに期待の持てる話をお聞きしまして、安堵をしている中であります。

しかしながら、さまざま私も考えておる部分もありますので、2問を今から申し上げます。

まず農業振興関係でありますけれども、市長の方から国の大綱について、所得政策の大綱についてまだまだ不透明なものがあって、寒河江型農業を振興する方向の中で、市長も大綱ができ次第、さらに大綱ができるまでも、勉強していくというような答弁であったと思っておりますけれども、正直、今、さくらんぼの収穫の真ただ中であります。きょうの朝も、かっぱを着ながら、露地のハウスさくらんぼの収穫にいそしんでいる姿を見たとき、おのおの農業者にとっては、天候に左右され、非常に大変な職業だなど、このように朝自分の眼で見てきた次第であります。

先ほど、市長の方から、輸入の増大によって、農産物の厳しい価格になっているなど、話しされた中でありますけれども、若干古い資料になりますけれども、1995年の農水省の自給率の実態、若干申し上げたいと思っております。穀物で30%、米は103%、小麦が7%、野菜が85%、果実が49%、肉類で57%、昔から単価が変わらない鶏卵も96%ということで、食糧自給率は年々低下の傾向にあります。

農水省食糧輸入、輸入野菜の1997年の資料を見てまいりますと、タマネギで117億円、ブロッコリーが106億円、アスパラで92億円、冬でも食べられるカボチャ81億円、そして寒河江のネギ、指定産地になっておりますけれども、これらも10億円ということであります。

2000年になりますと、今の数値よりもはるかに上昇しておる実態であります。

計算上でありますけれども、穀物だけありますけれども、平成8年度の場合、海外に依存しておる作付面積は1,200万ヘクタール、日本の耕地の2.4倍、これに相当すると、このように言われております。人口1億人以上の国の中で、自給率の最下位が日本であります。

政府もようやく自給率45%を目標に農業振興を図るということで、いろいろな施策を、新基本法が出てから、発表されたようであります。

現在、ネギにつきましては、中国からの輸入攻勢で、当寒河江のネギも消滅寸前であります。しかしながら、一般セーフガードによって、一時的にも栽培が、減少しつつありますけれども、継続されるようであります。この一般セーフガードも、期間があって、期限があります。今のままで推移すれば、国道112号線からネギ畑は消滅するであろうと、このように私は思っています。

一般セーフガードも、長くは続けることができません。これが国際ルールです。日本の農業も国際ルールの中での取り組み、これらが今後必要になってまいります。非常に厳しい状況になっております。

変なことを申しますけれども、都市化されておる農業地域、そして兼業農家ほど足腰が強い農業になっているのが、今実態です。認定農業者、専業農家ほど、足腰が弱いと、このような実態にある、このように私は見えております。

理由は、申し上げなくとも皆さんわかっておると思っておりますし、市長もわかっておると、このように思っております。

2000年から中山間地の直接支払制度が実施されまして、当寒河江市でも105.7ヘクタールの面積が対象になりまして、過般市報にも掲載されました。締結率は77.9%、県平均から見ますと、約12ポイントほど高いようであります。締結率77.9%、そして平成12年度対象になりました面積が105.7ヘクタールといえますと、中山間地は逆算しますと136ヘクタールあると、このように計算されるはずで、当寒河江市の耕地面積は約3,400ヘクタールです。全耕地面積の中山間地136ヘクタールは、4%にしか相当しない面積になるはずで、

輸入が増大されました折に、各指導者は、輸入農産物に対抗するためには、日本人に合ったもの、高品質のもの、そして差別化商品、これを生産することが必要だということを各地区で申し上げ、私も聞いた記憶があります。

しかしながら、今日本に入ってくる、例えば園芸作物、果実さらには野菜、そして花、でありますけれども日本の企業、日本の商社が外国に行きまして、日本で栽培しておる品種、そして技術などなど、指導を行って、日本人向けに生産・輸出しているのが実態であります。

昔は輸入品には風味がないなどと言われまして、一時敬遠された消費者もあったようでありますけれども、人間はその味になれます。順応するんです、人間というのは。適応はしませんけれども、順応します。外国のそういうものにも、食が合ってくると、このようになってきます。そして料理も、日本で生産されたもの、そして外国で生産されたもの、遜色ないように料理するのが、料理の達人であります。毎日テレビで料理番組が放映されております。人間の食感は不変なものではありません。

1999年、おとしになりますけれども、国内、日本で生産されましたさくらんぼの収穫量は1万5,500トンです。山形県も秋田県も青森県も山梨も長野も、九州までさくらんぼありますけれども、国内で生産された収穫量は、1万5,500トン。同年輸入されましたさくらんぼは、1万5,800トンです。日本で生産される数量よりも、輸入されるさくらんぼの量が多いということです。これらが実態です。

現在、アメリカやニュージーランドからさくらんぼは大層輸入されております。先ほど言ったように、日本人が東南アジアに行って、さくらんぼの栽培をさせておる、苗木も売っておるという実態です。近き将来は、東南アジア、韓国やら中国から日本人向けのさくらんぼが入ってくること間違いないと、このように私は予測をしております。

財務省で2000年の貿易統計を発表いたしました。3月ごろであります。生鮮野菜の輸入量は、92万5,000トン。過去最高の輸入量で、ネギは前年対比43%増、シイタケ33%の増、トマトは、ミニトマトなども含めまして49%の増であります。大半が端境期の出荷であります。端境期は、極端に言いますと、冬の前後です。この時期に輸入が急増しております。

先ほどネギの話しましたがけれども、今JAでは、なるべく早く収穫するような栽培指導で、一般セーフガードに対象になるような時期の出荷をねらっております。しかし、農産物は天候に非常に左右されやすいものです。幾ら栽培者が頑張っても思うようにならないのが、農産物の生産であります。

花卉類も非常に増加しております。花類の輸入の増加が顕著であります。大田市場の社長さんもテレビで出ることが何回もありますけれども、相当の輸入数量になっているというようにも言っております。

ということは、寒河江の農業の中で主体をなす施設園芸、これらの経営の存続が危ぶまれると、このように心配する一人であります。

昨年度、文経の委員会、四国、高知県南国市を視察してまいりました。昔、高知園芸連という組織がありました。高知園芸連の野菜は、全国を制覇した時代がありました。日本の台所を背負った時代がありました。しかしながら、去年度、我ら文経委員6人が、事務局を入れて7人ですけれども、視察に行ってきた際に、非常に驚いておりました。その姿は、まず影もないような状態でありました。

四国なるがゆえに、フェリーボートを使っての輸送ということで、非常にコストがかかる。それに輸入攻勢で、高知は端境期をねらった産地でありました、端境期をねらってくる輸入から、もろくも敗れたと、このような実態であります。今、四国の話してはいますが、寒河江にもその波が押し寄せておると、このように私は思っております。

ひとつ、市長につきましては、先ほど今後の国の動向等も見ながら研究をしていきたいと、このような話で、所得政策につきましては、そのような考え方をしておるようでありますけれども、地方分権時代でありますので、さまざま難しい課題だと思っておりますけれども、農業を守るという視点でなくて、国、寒河江市を守

っていくんだというような視点に立って、今後努力をしてもらいたいと。

今、寒河江の農業でここまで頑張っているということは、ここに農業委員会の委員長おりますけれども、農業委員、そして農協の理事、これらが率先成案して、転作問題やら遊休農地やら、それらに汗水をかけながら、農家のために、寒河江市のために、水、そして自然を守らんがために頑張っていることが、今の寒河江市の農業になっているということも、私は事実だと思っています。

それらの労苦にも報いんがためにも、課題ある中での所得政策、難しい問題だと思っておりますけれども、研究を重ねながら検討して、早期に具現化されるように希望を申し上げます。

次に、教育委員長の方にお尋ねいたします。

平成 11 年度の県民栄養調査成績、平成 12 年 12 月に、県の健康福祉部の方でまとめて発行した本があります。調査成績によれば、朝食を週に二、三回食べないという人、20 代の女性では 27.9%、30 代では 20% という報告書が出されております。

親が食べなければ、子供も食べないと、そのように私は単純に理解する一人でありますけれども、朝食を欠食するようになったのは、いつ頃からだろうというような調査の中では、中学・高校生からという答えが 40% になっております。その理由は、食べる時間がないというような結果になっております。朝食です。

学校給食は、画一的な給食だということで、個性の尊重やら、そして人間尊重の教育、さらには食アレルギーなどなど、課題があるにせよ、学校給食の必要性は、だれが言いましても不可欠なものと、このように私は思っております。

そして、学校給食の今日的意義につきましては、食に関する指導の生きた教材として活用することも可能であることはもちろんでありますけれども、地元で生産されたものを数多く食材として使用することによって、給食を食べる生徒につきましては、郷土に対する愛着心、これが高まるであろうと、このように私は思っております。

さらに、この地域で何がつくれ、どの時期に生産されるのかということも、地元のものを使うことによって、子供らも理解されると思っております。先ほど言ったように、冬でもカボチャが食べられるんです。昔は、冬はカボチャは冬至カボチャ以外にはなかったんです。2月、3月は、カボチャなんか食べることはできませんでした。今は、日本で生産されるカボチャよりも、メキシコのカボチャの方がおいしい時代です。それが実態です。カボチャはいつとれるんだと子供に言っても、冬だなという答えする子供も私はいると思っております。ブドウもしかりです。冬でもブドウが出ます。普通は出るはずがないんです。輸入品です。なるべく、私は地元で生産されるものを、地元の特定の業者とは申し上げます、地元のそれに関する、それらを取り扱っているお店から、できる限り買ってもらうことによって、生産する人も、それから学校給食に納める業者も、きょうは何を持ってきたんだから、きょうは子供が何を食べているんだなやと、こういうことがわかるはずなんです。それらが学校と地域とのかかわり、これが高まると、このように私は思っております。

学校給食の物資購入については、物資の安定供給、これも私はわかります。わかりますけれども、できる限り季節のもの、そして旬のもの、それからいろいろな昔からの伝統があります、伝統、文化が食にもあります、そういうものをできる限りやっているとは思っておりますけれども、できる限りそういう素材を使った中でやってもらいたいと、このように思っております。地元でとれたものは、自分が眼で見るんだから、一番安全性が高いということでもあります。ほかから来たものは、自分の眼で圃場を見られないがために、完全な安全性の中では、自信が、どちらかという自分の地域でつくったものの方が、私は安全性が高いと、このように思っております。

昔ですけれども、南部小学校管内でありました。お店の前に学校給食物資納入業者指定店、大きな看板が掲げた時代がありました。校長先生が変わった途端外したというように、私見ており、考えております。そのくらい、その看板というのは、私も重みはあったのであろうと、このように思っております。ばあちゃん、お母さ

んが買い物に来ると、きょう学校給食でこれ持って行ったから、きょうの夕食は同じものでない方がいいよというような話を店主がしておったことも、耳にした記憶があります。

ひとつ、くどいようでありますけれども、なるべく地元から調達、地元から購入するような努力を惜しみなくしてもらいたいと、このように思っております。

なお、一つここで質問しますけれども、学校給食の基本物資以外の一般物資、副食部門になると思いますけれども、現在寒河江市立小学校の物資納入業者で、一番購入しておる高い金額、一番購入しておる購入先、もしわかればお答えをお願いしたいし、それから、文経委員会で話を聞いたことがありますけれども、冷凍庫の無償貸与を受けたという話を聞いたことがあります。今何台ぐらい学校給食の方に、冷凍庫無償貸与を受けておるのか、質問をいたします。

2問終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 農業の分野でございますが、非常に厳しい状況になると、これは私も認識しております、そういう厳しい要因の一つとして、いわゆる輸入物と、このように取り上げられたわけでございますけれども、やはりこれはこれは驚異なものだろうと、こう思っております。先ほども話ございましたように、日本で栽培できて、日本でとれるようなものを、こちらから苗木を持って行って、そして向こうで技術指導して、そしてそれを逆輸入されて、そして自分の首を絞めておるといふことになりつつあると、将来それが拡大されるといふようなことといふのは、非常に大変なことだろうと、このように思っております。

それで、なんとか輸入品の価格を引き上げようということで国がやっているのが、農家の方々からの要望も強くてやったのがいわゆるセーフガードなわけございまして、イグサとか、ネギとか、シイタケ、これが今セーフガードでやろうと、こう思っているわけでございますけれども、まだこれははっきり決まっているわけではございませんし、やってもまずは一時的だと、そしてその後、国際的に認められても期限があるということでございますから、本当に一時的な対応しかこれはできないと、こういうことだろうと、こう思っておるわけです。ですから、非常に一時的な対応であって、その場をしのいでも、将来は非常に厳しい状態といふのが見込まれると、こういうことだろうと、このように思われるわけでございます。それが一つでございます。

それから、国でとっている農業政策といふものは、何とかお金で解決しようといふ分野が見えるわけございまして、いわゆる中山間地に対しましての所得補償にしましても、これも何とかお金で解決して、農業を続けさせようといふことでありますし、そして先ほど答弁申し上げましたところの考えております所得補償制度、セーフティーネット、こういうことあるわけでございますけれども、これは農家も限定された方々に、意欲のあるとか、経営に頑張っていこうとする方々に対しての対応のようでございますけれども、現在の小泉首相の聖域なき構造改革の中で、こういうものがどのように取り上げられるかといふのは、まだまだ見えてこない状況だと、このように思っておるわけでございますし、そういう今申し上げた一、二点がありますけれども、いわゆる競争といふものは、いわゆる国内産だけじゃなくて、国際的な競争の中に農業も入れられるということになってきておると、こういうこと。

そしてまた、非常に国の施策は所得政策で来ていますけれども、それだって、永久的な、農業を守っていくということには、非常に厳しい状況があるといふことが言えるかと思っておるわけございまして、そういう中で、寒河江の農業といふものをどのように持っていくかといふのが、非常に大切だと思っております。

殊さくらんぼに取り上げても、非常に今県内でもあるいは県外におきましても、国外においても植えつけが始められておるわけございまして、そういう中で、いつまでも日本一のさくらんぼの里をどうして維持していくかといふのは、非常に大変でございまして、また、雨よけテントを初め、資材の処理ということも負担になってきておる、あるいは処分に非常に力を入れなくてはならない時代、今もそうですけれども、大変な時代になってきておると、こういうことが言えるのでありまして、いわゆる特産品といふものは、これはどこにありましても、非常に普遍化してくるといふことが言えるかと思っております。

ですから非常に、それをどのようにして、特産品としての名声を、ブランド品としての価値を高めていくかといふことを、これは行政であろうが、農業団体であろうが、農家であろうが、一体として対応していかなくてはならない非常に大きな問題かなと、こう思っております。

そういう中で、いろいろ考えるのは、これまで寒河江型農業、寒河江型ということで観光農業とか、あるいは施設農業ということで確立されてきておりますけれども、それらをやはりいつまでもその枠といふものだけにとどまらず、今言ったような状況といふようなものを十分認識して進めてまいらなくてはならないと、こう思っておるわけございまして、それにおきましては、寒河江の田園都市といふようなものを売り出していくとか、あるいは周年的な花で売り出していくとか、あるいは花木産業とか、そういう方向といふものも、十分

これは考えていかななくてはならないものではないかと、こう思っておるわけでございます。

そして、農業の所得というものが、非常に確保されるようで、いわゆる収入がなければ、片手間に、先ほどおっしゃいましたように、専業農家より片手間にやっている人の方が、なぜかよりよく収入を上げているような話もなされましたけれども、やはり専業農家、後継者が育つように、楽しく、収入があれば、それに従事する方もふえてくるわけですから、そういうものをつくっていかなくてはならないなと、このように思っておるところでございます。

私の感ずるところを申し上げまして、終わらせていただきます。

佐藤 清議長 教育長。

保科弘治教育長 第 2 問について、私から答弁させていただきます。

最初の地元の食材の調達についてですけれども、これは非常に新鮮で安全なものを選ぶと、地元の農産物を選ぶということは、地元の生産者の状況とか、あるいは地域の学習につながると、ひいては郷土愛にもつながるといふようなことなわけですけれども、教育委員会としてもこれは非常に大事なことだということで、今までやってきましたけれども、これからも進めてまいりたい。

特に、季節感のお話もありましたけれども、今小・中学校では、感性豊かな子供を育てるというようなことで、給食も一つの文化としてとらえて、地域の行事等を給食などにも反映させるような、そういった季節感などをあらわすような調理をお願いするというふうなことをやっております。これからも進めてまいりたいというふうに思っています。

それから、2 番目の地元の業者の選定についてですけれども、これは特定の業者に偏りますとまずいというようなことを第 1 問でもお答えしましたが、複数の業者をお願いしていると。例えば、ある学校の場合は、野菜については 4 社とか、4 つの業者、あるいは肉・魚、これは 3 つの業者、それから豆腐はまた複数の業者というふうなことで、これを週で交替、あるいは月で交替というふうな形で、なるべく公平を期するようにしているというふうなことでございます。

残りのことについては、課長の方から答弁させます。

佐藤 清議長 学校教育課長。

草苅和男学校教育課長 それでは、副食用の食材の購入先で、一番多い業者はという御質問がございましたが、各小学校には多数の副食用の納入業者がありますが、その一つ一つの業者を比べてみますと、購入額で一番多い業者は、山形県学校給食会でございます。

2 番目の御質問でございますが、学校給食会より冷凍庫が貸与されておりますが、現在市内に 10 台貸与されております。

以上でございます。

高橋勝文議員 市長、さらには教育委員長の方から、心温まる答弁をおもらいしましたので、以上で質問を終わります。

内藤 明議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 8 番、9 番、10 番について、18 番内藤 明議員。

〔18 番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 私は、質問しているそれぞれの課題について、市長並びに関係当局に順次質問をいたします。質問に先立って、誠意ある答弁をお願いしておきたいと思えます。

最初に、道路特定財源の用途見直しの動きについてお尋ねいたします。

小泉政権は、経済財政運営の指針となる原案を経済財政諮問会議で示しました。公共事業、社会保障、国と地方の関係見直し、大きな柱となっていますが、特定財源や地方交付税縮減についても触れられ、地方切り捨てが改革かとする地方からの反発が出ています。

特定財源は、公共土木事業の偏重や政・官・業の既得権の固定化を生んできたという指摘をもとにして、改革や見直しを求める声もありますが、一方で今言いましたように、慎重論も根強く残っております。

確かに目的税は、その用途の分野の業者と行政の癒着が起きやすく、財政硬直化や権益化を招いていることも事実であり、いつかは廃止が必要であります。地方の道路整備が立ちおけている現実を考えれば、まだその時期ではないと思えます。また、都市再開発に用途を広げるとの主張は、地方切り捨てにつながり、容認できません。

交付税の縮減については、地方の財源確保といった大きな枠組みの変更という趣旨の議論を抜きにしており、どう見ても、単に財政上のつじつま合わせの見直しとしか思えませんが、参議院選挙を前にして、野党にも一般財源化しようとする動きがあり、地方にとって厳しい事態に直面する可能性があります。

そこで、市長の見解と対応についてお尋ねしたいと思います。

続いて、土地開発公社の諸問題について伺いたいと思えます。

公社は本来、自治体の業務を自治体のかわりに行うためにつくられた外郭団体のことをいい、土地開発公社は自治体の出資による土地売買の専門会社であり、いわば住専、住宅金融専門会社の自治体版であると言っても過言ではありません。

御承知のように、監督権は首長、自治体の長にあり、自治体の分身どころか、実際は全く一心同体の存在であります。最大の問題は、議会や市民の目から隔離され、業務内容が闇に包まれていることとあります。つまり、外部からのチェック機関がないこととあります。

前に土地開発公社の情報公開について、市長に質問した経過がありますが、独立した法人だということで、理事会などで検討されるべきものとしてきました。

ところで、土地開発公社絡みの不祥事は、その後も全国的に続いております。それは、人の目に触れない組織で、しかも潤沢な資金を外部から何のチェックも受けずに、自由に使うことができるとなれば、その組織は、間違いなく腐敗することを私たちに教えております。

また、そうした指摘のほか、予算措置の妥当性についても質したことがありますが、そのことについて、議会推薦の理事も役員として入っていることを強調されました。しかし、本来、それぞれが持っている役割からすれば、公社の運営に責任を持つ理事と、議会の議員が兼ねることは、選挙で住民の代表として負託を受けた議会人として果たさなければならない責務と、守秘義務が課せられる公社の理事としての職責を、同一人物が同時に果たすことは、矛盾が生じます。

市長は、この変則的な土地開発公社という組織を、住民本位のものに改変して、同時に市民に対して開発公社の情報を積極的に公開する必要があると思えます。私は、それは監督者としての義務であると考えます。

今回、議会として議会の活性化を検討する中で、こうした議論を踏まえ、開発公社の議会選出の理事につい

ても削減し、議会として開発公社について情報公開をすることを進言しています。

土地開発公社の情報公開について、再度市長の見解を求めるものであります。

次に、土地開発公社の法的根拠となっている公有地の拡大の推進に関する法律、いわゆる公拡法の問題点を端的に指摘して、質問に移ります。

公拡法は、土地買いを容易にするために、地方自治法を骨抜きにして、住民の目が届かぬようにした抜け穴法律と言われていることは、御承知のとおりであります。自治体の土地買収は、本来自治法に基づく総合計画の策定や、行財政運営に緊密に連携するものであります。自治省も公社の土地取得と設立自治体の土地利用との整合性を求めています。それをチェックすべき議会や市民を公社から完全に切り離して、矛盾も甚だしいと言わなければなりません。住民を定款や登記、決算報告など、企業の顔を強調して遠ざけ、議会はいわば目隠し状態で、行政報告がなされ、市民に対するアライバイ証明のごとく使われているだけであります。

自治法を骨抜きにし、住民の目が届かぬようにした、ごく身近なところでは、去る3月議会で予算計上された市道石川西洲崎線の代行用地などの取得を思い起こしていただければわかりやすいと思います。

先に自治法96条のもとで契約をし、議会の議決を求めたパオビルの土地の取得との比較をしたことがありますが、どちらが民主的であるか、一目瞭然であります。

これは、当局がそれぞれ法令に基づいて対応した結果によるものですが、開発公社から代行用地を取得する場合であっても、首長の姿勢次第で、法令や条例の運用によって、幾らでも民主的に、市民に近づけるよう改めることができます。地方分権と言われる今、それにふさわしいやり方が求められているのではないのでしょうか。

過日、私は所属する全国議員団会議の折、開発公社の情報公開の実態や、代行用地を自治体で買い取る際の予算審議の状況について聞いてみる機会がありました。全国から集まっておりますから、既に情報公開を行っていたり、あるいはそうでなかったりさまざまですが、開発公社の情報公開をやっていない団体であっても代替地などの民間に対しての売買を除けば、つまり自治体で取得する場合は、予算審議の際に、自治法の96条で契約して議決要件とされるような情報については、個人を特定できるものであっても議会に示され、予算措置が妥当かどうか判断できるよう、議会でチェックできるシステムにしている団体がほとんどでありました。個人が特定される情報だからとして、ベールに包んで予算審議するところは、少なくとも私が聞いた範囲では、一団体もありませんでした。

市民に開かれた市政を標榜するなら、本市においても、議会でチェックが可能なように条例を運用すべきだということを強く申し上げて、市長の見解を伺いたいと思います。

続いて、医療情報の開示についてお尋ねいたします。

最近、病院の医療過誤、ミスに関するニュースは後を断たず、医師の単純なミスや、それを組織ぐるみで隠すなど、経過が明らかにされる中で、病院の非常さには驚かされるばかりであります。病院などの医療機関に対する信頼度は低下するばかりで、その回復が急務の課題となっています。

そうしたことを背景にして、医療機関のカルテの開示は、このところ広く行われるようになり、そう珍しいものでもなくなってきております。私は平成9年9月議会で、市立病院のカルテ開示について伺いましたが、時間も経過し、今言ったように、医療を取り巻く状況や考え方も大分変わってきております。

平成9年、旧厚生省の検討会が、カルテ開示の法制化を打ち出した以降、当時反対していた日本医師会も、原則開示をうたった指針を倫理規範として策定したのを初め、昨年7月には旧厚生省が、国立病院などに診療情報の提供に関する指針を通達し、国のガイドラインを打ち出しております。新聞報道を見ますと、厚生省も日本医師会も、患者と医療側の信頼関係に基づく質の高い医療の実現をカルテ開示の目的に掲げたと言われます。

また、旧厚生省の指針は、遺族との信頼関係を理由に、遺族に対しても開示を認めるようであります。法制

化は、次のステップとして課題は残されましたが、ブラックボックスが開かれる意義は大きいと思います。

ところで、カルテ開示はインフォームド・コンセントに基づく診療情報の提供と、自己情報のコントロール権という二つの側面を持っております。そういう意味では、速やかにカルテを開示してこそ、病院側が質の高い医療を提供し、ミスを隠さず、説明責任を果たそうとする証しとなるのではないのでしょうか。住民には、病院選びの際の判断材料にもなるわけで、市立病院でもカルテ開示をする時期に来ていると思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

続いて、教育行政についてお尋ねいたします。

昨日もありましたが、新しい歴史教科書をつくる会主導で編集された歴史教科書は、文部科学省の検定で、歴史認識に関する部分など、137カ所も修正された上で合格し、今各地で展示公開され、市販本も発売されております。

私も市販本を見ましたが、架空の神話をあたかも歴史的事実であるかのように記述し、あるいは鴟外の著書をわざわざ引き出し、明治天皇の死去に伴う乃木希典の殉死まで取り上げ、美化するなど、皇国史観がにじみ出ております。

また、近代日本の相次ぐ戦争を正当化しているばかりでなく、さきの太平洋戦争を大東亜戦争と称するなど、アジア開放のための戦争だったと描き、韓国や中国から旧日本軍による侵略戦争を賛美する内容と非難されたことは、きのうもあったとおりであります。

報道によりますと、去る4月25日、東京大学の和田春樹名誉教授らは、記者会見し、この歴史教科書について、近現代史だけで、事実の誤りだけで51カ所も見つかった、歴史認識以前の問題と痛烈に批判し、文部科学省や発行元の扶桑社に対して、誤りの修正の再検討を求めていくとしています。

今回、学者グループによって事実の誤りが指摘されたことによって、検定制度や教科書としての最低限のレベルすら疑問視する声上がることは必至であります。

公民の教科書については、自衛隊を海外に派遣できるようにすべきだという改憲論の主張が強く打ち出されています。また、他国の国防義務を崇高なものとして紹介し、国防意識を煽り立てるようなコラムがあります。さらに、核兵器廃絶に疑問を投げかける主張は、国際的な核軍縮の流れに逆行するものと言わなければなりません。

所定の手続を経て、教科書を発行する権利自体は、だれもが持っているものと考えますが、いずれの教科の教科書でも、子供たちが学ぶ教科書であるならば、求められるべき最低の基準があるものと考えます。

それは、歴史学者がアピール文を出し、教科書に虚偽、虚構があってはならないとしておりますが、端的で明快に指している言葉だと思います。

教育委員会は、この教科書について、どのような認識をお持ちなのか、見解を伺いたいと思います。

また、御承知のように、採択前に新聞で大々的に宣伝し、市販本が発売されたことについて、特定の社のものだけが流通し、公平さを欠くとする意見があります。あわせて教育委員会の見解を求めるものであります。

次に、教育情報の開示についてお尋ねいたします。

最近になって、大学入試や高校入試の結果について、本人に開示する動きが出始めております。山形大学工学部の合否判定ミスが明らかになり、しかもここ数年にわたりそれが続いていたという報道は、本県の県民や教育関係者だけでなく、全国に衝撃を走らせました。合否判定は、厳密で、間違いなどあり得ないとされてきましたが、間違いはどこでもあり得ることを如実に証明しております。

こうした判定ミスなどを契機に、入試にかかわる内申書や指導要録について、本人が開示できるようにしておくべきではないかとする意見が、教職員の間からも出てきております。

ところで、本市では指導要録や内申書についても、個人情報ということで、本人も他人と同等に扱い、自己情報の本人開示請求権はないとしてきました。自分の情報であるにもかかわらず、プライバシー保護を理由に

されたのでは、合点が行くはずがありません。

内申書は、入試の際の志望校に提出されるものであり、指導要録は、その原簿に当たるものと言われております。さきの本市教育委員会の見解のように、開示を前提にすると評価しづらくなるという現場の声があることも事実で、否定はしません。しかし、全国の先進的な自治体で既に実施されていることからすれば、そうした主張の説得力は失われつつあるものと、私は思います。

評価しづらくなるという言葉の背景には、子供についてのマイナス面や悪いことは書けなくなるといった考えがあるように思えてなりません。旧文部省でさえ、そうした消極評価は容認していないようであります。指導要録改定の趣旨が、現場まで正確に伝わりさえすれば、全面開示に対する抵抗感はなくなるものと考えます。

開示することで子供たちや保護者との信頼関係は、より強くなるものと確信して、再度教育委員会の見解を求めたいと思います。

重ねて誠意ある答弁をお願いし、第1問を終わります。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時15分といたします。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時15分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、道路特定財源と地方交付税の見直しに関するところの質問についてでございます。

道路特定財源とは、御案内のように道路整備を緊急かつ計画的に行うため、受益者負担、原因者負担の考え方に基づいて、自動車利用者に道路整備費の負担を求めている目的税であります。

道路整備事業には、全国的、広域的な道路ネットワークの整備から、地域的な生活道路の整備までさまざまですが、単に道路施設の整備のみならず、交通安全対策、道路防災対策、道路環境対策等についても、積極的に行われているところであります。

本市を初め、山形県内は、日常生活における車への依存度が極めて高い状況にありながら、道路の現状は、地域間交流及び高速交通ネットワーク形成のための高規格幹線道路はもとより、地域住民の生活道路である市町村道に至るまで、いまだ整備途上の実態にあり、整備充実を求める住民の声には切実なものがあるかと思えます。このような見解から、引き続き道路特定財源は堅持していく必要があります。

これまでも、道路特定財源制度及び道路整備特別会計制度の堅持、一般財源の大幅投入による道路整備費の拡大、高規格幹線道路から市町村道に至る道路網整備の促進、地方の道路財源の確保と地方財政対策の充実等の要望を中央省庁に行ってきたところでございます。

また、過日開催されました全国市長会総会において、道路特定財源については、堅持の方針から、特別決議を採択して、「地域におけるニーズを十分に踏まえ堅持すること」との意思表示をしてきたところでございます。

また、地方交付税の削減の議論についてでございますが、地方交付税制度のような財政調整制度は、地域によって、地方税収入に差がある一方で、全国民に対する行政サービスには差があってはならないといった要請のある現代国家において、自然と必要とされる普遍的な制度であると思われま。

先日、政府の経済財政諮問会議においてまとまった経済財政運営の基本方針、いわゆる骨太の方針の素案は、国と地方の関係では、地方交付税制度を見直すとともに、地方税の充実を図り、社会資本整備や社会保障など、地方行政の基本的な財源を地方がみずから賄える仕組みが必要としているところであります。

しかし、こうした見直しは、地方自治体の財政圧迫、自治体間の格差拡大といった課題も当然予想されます。やはり、幅広く包括的な検討を十分行う必要があるかと思えます。

現状では、地方交付税は地方の基幹的歳入であり、その総額は地方財政計画の策定を通じ、地方財源不足額に応じて決まるもので、国の他の歳出と同列して削減されるものではないと考えます。

したがって、今後の地方税財源のあり方を考えると、地方の行財政運営の自立性をより高める観点から、基本的には地方税の税源移譲拡充に努めつつ、一方でその財源保障に支障が生じないように、地方交付税総額について、適正な水準を確保すべきものであります。

さきの市長会総会におきましても、地方交付税の削減は到底容認できないとして、税財源の充実確保、地方分権の推進などを求める決議を採択したところであります。今後の議論の推移を注視しつつ、地方分権への期待は大きく、財源カットにつながる改革は容認できないものであり、継続的に、市長会などを通じて働きかけをしてまいりたいと思えます。

そして、市みずからも財政のより健全化を図るためにも、また社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう、体質を強化するためにも、より一層行財政改革に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

次に、土地開発公社の問題についてお答えいたします。

御案内のように、確かに土地開発公社は地方公共団体にかわって、公有地となるべき土地の取得、造成、処分等を行うことを目的といたしまして、地方公共団体が設立しているものでございます。土地開発公社は、市長の監督下に置かれているものの、法人格を有する独立した団体で、運営は企業経営の方法で行われており、公社の業務運営に関しましては、その自主性を尊重する必要があると思っております。

土地開発公社における情報公開についてでございますが、土地開発公社においても、国や地方公共団体の情報公開制度の趣旨・理念を踏まえ、情報公開には前向きに取り組むべきではありませんが、土地開発公社が保有する情報は、その事務事業の特殊性から、個人の利益の保護や公共事業の円滑な実施などとの調整を図る必要性が高く、情報公開を進めていくに当たっては、慎重な検討の必要があると思っております。

今申し上げましたように、土地開発公社の情報公開につきましては、国や地方公共団体の情報公開制度をそのまま適用することは適当でなく、検討すべき点も多いため、他の土地開発公社や特殊法人の取り組みも参考にしながら、現在検討中であると聞いておりますので、それらの結果を待ちたいと思っております。

次に、パオビル取得と石川西洲崎線のことがありました。まずパオビルの取得から申し上げますと、この取得の契約は、地方自治法第96条第1項第8号の規定に該当いたします。

地方自治法第96条第1項第8号に該当する場合は、土地取得の場合は2,000万円以上で、なおかつ面積が1件5,000平米以上のものと規定されております。建物は2,000万円以上だけで、面積要件はございません。

したがって、パオの場合は、建物の取得がこの規定に該当いたしました。その場合、議案としては、相手方、面積、金額等を明示して議会の議決を経なければなりません。

一方、石川西洲崎線道路改良事業用地につきましては、今後土地開発公社から当該用地を市が取得するにしても、面積が5,000平米以下なので、地方自治法による議会の議決に付すべき要件に該当しないため、議会の議決には付されないこととなります。したがって、予算が議決されておりますので、市と公社の契約が締結できる状態にあるわけでございます。

予算審議のときに、プライバシーを盾に、なぜパオビルのときのように相手方、金額を公開されなかったのかということでございますが、本市では、情報公開条例というものが、原則として、個人のプライバシーに係る情報については、非開示としているからでございます。予算の審議に際しましては、地権者個人の具体的な補償金額を公にすることは、地権者個人の資産内容や収入状況を明らかにすることになり、個人のプライバシーを害することとなりますので、個人の用地買収費、物件移転補償費など、個人が明らかに識別されるものの個別の内容を示すことは、差し控えさせていただいております。

このように、予算の審議は地方自治法に基づく財産の取得、処分の議決のように、法律で定められているものとは違い、個人のプライバシーにかかわる内容等の説明はしていないところでございます。

それから、医療情報の開示について申し上げます。

医療とは、人間が本来持っている生命力、治癒力を医療スタッフが支援することにより、患者自身がその疾病を克服することであると言われております。患者自身に疾病を克服する意思がなければ、医療行為そのものが成り立ちませんし、患者自身がその疾病を正確に認識し、その克服に確信が持てなければ、その意思が高まることは期待できないものでございます。

こうしたことから、市立病院での実際の診療は、患者さんの話を詳しく聞くことから始まり、丁寧に診察し、必要な検査を行い、正確な診断に努め、そして診断に基づき、患者さんの性別、年齢、職業、家庭状況などの客観的な条件をベースとして、患者さんとよく話し合い、病状の理解を深めていただきながら、患者さんの要望をもとに、医師としての専門的な知識を加えながら治療方針を立てて、通院または入院治療という手順で進められております。

その中で、特に病状説明については、カルテや検査データ、レントゲン写真などあらゆる診療情報を見せて対応しており、診療の段階では、患者本人に診療情報を実質的に開示している状況でございます。

これまで、疾病と医療行為については、余りにも専門性が高く、病はお医者様に任せきりという傾向が長く続いてきましたが、生活水準の向上や、医療技術の進展などにより、長寿社会が到来し、多くの人々が心身ともに健康な生活を送ることを目指し、医療行為に深い関心を寄せ始め、インフォームド・コンセントやセカンドオピニオンなどこの言葉を申し上げますと、インフォームド・コンセント、これは患者が診断や治療方法などについて、十分な説明を受けた上で、治療方法について同意、選択、拒否、いずれかを選べるという概念でございます。また、セカンドオピニオンというのは、患者が現に診断治療を受けている主治医以外の医師から、現在の診断や治療方法について求める意見のことでございます。インフォームド・コンセントやセカンドオピニオンなど、患者が主体で医療スタッフが支援するという医療の本来の姿を表現する言葉が定着してきたことは、社会の成熟が感じられ、望ましいことと思っているところでありますが、反面、マスコミで報道される医療事故の多さに、医療に対する不信感は、かつてないほど高まってきております。

これらの動きを受けて、厚生省、現在は厚生労働省でございますが、のカルテ等の診療情報の活用に関する検討会は、医療に対する信頼を高める一つの方策といたしまして、カルテ等の原則開示により、患者と医療スタッフ相互間の信頼関係の醸成を図るという趣旨の報告書を取りまとめていますし、日本医師会も、会員の倫理規範の一つとしまして、診療情報の提供に関する指針を制定し、患者が疾病と診療内容を十分に理解し、医療の担い手である医師と医療を受ける患者とが、相互に信頼関係を保ちながら、共同して疾病を克服するために、医師が診療情報を積極的に提供するとして、カルテ等の原則開示を進めています。

なお、厚生省の報告書、日本医師会の指針とも、全面開示ではなく、原則開示となったわけではありますが、その理由は、カルテ等の診療情報の全面開示が、診療の現場に大きな混乱を起こす可能性が高いということにあります。

一つは、カルテ等の診療情報の開示が、治療に悪影響を与えるケースが想定されるということでございます。具体的には、悪性腫瘍については、治療効果を高めるために、告知方法や告知の時期について、慎重な配慮が求められるわけではありますが、そのような配慮を無にしてしまうということがありますし、精神的疾患を有する患者さんについては、心理的な影響が直ちに病状の悪化につながる可能性が高いと言われております。

また、カルテ等の診療情報については、一般的に難解な専門用語で記載されており、たとえ読めても、医学的な知識がなければ、内容の理解は困難であると言われております。

このように、カルテ等の診療情報の全面開示については、整理、解決すべき課題が多い現状にありますので、市立病院の診療情報の提供については、原則開示を基調として、院内の各部署のメンバーで構成する診療録委員会などで検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

佐藤 清議長 教育委員長。

大泉慎一教育委員長 教育行政について、初めに中学校社会科の歴史・公民教科書の御質問についてお答えいたします。

御案内のように、今年度は小・中学校教科用図書の同時採択の年度になっておりまして、鋭意公正かつ適正な教科書採択を行うように、慎重に選定作業を進めているところであります。

扶桑社発行の歴史・公民教科書についての御質問でございますが、この件につきましては、昨日、佐藤暘子議員の御質問にもお答えしたところでございますが、これらの教科書に関して、昨年度から教科書検定あるいは採択にかかわって、大きな議論になっておりますことは、御案内のとおりでございます。

また、検定の過程において、歴史教科書については 137 カ所、公民教科書については 99 カ所の修正を求められたり、中国や韓国の反日感情を生んで、修正要求が出されるなど、外交問題にもなっていることなどについても承知しております。

しかしながら、この教科書は文部科学省の教科書検定という手続を経て、合格した教科書の一つであり、生徒用教科書として使用する資格を持っているわけでありますので、採択する教科書候補の一つであることは事実であります。

したがって、西村山教科用図書採択協議会の選定結果を受け、公正かつ慎重に採択してまいりたいと考えております。

先ほど申し上げましたように、現在採択協議会において、慎重に研究作業を進めているところでございますので、特定の教科書について意見を申し上げることは、差し控えたいと存じます。

また、教科書を市販するという行為が、公平さを欠くのではないかという御指摘でございますが、確かにこれまで採択前に検定済み教科書が市販されたという例はなかったと伺っております。しかし、法的に違反しているわけではなく、6月4日、全国一斉に市販されましたことは御案内のとおりでございます。文部科学省は、公正な採択を損なうおそれがあるとして、採択後の販売を要請したということでございますが、法令上禁止できるものではなかったと聞いております。教育委員会といたしましても、あくまで公正かつ適正な教科書採択を進めていくつもりでございます。

次に、教育情報の開示についてお答えいたします。

御案内のように、指導要録は児童・生徒の学籍及び指導の過程の結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する説明等に役立たせる原簿となっているものでございます。証明については、個人のプライバシーの保護の観点や教育的な配慮の点からも、証明の目的に応じて、必要最小限の範囲に抑えられております。

さて、指導要録の開示についてでございますが、これまでもお答えしてまいりましたように、指導要録は寒河江市情報公開条例の第 6 条第 1 項第 3 号により、公開することにより、当該事務または事業の公正または円滑な執行に著しい支障を生じもしくは生ずるおそれがあるものとして、非公開にしております。

本人への開示については、指導要録は基本的に開示を前提にして作成されたものではなく、教育指導上の意義を損なうことがないようにしなければならないということなどから、非開示となっております。

また、本人開示については、判例として、平成 10 年 10 月に示された東京高裁の非開示の判例や、平成 11 年 11 月に示された大阪高裁の開示を命じた判例などが出ておりますことは、御案内のとおりでございます。

そういう中で、平成 12 年 12 月、教育課程審議会答申、児童・生徒の学習と教育課程の実施状況の評価のあり方については、指導要録の本人開示の問題について、業務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるときなどを除いて開示すると定めた、個人情報基本法制に基づいて対応する必要がある。具体的な開示の取り扱いは、各教育委員会などが条例等に基づき、それぞれの事案に応じて判断することが適当であると答申しております。

しかしながら、指導要録には児童・生徒の評価に係る内容も記載されており、1人ひとりのすぐれている点や長所などを取り上げることを基本としながらも、努力を要する点や指導上配慮を要する点なども記入されております。

このことは、指導要録をもとに作成される内申書につきましても同様であり、開示をすることによって、児童・生徒や保護者との信頼関係を損なうおそれがあることや、指導要録や内申書の内容が形骸化することなどの問題も考えられます。

以上のようなことから、今後慎重に検討、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

佐藤 清議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 今から 2 問目に移らせていただきますけれども、若干、私の質問の趣旨が理解いただけなかった部分があるというふうに思っておりますけれども、最初に市長に特定財源の見直しの今現在の動きについて御質問をいたしたところでありますが、先のことでありますから、ちょっとわからない面、確かにあります。しかし、今市長も申されましたように、これが本当に現実になりますと、大変な状況が生まれてくるというふうに思っております。

さらに、市長会等で、あるいは参議院選挙で出る候補者がそんなことを訴えたならば、そんな人は推薦しないぐらいの気持ちで、ひとつ当たっていただきたいということを私はお願いしておきたいというふうに思っております。

それは私たち議会においても、さまざまな考え方がある中で、そういうふうな現実はきちっと見つめながら対応していけるところはいかなければならないのではないかとこのように思っているところであります。

それから、土地開発公社の問題についてお伺いしました。前の答弁から、情報公開の問題については、現在検討中であるから、それを見守りたいというふうなことであって、さほど踏み込んだ答弁にはなっていないというふうに私は理解をします。

ところで、先ほども申し上げましたけれども、市長も御承知で今答弁の中で言われました。市長は監督者であります。それで、繰り返すことになってしまいますけれども、議会からそういうふうな、開発公社の情報公開について、進めるべきだというふうな進言があったということは、御存じなのかどうか。また、それをどのように監督者として受けとめられているのか、あわせてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、公拡法の問題点について申し上げて、比較をして御答弁をいただいたわけでありましてけれども、これは、3月議会からの一つの懸案といえますか、私はそういうふうに思っております。

私は、法令の違いによって、それぞれの対応がなされてきたということは、私は承知をしております。ですから、法令違反でないかとか、条例違反でないかというふうなことを今さらここで再度申し上げるつもりはありません。それぞれの運用でやってきたということもわかります。しかし、先ほど言いましたように、多くの団体では、代行用地の取得でさえもきちっと議会の中に、96 条で開示できるようなものについては明らかにしているという実態を市長はきちっと受けとめていただきたいというふうに思うんです。

行政側は、ややもすると面倒くさいというようなこともありますし、なるべく議会の目になんか触れたくないというふうな気持ちも、私はわからないわけではない。しかし、何回も言うようで恐縮ですが、今まさに地方分権と、こういうふうに言われる中で、できるだけ透明度を高くすることが、私は求められているのではないかと、こういうふうに思っています。それがやはり自治体の職責を担う市長の、私は務めであるというふうに思います。

そこで、改めてお伺いしたいというふうに思っているんですが、プライバシーの概念というのは、自治法の 96 条であっても、あるいは先ほど言ったような公拡法をもとにして自治体が取得をして、もちろん自治法でありますけれども、取得をして予算措置をする場合でも、プライバシーの概念というのは、私は変わらないというふうに思うんです。したがって、もちろん法が条例にまさるというふうになっておりますけれども、プライバシーにかかわりがあるんだけれども、法令だから仕方がないというふうな市長の御見解なのか、そのところを伺っておきたいというふうに思います。

それから、さらにつけ加えて申し上げておきたいというふうに思いますけれども、代行用地の取得で、予算措置で、今明らかにすることが、ほかの自治体では既に明らかにしているということを申し上げておりますけれども、市長、いわゆる地権者といえますか、権利者といえますか、との信頼関係を盛んに言われております。しかし、それも大事なことだというふうには思いますけれども、ただ、ほかの自治体と比較をして、寒河江市

だけが透明度が薄いというふうになりますと、納税者である一般市民との信頼関係が失われていくという、こうした深刻な事態が起きかねないということを市長に気づいてほしいんです。ぜひ、お気づきいただきますようお願いして、その点についても御答弁を改めていただきたいというふうに思います。

それから、教科書採択の問題について、御見解をいただきました。

失礼、まだありましたね。市立病院もありましたね。大変失礼しました。

医療情報の公開について御答弁いただきました。前からすると、かなり前進して、私も大変今日うれしく思っております。ぜひ、検討を進める中で、原則開示ということではありますが、全面開示も含めて御検討いただくようお願いを申し上げながら、一つ、厚生省でもガイドラインを出した際に言っておりますが、死亡した患者の遺族に対して、これは先ほどなかなか難しいようなお話三つほど理由が述べられましたけれども、その中には、私は全く該当しないというふうに思いますので、これはもちろん本人じゃありませんけれども、そうした厚生省の考え方も含めて、積極的に進めるように、御検討をお願いして、ひとつ市長のその点に関する御見解をいただきたいというふうに思います。

それから、歴史教科書に関してであります。昨日と同じ質問でありますから、内容がほぼ同じでありますから、きのうとかわったような答弁が出てくるはずもないというようなことは、私も承知をしておったつもりであります。そこでちょっとお聞きしたいというふうに思っていますのは、昨日、教科書を選ぶ際の基準について、何点か触れられました。6点ありましたか、その中で中立の確保というようなことがあったわけですけれども、ちょっと抽象的でわかりにくいといいますが、私はちょっと理解できなかった。政治的に中立の意味を指しているのかどうかというふうな気もしないわけでもないわけですが、少し具体的に教えていただきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、教科書を選ぶ基準の中で、教えやすく学びやすいといいますが、そういうふうな配列と内容というふうなことを言われたというふうに思います。そういう意味では、きのう佐藤暘子議員が指摘をしておりましたが、このつくる会の歴史教科書は、南京大虐殺についても、日中戦争の項でなく、極東軍事裁判の項で取り上げるなど、これは私は配列も適切でないというふうに、一つだけは申し上げましたけれども、というふうに思っています。ここに2冊市販本を買って見ております。全部目を通しておりますのでわかりますけれども、具体的に一つだけ申し上げました。

それからもう一つは、教えやすさということでは、史実と神話、これが混同してしまうような構成になっております。神話は神話でずっと取り上げるわけではなくて、途中途中に神話を持ってくる。こういうふうな構成の仕方になっております。

それから、教えにくいということでは、神話の中で、性の記述があります。例えば、イザナギ、イザナミの交わりによるオオヤシマクニの誕生、そういうふうな場面が神話ですから、この教科書は載っております。私は中学生には、そういうふうな描写を取り上げることはどうかというふうな疑問を持っております。

そして、アマテラスオオミカミが、天の岩屋にこもる場面がありますね、そこなどは、まるで温泉劇場の一場面を見るような表現になっております。ちょっと、そんなものかというふうにお思いになっている皆さんあるかもしれませんが、ぜひごらんになっていただきたいというふうに思います。そういうことでは、大変、教科書としては品位に欠ける、こういうふうには言わなければならないというふうに私は思います。多分、歴史教科書を教える女性教員がおったならば、赤面するんじゃないかというふうに私は思います。

私たちも経験がありますけれども、中学生の年ごろというのは、学校の先生をからかいたいといいますが、こういうふうな年ごろになります。私たちもそういうような経験があります。もし、活発な男の子、少しませた男の子だったら、おもしろ半分、内容は多分わかっておっても、通常使われない言葉で書いてあるものですから、先生に対してちょっと難しいからわからないと、先生書いてみてけると、こういうふうなことが言いかねないような、言うこともあるんじゃないかというふうなことを私は今想定をしているわけです。これは、

まじめな性教育と違いまして、神話ですから、これは教える方は大変難しいというふうに私は思います。

少し横道にそれましたけれども、教えるににくい内容ということでは、それは当てはまるのではないかと、こういうふうに私は思っているところであります。

それから、教育情報の開示についてであります。これもさほど前と変わった見解ではありませんでした。ただ、慎重に検討したいと、こういうふうなことがありましたので、階段の半分、一段の半分ぐらいは上ったのかなというふうには思いますけれども、質問内容を聞き取りいただく際も申し上げたのでありますけれども、平成3年に出された指導要録の改訂がありますけれども、その解説書には、今委員長答弁なさいましたけれども、児童・生徒の長所を中心に上げることが基本となるよう留意することと、こういうふうに明確に指示されております。これは、少し先ほどの委員長の答弁と違いもあるなというふうに思っていますけれども、こういうことも、積極評価であるならば、評価内容を全面開示しても、クレームはつくことはないというふうに私は思っております。

ですから、もう一度、そうした解説書をごらんになっていただいて、さらにその情報開示について御検討をいただきたいと、こういうふうに思っております。

そういう点でいえば、個人情報、その個人のものだということが基本にないと、なかなかそれは進められない、こういうふうに思います。あとで、川越議員が個人情報保護条例ということで質問あるようですから、余りその中に触れませんが、基本的には自己情報コントロール権としてのプライバシーの保護というようなことを多分皆さんおわかりになっておりますが、なかなかそこまで踏み切れないと、こういうような立場だろうというふうに思います。

慎重に検討したいということではあります。私はいろいろな意味でそういうふうなことを聞いたこともあります。検討するとは、なかなか時間稼ぎだけするんだというふうな言われ方をする方もありますし、大体いつごろをめどに検討なさるのか、その点もあわせてお尋ねをしたいというふうに思います。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 公社の件で、何か進言を出したのを聞いているかというふうなことでございますが、聞いておりません。

それから、法令の違いがあっても透明度を高めるためには、個人情報を使い切って開示せよと、こういうような御意見のようでございますけれども、やはり法令に遵守して、これはすべて運用しなくてはならないと、かように思っております。個人情報にいたしましても、さように考えるわけでございまして、法令にのっとって、プライバシーの保護というものはやっていかななくてはならないと、かように思っております。

それから、納税者云々の話がございました。これは、公共事業、いわゆる市民から税金をちょうだいして予算を編成し、そしてそれを執行するというので、大変な関心事だからと、こういうことじゃないかと、こう思っておりますけれども、それにいたしましても、法令・制度に準じたところの開示・非開示という線は、これは守っていかなくてはならないと、かように思っております。

それから、医療の開示でございますが、先ほど答弁申し上げましたとおり、カルテ委員会というものを設置しまして、現在検討中でございますので、具体的に原則開示というものをどの辺まで持っていかれるかというようなことは、今後なお検討していただくようにしたいと思っております。

以上です。

佐藤 清議長 教育委員長。

大泉慎一教育委員長 中立の確保の中立というのはどういうふうな意味かというふうなことですけれども、一般的な中立でございますけれども、特定の政党や宗派またはその主義・信条に偏らないというふうな、そういうふうな意味でございます。

それから、教えやすさという点で、南京虐殺が東京裁判のところに書いてある、神話には性の問題なんかも、それは品位に欠けるというふうな、こういうふうな御指摘でございますが、こういうふうなことも含めて、採択についていろいろ考えていくわけで、それから神話の性の交わり、これは古事記にあるものをそのまま例として出したのではないかといふふうに推察しております。

それから、指導要録の開示ですが、これは長所を主体としてというふうに、先ほど回答したとおりでございます。また、時期については、ここで明確に答弁できません。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後 1 時といたします。

休 憩 午前 11 時 59 分

再 開 午後 1 時 00 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内藤 明議員。

内藤 明議員 3 問目にしますが、市長から御答弁いただきましたが、開発公社の情報公開について、議会の進言があって、そのことについて聞いているかというふうなことをお尋ねしたわけでありますが、聞いていないというふうなことでありました。質問を聞き取りしていただく際に、常務理事である荒木課長も何か聞いていないような話でありました。

議会としてどなたに言ったのかちょっと私確認しておりませんので、あるいは理事長である助役にそのことを伝えているのかなというふうには思いますが、開発公社の理事長である助役はそのことを聞いているかどうか、その点だけお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、法令によって、それぞれ取得するというようなものの考え方は、私もよくそれは先ほど申し上げましたけれども、違いは違いとして理解はしています。それで、先ほどプライバシーの概念というのは、どちらの法令を運用されても同じじゃないんですかということを知りたいんです。そうしましたら、市長はちょっと言葉は悪いんですが、はぐらかされた答弁をされました。

要するに、これまで非開示というふうな理由で、いろいろ市長は述べられてきたわけでありますが、そのプライバシーの概念というのは、要するに 96 条によって議決をする場合であっても、同じなんですね、多分。そういうふうに市長は概念としてお持ちではないのかなというふうに、私は思っているんですが、したがって、どちらにも理由はくっつけることはくっつけられるというふうに思うんです。したがって、一方だけを非開示にする、この根拠にはなり得ないんじゃないかというふうに思うんです。それは、先ほどのほかの自治体の例も申し上げたとおりであります。

したがって、これは運用の面で直しさえすれば、幾らでも開示はできるんだということを再度申し上げておかなければならないというふうに思います。

それから、カルテの開示についてもお話を伺いました。それで、ちょっと私聞き漏らしたのかもわかりませんが、ちょっとわかりませんでしたので、もし、答弁いただいたとすれば大変恐縮であります。もう一回お答えいただきたいとします。

厚生省の指針で、遺族との信頼関係を理由に、遺族に対しても開示をする方向で認めるというようなことを申し上げたのでありますが、市長は原則開示するというふうな中で、何点が難しい問題を言われました。しかし、市長が何点が言われた難しい問題の中には、もう既に死亡されている遺族の場合には、該当しないというふうに思うんです。したがって、これはもちろん一律に検討というようなことも、あるいは考えておられるのかもわかりませんが、早急に対応できるんじゃないかというふうに思いますので、そのことについて、改めて、もし先ほど御答弁いただいたとすれば恐縮ですが、もう一回お聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、教育関係についてお尋ねをしました。

先ほど、オオテラスオオミカミにしてしまいまして、大変失礼しました。何点かお尋ねする中で、ちょっと私、聞くのを忘れた点がありますので、その点からお聞きをしていきたいというふうに思います。

昨日、教科用図書検討委員会に保護者の意見を入れるために、代表者を 5 人入れると、こういうふうな話がありました。たしか、市町村で選任というふうな話、私、聞き間違いかどうかわかりませんが、そういうふうに認識しておりますので、もし、私の認識に間違いなければ、どういうふうな基準で、だれが選任するのか、それをひとつ教えていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど中立の概念についてお尋ねをしたのでありますが、委員長は政党や主義主張のことをいっていると、こういうふうに言われました。とりわけ、歴史教科書でありますから、私は、それは多分史実の取

り上げ方や論評、こうしたものについても当てはまるというふうに理解するわけですが、私の間違いであれば、ぜひ御指摘をいただきたいというふうに思います。

それで、その史実の書き方ではありますが、例えば、歴史教科書でありますから、裁判になった、争いになったケースなんかもありますね。御承知のように、例えば、南京事件をめぐるまして、家永裁判というのがありました。既に判決は出ておって、南京事件の存在を認めておるわけであります。これは、学問的にも既に決着をしているというふうな事柄であります。

しかし、先ほど申し上げましたつくる会の教科書の方で見ますと、いまだ論争があるとして、事実上否定をしているように受け取られる。それから、そうした中立というような考え方では、あるいは政府見解というのは、私はどういうふうに教育委員会は御認識しているかどうかわかりませんが、私は、政府見解というのは、ある意味ではやはりその時の政府、政府でちょっと揺れが出てくるというふうに思いますので、ただ、国会による決議、宣言というのは、御承知のように、ほとんど全会一致、原則的なものといえますか、そのように運営されております。したがって、昨日もありましたんですが、いわゆる教育勅語の無効宣言というのは、私はそれにまさしく当たるのではないかと、こういうふうに理解をしております。そういう意味では、中立性に欠けているというふうに、強く私は申し上げなければならない、こういうふうに思うんです。

そういう点について、御見解がとおりであれば、ぜひ私の認識の違いなんかあれば、それも含めて御指摘をいただいて、御答弁をいただきたいというふうに思います。

そして、実はこの検定の後、51カ所も近現代史だけで誤りがあったというふうなことが、歴史学者らによって指摘をされました。それは、大変大きな、重要な問題だというふうに思うんです。検定された後に間違っているということは、歴史認識以前の問題ではないかなと、こういうふうに思うんです。したがって、そういった方々が言っているわけではありますが、検定制度のあり方も、やはり問題視されているのではないかと、こういうふうに思います。

それについて、多分教育委員会はお答えはできないだろうというふうに思いますので、その点だけは、ぜひ御認識をいただきたいというふうに思います。

それから、歴史・公民の教科書の市販本が出されたことについてもお答えをいただいたわけではありますが、新聞等によりますと、これは文部科学省の通知で、1万冊しか刷れないということになっているそうですね。これは新聞報道でもなされましたので、おわかりのとおりだというふうに思います。

しかし、私ここに持ってきておりますが、こうした新聞の一面を使って、多分ごらんになったと思いますけれども、毎日、読売、産経など使って、大々的にこうした市販本が発売されるということを宣伝なさったんです。これは、採択を前にして、教育委員会は中立公平に扱おうと、こういうふうに言われますけれども、相当なインパクトが市民にはあったのではないかと、こういうふうに思います。中身は、見てみると先ほど私が申し上げたとおりでありますけれども、新聞をごらんになった人は、大変関心を持たれたのではないかと、こういうふうに私は思います。

したがって、改めて、そうしたことについて見解を伺いたいというふうに思いますけれども、文部省でさえも、新聞の談話を見ますと、先ほどあったとおり、法的には何ともいたし方ないというふうにありますけれども、特定の社のものだけが、世の中に流通して、決して好ましいことではないというふうに、次官が新聞記者の取材に対して多分言ったんだと思いますけれども、載っております。

そうした点について、改めて、教育委員会の御見解をいただきたいというふうに思います。

大体、残りの時間半分使いましたので、半分は答弁の時間にしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 プライバシーというようなことにおきまして、運用次第で開示できるのじゃないかというような御質問のようでございますが、私はこれまでも何回も申し上げましたように、公務の執行というものは、当然これは法令に準拠しなければならないわけでございますが、幾らプライバシーあるいは情報の開示の時代だといいいましても、そうそうはすべて開示できるというものじゃないと、こう思っております。財産の取得に対するような場合には、その法律、条例に基づいてしなくてはなりませんし、あるいは一般的に情報公開条例というのがございますし、あるいはまた、開発公社としましては、情報公開に対して、用地取得で特にそういうものに対するものは、プライバシーを守っていくということがあるわけでございますから、それぞれに法令にのっとり、そしてそれに従って情報を開示する、あるいは非開示とするということにしていかななくてはならないだろうと、このように思っております。

それから、カルテの問題でございますけれども、市長の言う開示しないということが、どうも実態にそぐわない、該当しないというような言い分でございますけれども、私はそう思っておりませんで、当然。やはり、患者の気持ちというものもありますし、家族の気持ちというものもございますし、また、それを診察する、治療に当たるところの医者の方の気持ちというものもあるわけでございますので、そして、そういう中で、患者の病気を一体となって治していこうという中で、先ほど申し上げたようなことが当然あるわけでございますので、現在、市におきましては、カルテの委員会というものを設けておりますので、その中で具体的に原則開示というものをどこまでするかというようなことを検討されるということでございます。

以上です。

佐藤 清議長 教育長。

保科弘治教育長 何点かについて、私から答弁させていただきます。

まず第 1 番目に、特定の教科書のさまざまな記述のことについて、御質問あったわけですが、現在、公正かつ適正な教科書採択を慎重に行っているというふうな段階ですので、個々についてのコメントは差し控えさせていただきますというふうに思っております。

それから、2 番目の保護者代表についてですが、各市町教育委員会が推薦して採択協議会長が委嘱するというふうな形をお願いしております。

それから、新聞等による宣伝のことがありましたけれども、そういったことには、我々とはとらわれずに、公正な採択に努めてまいるといふことでございます。

それから、先ほど委員長から教育の中立性について申し上げましたけれども、これは申し上げるまでもなく、教育基本法の中に、8 条第 2 項に政治的な中立性、さらには 9 条には宗教的な中立性をきちんと明示されているわけです。それに基づいて、教育的中立性というふうに申し上げたところでございます。

以上です。

佐藤 清議長 助役。

安孫子・也助役 助役としての立場からお答えをしますが、質問にありました土地開発公社の情報公開については、お聞きをしていないと、こう思います。

川越孝男議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 11 番について、17 番川越孝男議員。

〔17 番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 私は、通告している課題について、社民党・市民連合の一員として、さらには問題点や御意見をお寄せくださった方々を初め、関心をお持ちになっておられる皆さんの立場から、提案も含め、質問いたしますので、市長の誠意ある答弁を期待するものであります。

通告番号 11、市政全般について、委員会・審議会の改善についてお伺いいたします。

これまでも偏った人選を避けるために、兼任数や年数の制限、女性の登用など、いろいろ求めてきたところであります。また、私ども議会においても多くの議論を重ね、議会から選出される委員などの見直しを行ってまいりました。その過程で、当局とのすり合わせの際に、議会側より、委員会などの情報公開を進めることの必要性を申し上げているはずであります。

その結果、5 月の臨時議会において、これまで議会から 1 名の委員を出していた市社会教育委員、市図書館協議会委員、社会福祉法人寒河江学園理事、市一般廃棄物減量等推進審議会委員と、これまで 2 名の委員を出していた市青少年問題協議会委員、市勤労青少年ホーム運営委員、市史編さん委員会委員をゼロにし、市国民健康保険運営委員会委員を 3 名から 2 名、市の土地開発公社理事を 7 名から 4 名に、それぞれ減員をするなど、議会としても委員会・審議会などの改善に取り組んでいることを申し上げ、以下 3 点について、お伺いいたします。

まず一つは、積極的な情報公開を進めるべきだと思います。

そこで伺いますが、本市の場合、地方自治法第 180 条の 5 による 5 つの委員会は、いずれも寒河江市の情報公開条例で定められた 7 つの実施機関に含まれているわけであります。したがって、その 7 つの実施機関の附属機関として、地方自治法第 202 条の 3 により設置された各種委員会などは、当然に市の情報公開条例の対象となるはずと思うのでありますが、市長の御見解をお伺いいたします。

二つには、委員会・審議会の会議を積極的に公開すべきだと思います。

このことについても、昨年 9 月議会で、市長は公民館運営協議会や児童センター運営委員会などは公開可能だが、他はそれぞれが主体的に判断していただくもので、要綱などで定めがなければ、その都度議事に諮って決められるものと答弁されていますが、私は逆に、地方自治体における執行機関やその附属機関は、公開が原則であり、プライバシーにかかわる審議などで、秘密会の手続がとられた場合を除いては、原則公開とすべきと思いますが、このことについても市長の御見解をお伺いいたします。

三つには、委員の選出に当たっては、積極的な公募制の導入を図るべきだと思います。

これまで当局は、学識経験を有する者との区分に、一部公募員を加えられるのか、あるいは新たな区分が必要なのか、適任の判断の仕方、応募方法及び選考方法や選考審査会などについて、検討中とされてきました。具体的にどう検討してきたのか、示していただきたいと思います。市長の前向きな御所見をお伺いをいたします。

次に、個人情報保護条例の早期制定について伺います。

先ほども内藤議員からもありましたように、さきの山大工学部における入試採点集計ミス、合否判定のミスがあったわけでありますが、これが気づかれないうまま 5 年間も続けられていたという信じがたいことが明らかになりました。

1 人の受験生が、自分の入試結果の情報開示を請求したことによって、大学の重大なミスが明らかになったのであります。このように、個人情報の開示は、大学の組織的体制にもまさるチェック機能があることが証明

されたと思うのであります。もちろん、このようなミスはあってはならないことではあります、今回の受験生の情報開示によってミスが発見されたわけではあります。情報公開には、こういった機能があるということでもあります。

このことについて、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

また、市長の決断によって、市民にもそういった技能や能力を与えることができると思うのでありますが、あわせて市長のお考えをお聞かせをいただきたいと思っております。

個人情報保護条例については、これまで市長は、国の法律が制定される段階で、何らかの通達指導があると思われるので、それまでは個人情報保護条例をつくる考えはない、現在ある電算組織の運営にかかわる個人情報保護に関する条例と、市情報公開条例の中の個人が識別される情報は非公開とするということを守りながら、個人情報の保護に努めたいと答弁されています。

しかし、前にも申し上げておりますが、自分に関するデータが正確かどうかを見て、誤ってれば、これは訂正したいと思っても、情報公開条例では、個人が識別される情報は非公開となり、また、電算組織の運営にかかわる個人情報の保護に関する条例では、電算に記録された情報は訂正可能だが、それ以外の手作業処理による処理にかかわるデータは対象外となっているなど、極めて不十分なものであります。

同条例の第5条では、記録事項の制限が定められ、その2項で、次の各号に掲げる事項は、個人情報として電子計算組織に記録しないものとして、1号、思想信条及び宗教に関する事項、2号、人種及び特別な社会的差別の原因となる社会的な身分に関する事項、3号、犯罪に関する事項などとなっているが、これらの事項も手作業処理の場合は、収集も記録も制限されないこととなります。

したがって、今日の高度情報化社会に対応した個人情報保護条例を確立するためには、自己情報コントロール権としてのプライバシー保護の確立、個人情報収集制限の確立と、目的外使用の規制、第三者機関の設置、データセキュリティーを盛り込んだ個人情報保護条例を早期に制定すべきと思うのであります。

国の法律を待って条例をつくるというのでは、何のための地方分権かと言わざるを得ないのであります。市民1人ひとりの人権を守ると同時に、今時代が求めているのであります。

市長の明快な御所見をお伺いいたします。

次に、土壌汚染対策のあり方について、再度お伺いいたします。

寒河江駅前の土壌汚染浄化対策について、当局は、テトラクロロエチレンなどで汚染された土壌が判明したが、原因者が特定されないの、県と協議し、市で浄化対策を進めることにしたとして、現在に至っています。

ところが、原因調査報告書によると、以前その場所にあったドライクリーニング店で使用されていた溶剤が原因と推定されています。したがって、私は、営業していた当時、テトラクロロエチレンを含んだ溶剤使用の有無や、作業所の位置や解体及び埋め立て時の状況など、聞き取り調査をすべきであると指摘をしてきました。

しかし、当局はその方は平成7年に既に廃業しているとして、聞き取りもしていないと言われております。こういった当局の対応は、市民感情からしても、行政の公正さからしても、適切を欠いているのではないかと、これまでも指摘をしてまいりました。

私は、原因究明を徹底的に行い、明らかにし、その上で浄化対策などを、場合によっては行政を含む第三者が実施するという選択は、あってもいいと思っております。だが、原因究明をあいまいにすることは、分権時代を迎えた現在、百害あって一利なしであります。

さらに問題なのは、平成7年に廃業補償を受け、クリーニング業をやめ、土地の一部も市に譲渡していたはずなのに、残地に盛り土し、平成8年にクリーニング店の取り次ぎ店舗が建設されたのであります。そのために、この間土壌汚染の各種調査や浄化対策及び道路築造にも支障が出ていたわけではあります。

また、この土地は道路用地であるにもかかわらず、先月ようやく建物が解体されたものの、向かい側に取り次ぎ店舗が建設されました。これが、市の移転補償とお聞きをしています。廃業補償金をもらった方が、新た

な事業を起こして、従前地に建物を建て、それが道路にかかったために、その移転補償を寒河江市がやるというのは、誤った運用ではないかと思うのであります。

しかし、所管課では、区画整理区域内に残って引き続き事業を継続している方に対する仮店舗補償と同じだと説明されています。

しかし、私は引き続き事業を展開している方と、廃業補償をもらって事業をやめられた方では、明らかに違うと思うのであります。区画整理区域内でお店をやっておられる方の話では、店が古くなったので、誘客のために店の一部を改装をしたくても認めてもらえないのに、新たな事業を起こして、従前地に取り次ぎ店舗建設が許可されたことも不思議だし、仮換地指定地でもなく従前地に後から建てたものが道路にかかったとして、市で移転補償してくれるなどは、全く特別扱いではないかと言われているのであります。

そこでお伺いいたします。

一つは、そういったことが事実なのかどうか、そして、対応に誤りはなかったのか、また、そういった市民の声に対する市長の見解と、あわせて取り次ぎ店舗を建てたときの許可条件は、どういう内容だったのか、また、その条件が履行されているのか、明らかにしていただきたいと思えます。

二つには、県の方針で汚染原因者が特定されないが、浄化対策が必要な場合は、市町村が行うよう要請するといわれますが、この場合、土地の所有者や土地の管理者には、全く関係がないのかお伺いいたします。

三つには、これまで実施した浄化対策結果と、今後の浄化対策の方法及び7月からバス代行になるわけでありましても、それに向けて、道路築造などがどのようになされるのか、支障がないのかも含めてお伺いいたします。

四つには、将来を展望して、土壌汚染浄化に対する行政対応の一貫性を考えた場合、すべて行政で実施するというのではなく、開発行為を伴う場合は、開発行為者が実施するようにすべきではないかと思えます。今回、行政で全面的に実施をすれば、これが前例となることは明らかであります。

私は、浄化対策を実施することに異論を申すものではありません。早期に確実に浄化されることを望んでいるのであります。現在、市施行で駅前区画整理事業をやっているわけでありましますから、したがって、浄化対策費を一般会計からでなく、駅前土地区画整理事業特別会計から支出した方が、将来への整合性が保たれるのではないかと思うのであります。

このことについても、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、住宅政策についてお伺いいたします。

昨日も幼児学級のあり方をめぐって、子供の減少が話題になりました。しかし、少子化は4地区に限ったことではなく、全国的な課題でありますし、これらの地区は、子供に限らず人口も減少していることは皆さん御案内のとおりであります。

そこで、本市の人口及び世帯数を平成元年と13年で比較してみますと、人口が1,730人、4.1%ふえており、同時に世帯数も1,705世帯増加しています。ところが地区別に見ますというと、世帯数、人口ともにふえているのが、南部を含む寒河江地区が298世帯、2,320人の増加、西根地区が160世帯、207人の増加、柴橋地区が259世帯、287人の増加で、世帯、人口ともに減っているのが、高松地区の13世帯、260名の減少、醍醐地区が15世帯、175人の減少、白岩地区が56世帯、404人の減少で、三泉地区が71世帯増加しているが、人口は44人の減少で、増加する地区と減少する地区が固定し、その格差が年々拡大する傾向になっています。

人口の増加にかかわる住宅宅地政策を見てもみますというと、昭和40年に八幡原区画整理事業に着手して以来、幸田、仲谷地、新山、東寒河江、新山第二、落衣前の7カ所で、90万6,399平米の宅地がつくられ、12年度で65万2,469平米、72%の市街化率となっています。残りが25万3,930平米であり、公社でこれまで分譲した平均面積によって換算しますと、682区画相当が残っていることになるわけでありまします。

また、土地開発公社の宅地分譲も、昭和 46 年に西浦団地に始まって、昨年分譲開始した醍醐住宅団地まで、16 団地をつくってまいりました。宅地面積が 15 万 21 平米で、403 区画を造成してきたわけであります。残っているのは、醍醐住宅団地の 16 区画を含め、19 区画であります。

さらに今後の計画として 15 年度をめどに、開発公社のプロパー事業として、横道に 140 区画、白岩に 65 区画の分譲が計画されています。それに下釜地区の区画整理事業も予定されているわけであります。

これまでの状況を見ると、当然のことではありますが、売れるところで分譲・宅地の造成や区画整理事業を展開してまいりました。そのために、事業をやった地区では、人口は増えているものの、やらなかった地区との地域間格差は拡大する結果になっています。

こういった地域間バランスを考え、今後どのような政策をなされるのか、お聞かせをいただきたいと思いません。

土地開発公社の宅地分譲は、これまで、即完売の状況でありました。しかし、昨年分譲開始した地域的な配慮の中で取り組んでまいった醍醐住宅団地の売れ行きが鈍くなっています。価格が高いとの声があります。したがって、これからも地域的な、政策的な団地造成で、白岩住宅団地などは、地域性を考えた分譲住宅は、さらに厳しくなることが予想されることから、安く分譲するために、政策的な取り組みとして、インフラ整備は行政で取り組むことも必要でなかろうかと思うのでありますが、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、本市における住宅の需要見込みをどう見られているのかお伺いしたいと思います。

山形、上山両市にまたがって計画されている山形ニュータウン計画は、平成 22 年ごろまでの予定で進められているわけでありますが、1,700 戸を分譲する計画を初め、近隣市町村でもそれぞれ独自の計画が進められております。需要量の把握は、極めて難しい問題だとは思いますが、極めて重要なことと思しますので、ぜひ需要量の把握をすべきと思えますし、明らかにしていただきたいと思えます。

本市の住宅供給は、先ほども申し上げましたように、区画整理地の未宅地分、それに横道、白岩を合わせると 887 区画相当になります。それに下釜を合わせるとどの程度になるのか、1,000 区画程度になるのか、さらに民間の宅地分譲が加わるわけでありますので、その需給関係をどう見られているのか、市長の御見解をお伺いいたします。

今回の質問、少し項目多くなりましたけれども、市長の明快な答弁を期待をいたしまして、第 1 問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 答弁いたします。

まずは、委員会・審議会の問題でございます。

委員会・審議会などの情報公開でございますが、各種委員会・審議会等は、委員をもって構成される合議制の機関でございます。その目的が、政策審議やら資格審査やら、あるいは調査、施設などの運営に関するもので、幅広い分野にわたっております。その範囲内において、設置者とは独立して、その会議を運営して、意思決定を行うところの主体性、自立性というものをっております。

審議会等の議事を進めていく上で、出席者の自由闊達な意見交換を阻害するような事態というものは回避しなくてはなりません。出席者が議事に専心できるようにしまして、審議の充実を図ることが必要であると思っています。

審議会等での会議では、今申し上げました資格審査、調査、政策審議など、その会議の内容によっては、個人が識別される情報を取り扱うことになり、審議検討を重ね、結論を導き出すものがありますので、個人のプライバシーに対する配慮や、自由闊達な意見交換のため、公開することは適当でないと考えております。

なお、審議会等の中には、施設の有効利用を図るための運営に関する事項や、事業計画等について意見をお聞きする場合などは、公開ということもあろうかと思いますが、会議自体を公開、非公開とするかどうかは、審議会等自体で判断するものと思っております。

それから、委員の公募制についてのお話ございました。

委員の委嘱等に当たりましては、設置の趣旨・目的に照らしまして、法令・条例等の選出区分に従い、公正かつ均衡のとれた構成になるよう努めているところでございます。

委員の構成につきましては、委員会・審議会等の目的に沿って、法令や条例等で職務・団体・学識経験を有する者などの選出区分が規定されておりますので、委員の選出に当たりましては、おのおの専門分野からの選出区分により選出しており、市民各層の意見を十分反映できるものと思っております。

委員の公募につきましては、当該審議会等の委員としての適任性の判断やら、応募方法等の問題もあり、検討してきたところでありますが、選出に当たっては、選考委員会の設置や選考のために応募者の履歴確認や所見、または提言書などを提出していただくことなども必要かと思っておりますし、応募者が定数に満たない場合の対応など、事務処理の繁雑さなども生じてくるところであり、また県内他市においても、公募により委員を選出している例は少なく、応募しても定数に満たない状況などもあるようでありますので、公募制の導入については、考えていないところでございます。

なお、選出区分が特定されていない審議会等委員の選出に当たっては、設置の目的に沿って知識経験や実績はもちろんのこと、公平性、中立性、利害関係などについて配慮するとともに、勤務状況等にも留意しつつ、若い人や女性の登用など、意見が十分反映できるよう、人選に心がけているところであります。

次に、個人情報保護条例のことについて申し上げたいと思います。

御案内のように、国においては昨年 10 月に個人情報保護基本法制に関する大綱というものを決定いたしました。現在開会中の第 151 回通常国会に個人情報の保護に関する法律が衆議院に提出されたところであります。

本市におきましては、提案された個人情報の保護に関する法律案と、本市の電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例、それから情報公開条例とのかかわりについて、現在勉強中でございます。法律の趣旨や国の基本方針などを十分に踏まえて、条例化に向けて進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、情報を開示することによるチェック機能についてということにつきましては、現在国において提案さ

れている、今申し上げました個人情報の保護に関する法律案にあっても、透明性の確保ということで、個人情報の取り扱いに当たっては、本人が適切に関与し得るよう配慮されなければならないと規定されております。御案内かと思えます。

したがって、個人情報はまず内容の正確性の確保が必要であろうかと思っております。その上で、個人情報の取り扱いに関して、本人が適切に関与し得るなどの確保も必要であると考えております。

なお、本市の電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例におきましては、自己の個人情報の記録内容について開示できるものであり、本人がその記録内容について訂正・削除を申請できることとしておるわけでございます。

次に、土壤汚染浄化対策につきまして、答弁申し上げます。数多く御質問がありましたので、質問の順序とは変わるかと思えますけれども、申し上げたいと思えます。

最初に、これまでの浄化対策の結果と今後の浄化対策の方法についてでございます。

平成 12 年 3 月のボーリングによる垂直分布調査の結果や現場の状況を考慮いたしまして、最も適する方法として、県の指導・助言等を受けながら、汚染物質を強制的に吸引除去する土壤ガス吸引法による浄化対策というものを、平成 12 年 7 月から平成 13 年 3 月まで実施いたしたところでございます。

この土壤浄化対策の経過と結果について申し上げますと、ガス吸引開始後およそ 1 週間で急激に汚染物質のガス濃度が低下し、その後も緩やかな減少傾向を示し、対策日数 160 日を超えると、1 p p m 程度まで低下し、その後はほぼ横ばい状態となりました。このことから、ガス吸引というものを一定期間停止いたしまして、再吸引したときの吸引ガス濃度を測定するバッチ式による対策を 3 回行っております。

このバッチ式と申しますのは、テトラクロロエチレンなどの揮発性有機化合物が地層中において、気液平衡状態で存在するため、一定期間吸引を停止し、再吸引したときの吸引ガス濃度は地層中の残存量が多いほど高くなりますので、再吸引時のガス濃度が吸引停止時のガス濃度より高くならなければ、テトラクロロエチレンなどの残存量は少ないと言えるわけでございます。

3 回目の吸引停止時点での吸引ガス濃度は 1.1 p p m で、吸引再開時には 1.7 p p m でありましたが、2 時間後には吸引停止時の濃度付近まで低下し、翌日には 1.0 p p m まで低下しました。

浄化対策開始時、表層土壤ガス調査でガス濃度が 170 p p m あった地点が、5.7 p p m になるなど、すべての調査地点で濃度が低下しましたが、土壤汚染濃度については、環境基準値である 1 リットル中 0.01 ミリグラムを満たすまでには至りませんでした。

このようなことから、浄化対策の効果は大きくありましたが、環境基準をクリアするまでの結果とはなりませんので、ことし 5 月 1 日から 29 日まで、ガス吸引法による浄化対策を実施したところでございます。

その結果は、吸引開始時のガス濃度は 4.27 p p m、終了時は 1.04 p p m で、土壤汚染濃度は地盤から 50 センチ下で、1 リットル中 0.026 ミリグラム、地盤から 1 メートル下で、1 リットル中 0.017 ミリグラムでありました。土壤汚染濃度が環境基準値である 1 リットル中 0.01 ミリグラムを多少超える値でございました。

また、浄化対策を実施している場所と隣接した取り次ぎ店舗がある盛り土部分の土地については、道路用地として使用が予定されている場所でありますので、建物が取り壊された時点で盛り土部分を取り除いて、旧地盤で調査実施することを考えていたところであり、県と打ち合わせを行い、6 月 1 日に表層土壤ガス調査を県で実施しております。その表層土壤ガス調査を行っている現場での速報値で、高濃度の地点が確認されたことから、高濃度の地点でのボーリング調査を実施したところでございます。

浄化対策につきましては、当初、ガス吸引法による対策を考えておりましたが、県が行った表層土壤ガス調査の速報値、それからボーリング調査の速報値などから、おおよそ地下 1 メートルの粘土または粘土まじりの層に、汚染物質が付着している状態がほぼ確認できたことから、表層土壤ガス調査で高い濃度が検出された箇所の土壤の掘削処分をも視野に入れた浄化対策を講ずることが必要でないかと、県の指導助言もあり、内部で

今回の調査場所での浄化対策として最善の方法を検討した結果、高いガス濃度が検出された箇所については、おおよそ地下1メートルの粘土または粘土まじりの表層部分について掘削処分を行い、それより深い部分の層については、ガス吸引法により浄化対策を行うこととして、2カ所にガス吸引井戸を設置したところでございます。従来のガス吸引井戸1カ所と合わせまして3カ所で実施することになります。

今後のガス吸引の時期につきましては、県の指導を受けながら、吸引ガス濃度の経過等により判断していくことになろうかと思っております。

それから、汚染原因者のことのお尋ねでございますが、県の方針で汚染原因者が特定されないが、浄化対策が必要な場合は、市町村が行うよう要請すると言われるが、この場合、土地所有者や土地の管理者は全く浄化対策に関係ないのかというような御質問もあったわけでございます。

土壌及び地下水汚染の浄化対策につきましては、水質汚濁防止法第14条の3におきまして、特定事業場の設置者、相続または合併によりその地位を継承した者を含むわけでございますが、その設置者が特定事業場において、有害物質に該当する物質を含む水を地下に浸透させることにより、現に人の健康に係る被害が生じ、または生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県知事は、その者に対し、その被害を防止するため必要な限度において、相当の期限を定めて、浄化のための措置をとることを命ずることができる旨を規定しておるわけでございます。

同法同条第3項で、措置命令を受けた者以外の者に対して規定しております。これは、浄化装置の設置のための場所の提供、それから機材置き場の提供、作業の出入りの承認などに対する協力でございます。直接的な汚染行為者でない、単に土地所有者などである場合などは、申し上げました土地使用等について協力をしなければならない規定となっているようでございます。

それから、開発行為の行われている区域の中で、汚染が認められた場合は、開発行為者が負担する方法をとるべきではないかという質問もありましたが、3月議会の一般質問でもお答えいたしておりますが、原因者が特定できない場合における浄化対策実施者については、法の規定がないわけでありますから、県の取扱方針に基づいて市が対応していくべきでないかと考えております。

また、浄化対策費用というものを駅前中心市街地の整備特別会計から支出すべきでないかというようなお尋ねもありましたが、行政には公害の防止に努め、住民の健康を保護する責務があるわけでございまして、地域に密着した市町村の責務は大きいと考えております。浄化対策というものを市が行うべき法の規定はありませんが、県の要請もあり、このまま放置することはできないと判断したものであり、一般会計に予算措置し、議会の議決を受け、浄化対策事業を進めているところでございます。

それから、7月からJR左沢線がバス代行に切りかわるわけでございますけれども、それとの関係の御質問もあつたようでございます。

JR左沢線バス代行輸送につきましては、御案内のように、この7月2日から平成14年2月中旬まで実施することについて、市報等でお知らせをしてくれているところでございます。JR左沢線の利用者の多くは、通勤・通学者となつておられるわけでございまして、朝方、夕方に集中しております。このことから、特に朝方の通勤・通学時間帯には、バスの代行台数も多くなり、道路上への駐車となれば、渋滞が考えられるため、区画道路1号線については、バスの待機所及びバス回しのための利用を考えているところでございます。

道路築造につきましては、土壌汚染浄化対策が続けられるように施工してまいります。具体的には、道路の下になるガス吸引井戸から、公園予定地まで、ガス吸引管を3本配管し、ガス吸引による浄化対策を行ってまいります。

また、当該路線には、現在既存の建物が2棟あるわけでございますが、それら建物にかからないところは、舗装までの道路築造を行い、建物のあるところについては、暫定的に仮舗装を行い、7月2日までにはバスが通れるようにしてまいりたいと考えておるところでございます。

それから、前土地所有者と廃業補償金云々の話がございました。

御質問の土地所有者は、一部土地を施行地区内に残し、地区外に移転したいということから、平成7年度に建物等物件移転補償契約及び土地売買契約を締結しております。その後、一部残した土地に、仮設住居及び仮設店舗を建てたいとの申し出があり、土地区画整理法第76条第1項、事業計画の決定の公告の日から、換地処分のある日まで、施行地区内において、土地区画整理事業の支障となる建築物等の新築を行おうとする者は、都道府県知事の認可を受けなければならないの規定により、平成8年2月20日に、同法第76条第1項の規定によるところの許可申請がなされております。

この時点で、いわゆる8年2月時点で、土壤汚染については明らかでなかったことと、このような土壤汚染が出てくることは想定も、考えもしなかったのであります。また、区画道路第1号線の路線計画についても、構想もない状況でありました。さらには、仮換地の指定及び仮換地先への移転までには、ある程度の期間が予測されました。

このことから、土地区画整理法第76条第3項「第1項において許可をする場合において、土地区画整理事業施行のため必要があると認められるときは許可に条件を付することができる」の規定に基づきまして、仮設住居及び仮設店舗の建築に当たっては、事業施行上支障を来す場合は、施行者の指示に従い、速やかにみずからの費用で建築物等の除去を行うことと条件を付して許可したものでございます。

今回、市の補償で移転したのではないかというような御質問もありましたが、このことにつきましては、従前地一部残した土地が、道路築造工事によって使用できなくなることと、仮換地、この仮換地先は、現JAさがえ支所用地内でございますが、この仮換地先に建物があり、まだ建物があるわけでございますので、使用できないことから、市が仮設の住居、店舗をプレハブで建築し、その建物に暫定的に移転をお願いしたものでございます。

なお、仮設の住居及び店舗の建築許可条件により、土地所有者が建築した仮設の住居及び店舗の除却は、みずからの費用で行うことになっております。また、今回市が建築した仮設住居・店舗から仮換地先への移転については、みずからの費用で移転していただくこととなります。

それから、現在のプレハブで建てておる場所は、工事に支障のない場所に建っております。

以上のことから、今回の移転等につきましては、適正であると考えております。

次に、住宅政策についてお答え申し上げます。

平成8年度に策定しました第4次振興計画の中では、優良な宅地の供給について、生活様式の変化、価値観の多様化、高齢化社会の進展から、人と環境に優しい居住空間の確保と、住宅地の整備が必要であり、その供給を促進するため、土地区画整理事業や土地開発公社などを積極的に活用いたしまして、あわせて開発指導要綱により、民間宅地開発を誘導していくこととしております。

また、平成10年度に策定しました都市計画マスタープランでは、将来人口フレームというものを平成37年度目標で5万1,000人と設定し、その将来増加人口の受け皿としまして、必要に応じ用途地域を拡大し、既成市街地周辺に新市街地を形成し、郊外部では集落を中心に良好な住宅地の形成と、都市施設の整備を促進していくことにしております。開発行為に際し、秩序ある整備の誘導を図るため、都市計画区域の拡大を行っていくことにしております。

これらを基本的な指針といたしまして、これまで新市街地の受け皿として土地区画整理事業による面的整備を行い、土地開発公社による宅地開発事業を促進するなどの宅地供給対策を行ってきているところでございます。

御案内のように、本市の土地区画整理事業は、昭和40年に市が施行した八幡原地区を始めとしまして、仲谷地地区を行い、そのほか組合施行といたしましては、幸田地区、新山地区、東寒河江地区、新山第二地区、落衣前地区で事業を行い、事業実施面積は約123ヘクタールとなっております。

土地区画整理事業地全体の市街化率は、平成 13 年 4 月 1 日現在で約 73%程度であろうと思っております。市内外からの転居や公共事業による移転者等により、宅地化が進んでいるところでございます。

また、土地開発公社によるところの宅地造成事業につきましては、昭和 46 年以来、16 地区の住宅団地を造成分譲し、宅地の供給を図ってまいったところでございます。

本市の宅地需要の数値的な見込みであります。このたび策定しました国土利用計画（寒河江市計画）の中で、10 年後の平成 22 年度を目標年度としまして、その計画人口というものを 4 万 8,000 人と設定しております。向こう 5 年後の中間年次、平成 17 年度における世帯数については 1 万 2,800 世帯、最終年次の平成 22 年度の世帯数は、1 万 3,500 世帯と推計しているところでございます。この推計に当たりましては、過去の国勢調査数値をもとに、今後の傾向動向線を近似式により求め、算出したものでございます。

平成 12 年度末における世帯数は、1 万 1,723 世帯でありますので、平成 17 年度末では約 1,100 世帯、平成 22 年度末では約 2,100 世帯の増加を見込んでいるところでございます。

このように、将来世帯数を推計した場合、既に完了した土地区画整理事業の空き地率を勘案しても、まだまだ不足する状況にあるかと思えます。このため、新たに仮称下釜・西根木の下地区土地区画整理事業を立ち上げようとしているところでございます。

想定事業区域約 14 ヘクタール内の区画数を約 300 区画程度と考えており、市街化率 70%としましても、210 戸。本地域の用途地域指定が準工業地域、第 1 種住居地域であることから、店舗・医院など、居住地域に必要な建物も建築されることが予想され、一般住宅としましては、約 150 戸から 160 戸と見込まれるところであります。

それから、土地開発公社で進められております横道地区の 140 戸、白岩地区の 65 戸の宅地分譲も計画しているところでございます。

今後の宅地需要者の居住ニーズは、居住サービスの質、家族ニーズの多様化によるライフサイクルに応じた買い替え・住み替えによって、多様な居住ニーズを満たそうとする人々がふえ、また価値観・人生観の多様化の中で、自然との触れ合いなどによる居住水準の向上という、質的な改善を伴う住みかえ需要が中心となる傾向が予想されるものであります。

市内の宅地需要につきましては、道路やライフラインなどの都市施設の充実と学校・医院等の厚生福利の利便性を高めながら、需要者のニーズを的確につかみ、供給する宅地が固有性を持ち得るように企画し、場合によりましては、首都圏までターゲットを拡げ、例えばふるさと寒河江会を通じて、出身者が晩年は故郷で住みたいという方もおられるようでありますので、広く積極的に宣伝活動も行うことで、市内における宅地の需要は相当数見込み、新たな需要を掘り起こすことも可能と考えられるものでございます。

市全体の宅地需要の見込みについては、将来の計画人口フレーム実現のために、宅地需要の動向を的確にとらえ、社会情勢の変化に即時的に対応しながら、長期的な展望に立ったまちづくりとしての土地区画整理事業を実施するとともに、宅地需要に即応できる土地開発公社や、民間デベロッパーによる宅地分譲も組み合わせ、今後とも市内全域の発展を図りながら施策を講じてまいりたい考えであります。

それから、御質問の中にもありましたけれども、市内の人口動向を見ますと、寒河江地区、南部地区、柴橋地区においては増加傾向にございますが、三泉地区は横ばい傾向であるのに対し、高松、白岩、醍醐地区については減少傾向になっております。

現在の周辺集落地区の状況を見ますと、以前に比べ、さらに主要幹線道路も整備されてきておりまして、市街地の買い物、通勤においても不便を来さない状況にあり、かつすぐれた景観とともに、田園都市ならではののどかな居住環境ができあがり、居住利便性も高くなってきているものと考えております。

これまで、市街地内には主として土地区画整理事業を導入し、周辺集落においては、主として土地開発公社による宅地造成を行ってまいりました。具体的に申し上げますと、柴橋の金谷住宅団地、白岩の住宅団地、陵

西の住宅団地、島北住宅団地、三泉住宅団地、醍醐住宅団地などで行ってきたところでございます。白岩地区においても、現在事業を進めているところでございます。

また新たに住宅地を取得しようとする方が、土地選定する際のポイントとなる要件を考えてみた場合、いわゆる地方公共団体の魅力だろうと思いますし、それから二つ目は道路等の交通アクセスだろうと思いますし、三番目には教育・福祉・医療・商業施設などの配置状況ではなかろうかと。そしてまた、四番目には工業団地等の就業環境だろうと思いますし、そしてゆとりと安らぎが得られる自然環境と、これらが挙げられると思います。

今後の開発に当たりましては、土地を取得される方が満足していただける土地条件というものを兼ね備えた地域において、開発を進めていくべきだと考えております。

以上でございます。

佐藤 清議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 どうも丁寧に答弁いただきまして、ありがとうございました。

項目が多いので、今の答弁でもいろいろお尋ねしたい点あるんですが、全体的になると、総花的になるので、少し絞って質問させていただきながら、残りの部分については、会議録が出てきた段階で、改めて見て、次の機会にでもさせていただきたいというふうに思います。

それで、何点かについて、2問に入らせていただきたいと思います。

一つは、委員会・審議会の関係で、それは前回の答弁でもそういうふうになっていたのですが、繰り返しの部分はいいですが、それを受けて私は今回質問したつもりなんです。

というのは、附属機関というのは、市の情報公開条例が適用するんですかと、端的に聞いているんです。運営委員がどうこうというのは、まだわかるんですが、適用するのかもしれないのか、このことを今回は聞いているんです。過去に聞いたのと同じ答弁の繰り返しですので、それを受けて再度私今回聞いていますので、適用するのかもしれないのか、端的にお答えをいただきたいと思います。

それから、委員会の会議の公開も、その都度委員会に上がって、それぞれの委員会がきちっと審議するんだというふうに言われるわけでありましてけれども、この委員会自体が地方自治法の 202 条の 3 に基づいて設置されているものというふうになれば、公開が原則なのではないかというふうに思うんです。公開が原則。

そして、それぞれの委員会などで、案件によっては非公開というふうにするというのがあるわけですから、そういう場合には当然非公開というふうになると思いますけれども、原則的には公開じゃないですかということをお尋ねをしているので、端的にお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、個人情報保護条例の関係でありますけれども、今までと同じ、国の動向を見てというふうなことではあります。前段のきょうの質問にもありましたように、さまざまな部分で、市でも運用の部分でやっているわけですね。

例えば、介護保険の介護度認定、この関係なども、本人や家族には教えますというふうになっているわけですね、した結果。ところが、それも規則や要綱を定めてやっているんですかということ、ない。これだって個人情報ですからね。もちろん、電算に入ったやつであれば、電算の方の保護条例の方で出してくれと行ってやりとりできます。しかし、手作業で書いているファイル化ただされている情報というのは、電算のものは適用しません、条例上は。そして、情報公開条例からすれば、個人データは非公開なんです。しかし、現実に既にやっていると。

あるいは今度は病院でも、カルテの検討委員会をつくりながら、開示できるようにしてきた。個人情報であっても部分的に見せるようにしてきた。検討されている。

今の二つの条例ではできないんですよ。

したがって、そういうものをもスムーズにしていくために、条例的なバックボーンを要綱や何か、運用上するものを検討するためにも、条例としてつくっていく必要があるんじゃないですかということを私は言っているんです。

したがって、今のような状況では、教育委員会だって、指導要録の開示についても検討したい、病院のカルテについても原則開示というようなことで検討したいといったって、今の情報公開条例からすればだめなんです。

もちろん、だめというのは、これも条例上は非公開とすることができるということなんですけれども、情報公開条例の第 6 条というのは。しかし、それを盾にとって個人が識別されるものはだめです、だめです、だめですと、いろいろなところで言っているわけです。そこに矛盾があります。その矛盾をなくするために、個人情報保護条例というものをきちっとつくるべきじゃないですかということを私は言っているんです。

今の電算のやつは、電算に組み込まれたデータきり対象になりません。ファイル化されて、ただ手書きであるものはだめなんです。だめなんだけれども、例えば教育委員会や病院では、そこを検討すると。検討する一つのバックボーンになる条例や何かはないというふうなことでありますので、今既にそういう、病院でも教育委員会でも検討に入っているわけですから、それを支える条例を見直しをしていく必要があるんじゃないですか。

国の法律ができて、各自治体でやりなさいとやってからやるという、そんな愚ではないでしょうということなんです。佐藤誠六市長さんは、もっともっと進んでいるでしょうということですよ。

したがって、そういう問題提起をしていますので、その部分を、何と言うか余りはぐらかさないでくださいよ。言っている趣旨をぜひ受けとめていただいて、そして教育委員会や病院でも、本当に前向きに検討できる下地を、我々議会では条例をつくれる、条例を審査するという立場にあるわけですから、議員としてそういう問題提起をさせていただいている。ぜひその点を市長にも受けとめていただきたい、こう思います。

それから、駅前前の土壌汚染と建物の関係ですが、私そういうふうにも言われても、なかなか先ほどの説明、前にも事務当局から説明受けました。しかし理解できない。

区画整理区域の中で店をやっていた人が廃業補償でお金をもらって、住居も別のところに移るということで、住居は既に解体して、それをみな精算して、金で、そして行った。ところが、一部残地が残った、この残地に再度店舗と住居とを建てたいと、こういうふうなことで平成8年2月20日に建築確認申請が出された。区画整理区域の中ですよ。そして、それは今後の区画整理事業を進めていく上で支障があるときには、今建てた人の自費で取り除きますよという条件つきだと言っているわけです。

そうしたならば、その時点では区画整理区域の中で道路来るか来ないかわからない。その場所が、今度は道路になったと。道路になったとすれば、当然その工事進めていくのに邪魔にならないように撤去しなければならないでしょう。行くところないから、市で今度また補償金を出してというのは、これはまずおかしいと。

それから、一たんやめた人が、新たな事業、これまで土壌汚染のことでクリーニング屋さんでないかと言ったら、平成7年に廃業しているから、もうこの人にはそういう責任はないんだと、こういうふうに言っています。これは別人格でしている。

ただ、ここの今度取次店をしているわけですから、今度貸店舗業ですね、新たな業として、そんなものを区画整理の中でおれが従前の土地所有者だからといって、新たな事業を起こすなんてことは、認められるんですか。たとえ認めたとしたって、それは工事をしていく際に邪魔になるとときには、自費で撤去するというようなことがあるわけですから。

ところが、今回自費でなくて市で移している。この時点では、2月20日の段階では、ここに道路来るか来ないんだかわからないというから店舗建てていたというのはね。区画整理事業の中で、路線がまだ流動的だとすれば、路線が決まった段階で移してください、それは自分で、自費で建物を除去するというのは、建築確認申請が出されて条件出したときの、支障がある場合にはみずからの費用で建物を除去するという、これに当てはまると思うんです。こういうことが大丈夫なんだということ自体、私理解できません。

したがって、こういう運用について、監査委員は、どういうお考えなのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。そういう運用の仕方、先ほどの当局の答弁についてどうなのか、先ほどのやりとりを聞いての監査委員の見解をお聞かせをいただきたいと思います。

それから、一つだけ言っておきますが、宅地造成とか人口フレームの関係で、こういうふうなことで寒河江市をふやしていく計画があるんだけれども、やはりこれまでは売れるところにどんどんして、人が来てもらえるところにした方が、やはり寒河江市全体の人口をふやすためには、条件の良いところに宅地をつくっていった方が、寒河江市の人口としてはふえると思う。しかし、その結果がきのうも議論になったように、幼児学級の廃止をしなければならないような問題がでてきている。

したがって、ここが行政で事業を進めていく上での分岐点というか、極めて、市全体の人口をふやすためには、より可能性のあるところに住宅をつくっていく。これはふえるわけです。しかし、結果的に、地区間アンバランスがさらに拡大する。今までも人口も流動的、寒河江市側の人口も流動的、こういう問題がある。

したがって、そうでなくて、そういう地域間バランスもやはり組み合わせていかななくては。これは、政策的な課題なんです、どちらをとるかというのは。極めて重要なことだと。そういう意味で私は問題提起しているのです。そうしてやっていくというと、民間や何かというのは、やはり売れるところというふうになるわけですから、公的な形の中で、地域間の均衡ある発展をするために、そういう施策を講じなければいけない。

これまでもやってきたけれども、今回ずっとやってる中で、開発公社のプロパー事業、今まで順調に行っただけけれども、大分、なかなか売れ行きというのは大変になったという。これまでにない現象です。そして、私どもも開発公社の理事させてもらって、いろいろなところに視察してきて、よその開発公社では、もう宅地どんどんつくったけれども売れなくて、大変な状況も見させていただきました。

したがってそういうふうなことからすれば、それならばここいらにはしないという、だんだん人口の減少する地域がますますふえていく。つくるけれども売れない、こりゃ大変というふうな現象がありますので、ぜひ政策的な形で、インフラ整備などを考える必要があるのではないかというふうなことも、1問目で申し上げたんですが、これはみんな考えなければならぬ私課題だというふうに思うんです。

したがって、ぜひ今、市長、見解あれば出していただきたいし、すぐ今ここで結論、こうだこうだというのではなくて、そういう必要性を受けとめていただいて、これは議会も当局も一緒になって、将来的に考えていただきたいということで申し上げたいと思います。

そうでないと、白岩で今回住宅団地をつくった場合、逆にまた、きのう話になった田代や幸生というのがあります。ますます減少するのかなという心配が私にはあります。したがって、白岩に65戸の団地をつくるとなれば、幸生や田代にそれなりの手だてをしていかないというと、もっと下がって、こっちに寄ってくるという、こういう現象が起きかねないと思っているんです。

きのうも話あったようですが、幼児学級だけじゃなくて、今度は小学校にもそういう問題が出てくるんだろうと、全体的に人口が減っていけばという話もあります。放置すれば、私そういうふうになると思うんです。

地域の人々の自助努力だけではもうやりきれない問題だというふうに思いますので、それじゃ具体的にどうするかというので、これはやはり例えば、下水道整備はあそこを集落排水でやることになっておるわけですから、集落排水で幸生とか田代は早くすると、どんどん下がって、人が少なくなってからじゃだめなんですよ。これを早く、もしできたら「町場よりもおらだの地域山手だけれども、こういう良い条件あるんだ」というふうに、そこに住む人たちが自信を持てるというか、誇りを持てるような、こういう土地政策なども展開することなども、一つとしては必要なのかなというふうに思っていますので、これは一つの問題提起として申し上げておきますので、受けとめておいていただきたい。このことについても、見解をお聞かせをいただきたいと思います。

あと、もっといっぱいあるんですが、ここで2問にさせておいていただきたいと思います。

佐藤 清議長 川越議員に申し上げます。

一般質問は、通告制をとっております。答弁者は市長以外に求めることは、御遠慮願いたいと思います。そのことを踏まえ、当局からの答弁を求めます。

佐藤市長。

佐藤誠六市長 たくさんありましたけれども、答弁いたします。

附属機関に適用するかどうかというのは、これは情報公開条例は適用すると思います。法的根拠は、私はちょっとわかりませんが、現在の私の頭では適用すると思っています。

それから、委員会等につきましては、これは先ほど申し上げましたように、委員会自体で判断すべきものだろうと、こう思っております。

それから、個人情報でございますが、これは法律案が出たわけでございますので、先ほど答弁申し上げましたように、個人情報条例とそれから電子計算条例と情報公開条例と、その3つをどうしていくかと、こういうようなことを重ね合わせて検討しておると、こういうことを先ほど申し上げたとおりでございます。前と同じではございません。

それから、電算の方は、これは先ほど申し上げましたように、電算の情報は開示できると、先ほど答弁したとおりでございます。手作業云々というのは、これは何をおっしゃっているのかちょっと私も理解できませんので、御質問の意味がわかりません。

それから、駅前のことには、先ほど詳しく申し上げましたので、答弁内容というものを後刻よく御吟味の上、議論していただくようお願いいたします。適正にしておるところでございますので、よろしく申し上げます。

それから、住宅の問題でございますけれども、先ほど申し上げましたような観点から、そしてまた政策的な視点からこれまでもやってきたし、今もやっておるわけでございますので、その辺は御理解いただけるのではなかろうかと、このように思います。

以上です。

佐藤 清議長 川越議員。

川越孝男議員 議長さんをどうこう言うつもりはありませんが、先ほどは助役答弁しているんです。内藤議員の質問の中で、通告は市長、教育委員長。それはどういう判断で議長が、市長の補佐ということで助役はしたのか。監査委員は別人格だということなのかというふうなことで。それから、過去にもそういうふうな形で、寒河江の議会の中では聞いている。私自身も聞いて、答えていただいた経過もあります。もちろん、そのときには、佐藤議長も議員として議場に同席をしていました。

ということで、いいか悪いかでなくて、そういうことがあったということだけを申し上げておきます。

それから、先ほど内藤議員の質問でも、私ども議会としても、議会から選出される委員の構成や何かについて、いろいろ改善をしてきたと、その際に、会派代表者会議やあるいは全員協議会、懇談会などで積み上げをしてきたわけでありましたが、議運などで積み上げをし、当局ともすり合わせをしながらやってきたわけですが、そこで、議員というのは市民から公選で選ばれた人たちが、それぞれの委員会に入っていると、こういう形になっておったのですが、それが、これからできるだけ広く市民の人というのであれば、公選で選ばれた議員は、先ほど私が申し上げましたように議会選出の委員がゼロになった委員会がいっぱいある。しかし、そうした場合に、市長が任命したり委嘱したりという、そういう人だけでなく、首長が委嘱したという、そういう人だけの構成になって、住民から公選で選ばれた議員が入っていないという形になるわけですから、情報公開をやはり積極的にすべきだということがありまして、そういうものが当局とのすり合わせの際にもなっている。

先ほど助役や市長は、ないというふうに言われたので、私どきっとしたんですが、そういう私どものすり合わせしてきた、私は直接当局とその時点では話、何もしていませんが、三役の方からは、議会も随分改革したんだね、人数も変わったんだね、情報の公開を進めるようになっていたね、こういう話を聞いているんです。それから、このことについては、事前に助役とも、その資料も、私ども議会の中で、会派代表者会議や議運などをくぐってきた資料を持って行って見せて、話もしている。

極めて議会と執行部との信頼関係の、議員の方は全部おりて、両方で話して、何と云うか、つまみ食いというか、トンビに油揚げというのがいいのかわかりませんが、極めてその辺は、両方の信頼関係の中でまずいなというふうに先ほどのやりとりを聞いておって感じました。

この点について、改めて、市長に本当に伝わっていなかったのかという問題もあります。しかし、助役と私は話しています。収入役の方から話聞いています。極めて私は問題だと思う。

そういうところをきちっとやっていくことが、車の両輪、車の両輪とあなた方はおっしゃる、私どもも対等の関係でいかなねというふうに思っている。そういうことで培われるものというふうに思います。この点についても、改めて御見解を 3 名の方からお聞かせをいただきたいと思います。三役の方から、それぞれ。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 委員会の選任、特に議員の選任について、そしてまた人数を減らすというふうなことについて、情報公開を条件としてとか、あるいは引きかえに減らしたというような言い分でございますけれども、それはちょっとおかしいのではないかと、今聞いて初めておかしいと私は思いますが。

そして、委員の選任というものは、情報公開との関連で云々されるものでしょうか。それは疑問でございます。議員たちの言い回しは、そういう物の言い方をしますとどうもおかしいと、こう私は思います。

佐藤 清議長 収入役。

渋谷勝吉収入役 ただいまの御答弁に収入役からも聞いているというふうなお話でございますけれども、何を指してそうおっしゃるのか、私は見当つきません。

佐藤 清議長 暫時休憩いたします。

再開は午後 3 時といたします。

休 憩 午後 2 時 4 5 分

再 開 午後 3 時 0 0 分

佐藤 清議長 会議を開きます。

議案上程

佐藤 清議長 日程第 2、議第 52 号から日程第 4、議案第 3 号までの 3 案件を一括議題といたします。

議案の説明

佐藤 清議長 日程第 5、議案の説明であります。

最初に議第 52 号及び議第 53 号について、市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、議第 52 号平成 13 年度寒河江市一般会計補正予算(第 2 号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、投票管理者等の報酬額改定に伴う所要額 3 万 8,000 円を追加計上するものであり、その結果歳入歳出予算の総額は 149 億 7,843 万 7,000 円となるものであります。

次に、議第 53 号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正されまして、投票管理者、投票立会人、開票管理者、選挙長、開票立会人及び選挙立会人の報酬の額が改定されたことに伴い、本市の選挙関係特別職の報酬額について改定しようとするものであります。

以上、2 議案について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上御可決くださるようお願い申し上げます。以上です。

佐藤 清議長 次に、議会案第 3 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 私は、5 名の同僚議員の賛同者を得て、寒河江市介護保険条例の一部を改正する条例を提案いたします。

以下、その理由を申し上げます。

介護保険がスタートして 1 年が経過をしています。この介護保険をめぐっては、介護認定問題など、さまざまな問題が山積しておりますが、最大の問題は、この新しい制度のもとで真に介護を必要とする高齢者がその負担の重さから十分なサービスを受けられずにいるということであり、

朝日新聞が、3 月に実施した全国調査によりますと、全国の市町村の 7 割が 2000 年度の給付実績が予算額を下回るという実態を明らかにして、とりわけその中で在宅サービスの利用が低調であるということを指摘しています。本市の場合も、認定者のうちの利用している人たちは約 8 割であります。一方利用限度額に対する割合は、30%台をずっと低迷しています。朝日の調査でも、介護サービスが予想に反して利用されていない、この最大の理由として、市町村の介護担当者のアンケートでは、自己負担を苦にして利用を抑制しているという回答が 6 割を超えているという実態を明らかにしています。

そうした現状を踏まえれば、介護保険を生きた制度として存続させていくための、そのキーポイントは低所得者対策をしっかりと確立をして、保険料や利用料を余り気にせず介護サービスを受けられるようにすることが大事だということであり、

特に皆さん御承知のように、本市の高齢者の 8 割が、いわゆる住民税の非課税者であります。住民税が非課税だということは、生活費分しか所得がない、こういう人たちを指すのであります。ましてや、ことしの 10 月から 1 年半の経過措置が過ぎて、満額賦課が始まります。一段と負担が強化されるということであり、

私は、今回の条例改正で、当面所得段階の 1 段階と 2 段階に認定された方々の保険料の減免を実現をして、少しでも介護サービスを受けやすい環境をつくるべきだという立場から、今回の提案に至りました。

今、この問題は全国的に広がりを見せております。利用料の減免措置をとった自治体は、全国自治体数の 2 割を超える 582 自治体になっており、保険料の減免についてもあるいは助成措置についても 308、1 割程度になっています。

以上、同僚議員の皆さんには、高齢者をとりまく厳しい状況を理解されて、全国的な保険料・利用料減免の流れをも踏まえて、可決してくださいますようお願いをして、提案の趣旨説明といたします。

質 疑

佐藤 清議長 日程第 6、これより質疑に入ります。

議第 52 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 53 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議会案第 3 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで、質疑を終結いたします。

委員会付託

佐藤 清議長 日程第 7、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

委員会付託案件表（その 2）

委員会	付託案件
総務委員会	議第 5 3 号
厚生委員会	議案第 3 号
予算特別委員会	議第 5 2 号

散 会 午後 3 時 0 7 分

佐藤 清議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成13年6月21日(木曜日)第2回定例会

出席議員(24名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	那須稔	議員
21番	佐竹敬一	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	井上勝	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
小松仁一	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
松田英彰	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	那須義行	病院事務長
保科弘治	教育長	芳賀友幸	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	選挙管理委員会 事務局長
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	監査委員 事務局長
真木憲一	農業委員会 事務局長		
事務局職員出席者			
安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	大沼秀彦	主任

議事日程第4号

第2回定例会

平成13年6月21日(木)

午前10時30分開議

再開

- 日程第 1 議第 44号 平成13年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)
- " 2 議第 45号 平成13年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算
(第1号)
- " 3 議第 46号 平成13年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- " 4 議第 47号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
- " 5 議第 48号 国土の利用に関する第3次寒河江市計画の策定について
- " 6 議第 49号 字の区域及び名称の変更について
- " 7 議第 50号 市道路線の廃止について
- " 8 議第 51号 市道路線の認定について
- " 9 議第 52号 平成13年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)
- " 10 議第 53号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- " 11 議案第3号 寒河江市介護保険条例の一部改正について
- " 12 委員会審査の経過並びに結果報告
(1) 総務委員長報告
(2) 厚生委員長報告
(3) 建設委員長報告
(4) 予算特別委員長報告
- " 13 質疑、討論、採決
- 閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前10時30分

佐藤 清議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

企画調整課長より発言の申し出がありますので、これを許します。企画調整課長。

平成 13 年 6 月第 2 回定例会

荒木 恒企画調整課長 6 月 12 日の議会において行政報告をいたしました、平成 12 年度寒河江市土地開発公社決算及び平成 13 年度寒河江市土地開発公社予算に対する質問の中で、代行用地明細表中、市道石川西洲崎線道路改良用地の欄の諸経費 2,586 万 5,027 円の内容について申し上げます。

当該事業に直接要した開発公社の人件費並びに代替地関連経費、契約書に張る収入印紙その他分筆登記経費等の経費を諸経費といたしております。

以上です。

佐藤 清議長 本日の会議運営については、6 月 7 日及び 6 月 15 日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第 4 号によって進めてまいります。

議案上程

佐藤 清議長 日程第 1、議第 44 号から日程第 11、議案第 3 号までの 11 案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

佐藤 清議長 日程第 12、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

佐藤 清議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。9 番伊藤総務委員長。

〔伊藤忠男総務委員長 登壇〕

伊藤忠男総務委員長 総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6 月 19 日午前 9 時 30 分から市議会第 2 会議室において委員 6 名出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 48 号、議第 49 号、議第 53 号の 3 案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 48 号国土の利用に関する第 3 次寒河江市計画の策定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「現在の工業団地で未整地はどのくらいあるのか。今後の見通しは」との問いがあり、当局より、「未造成地が約 3 万坪、造成済みで分譲可能地が約 1 万 5,000 坪あり、あわせて約 4 万 5,000 坪が分譲可能地である。今後の見通しとしては、現状からして大変厳しいと認識している」との答弁がありました。

委員より、「工業団地の目標が 21 ヘクタール増加を見込んでいるが、どの辺の場所か」との問いがあり、「テーピ工業の西側で、国道 287 号との間、約 21 ヘクタールを今後の開発予定地としております」との答弁がありました。

委員より、「農村部にも均衡ある発展のため、宅地を造成すべきと思うがどうか」との問いがあり、「醍醐地区に造成をし、現在分譲中であります。さらに、白岩金谷団地に隣接して造成計画をいたしております」との答弁がありました。

委員より、「造成地の売りやすい手法を考慮すべきと思うが」との問いがあり、当局より、「考慮してまいりたい」との答弁がありました。

議第 48 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 49 号字の区域及び名称の変更についてを議題とし、当局に説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「市内には要望箇所が数多いが今後は計画的に実施していくのか」との問いがあり、当局より、「区画整理や宅地造成の際は職権で行うことができる。今まで、知事の権限であったが、地方分権により市長の権限でできるようになったが、法務局との調整が必要であり、今郵便局や市内数力所より要望があり、今後順次着手していきたい」との答弁がありました。

議第 49 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 53 号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局に説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生委員長報告

佐藤 清議長 次に、厚生委員長の報告を求めます。10 番高橋厚生委員長。

〔高橋秀治厚生委員長 登壇〕

高橋秀治厚生委員長 厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

本委員会は、6 月 19 日午前 9 時 30 分から市議会図書室において委員 6 名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 46 号、議第 47 号、議会案第 3 号の 3 案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 46 号平成 13 年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 47 号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より、「実際に新たに該当してくる対象者は全体の何%に当たるのか。また、所得制限や年齢制限について、他市の状況はどうか」との問いがあり、当局より、「就学前に改正した場合、対象となる人数は全体で 1,668 人ほど見込まれますが、その 70%程度の人該当するのではないかと考えております。県内の状況については、南陽市と尾花沢市が所得制限を設けていないようです。対象年齢なども、これまでの県内の状況はばらばらでありましたが、県の改正に伴い統一されてくるのではないかと見ております」との答弁がありました。

また、委員より、「該当者への周知徹底のため、今後の広報についてどのように考えているのか」との問いがあり、当局より、「対象者全員に通知しておりますが、さらに、市報などにより周知を図ってまいりたいと考えております」との答弁がありました。

議第 47 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議会案第 3 号寒河江市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、議案説明を省略して、直ちに質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より、「市単独の福祉サービスを行っていると思うが、具体的にどのようなものがあるのか」との問いがあり、当局より、「市単独のサービスにつきましては、ホームヘルパーの派遣、移送サービス、紙おむつ支給、外出支援サービス、寝具洗濯、消毒、乾燥サービス、訪問理美容サービス、福祉電話の貸与などがあります」との答弁がありました。

委員より、「介護保険制度について、今回の改正案に照らして国はどのような考えか」との問いがあり、当局より、「国の方では介護保険というのは、みんなで支える制度ということで、独自の減免措置はすべきでないという考え方があるようでして、1 つには保険料の全額免除はしない。2 つには、所得が低いということだけに着目して一律に減免しない。3 つには、一般会計など保険料以外からの繰り入れをして減免はしないという大きく 3 つの原則を示しているようです」との答弁がありました。

議会案第 3 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、挙手少数により否決すべきものと決しました。

以上で、厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設委員長報告

佐藤 清議長 次に、建設委員長の報告を求めます。15 番伊藤建設委員長。

〔伊藤 諭建設委員長 登壇〕

伊藤 諭建設委員長 建設委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6 月 19 日午前 9 時 30 分から 2 階会議室において委員 6 名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 45 号、議第 50 号、議第 51 号の 3 案件であります。

一たん休憩し、市道路線の廃止、認定にかかる現地調査を行った後、会議を再開し、順次審査に入りました。審査の内容を申し上げます。

最初に、議第 45 号平成 13 年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とし、当局の説明を受け、質疑に入りました。

議第 45 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 50 号市道路線の廃止及び議第 51 号市道路線の認定については関連があるため、一括議題とし、当局の説明を受け、質疑に入りました。

議第 50 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第 51 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

佐藤 清議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。13 番新宮予算特別委員長。

〔新宮征一予算特別委員長 登壇〕

新宮征一予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6 月 12 日午前 11 時から本議場において委員 23 名中 22 名出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第 44 号平成 13 年度寒河江市一般会計補正予算（第 1 号）であります。

議第 44 号を議題とし、議案説明を省略して質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

一つ、選挙の方式が変わったことによる有権者に対する周知徹底について。一つ、開票事務に対する事前検討及び対策について。一つ、コミュニティー助成事業費補助金の追加について。一つ、雪害対策補助金について。一つ、残留塩素測定器の購入について。一つ、農林災害利子補給事業について。

以上の質疑に対し、当局より答弁がなされ、質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、6 月 15 日午後 3 時 8 分から本議場において委員 23 名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと、本特別委員会を再開いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第 52 号平成 13 年度寒河江市一般会計補正予算（第 2 号）であります。

議第 52 号を議題とし、議案説明を省略して、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結して分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、本日 21 日午前 9 時 30 分から本議場において委員 23 名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと、本特別委員会を再開いたしました。

議第 44 号及び議第 52 号を一括議題とし、各分科会委員長より、それぞれ分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りました。

議第 44 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 44 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 52 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 52 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第 13、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 44 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 44 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 44 号は原案のとおり可決されました。

議第 45 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 45 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 45 号は原案のとおり可決されました。

議第 46 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 46 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 46 号は原案のとおり可決されました。

議第 47 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 47 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 47 号は原案のとおり可決されました。

議第 48 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 48 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 48 号は原案のとおり可決されました。

議第 49 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 49 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 49 号は原案のとおり可決されました。

議第 50 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 50 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 50 号は原案のとおり可決されました。

議第 51 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 51 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 51 号は原案のとおり可決されました

議第 52 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 52 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 52 号は原案のとおり可決されました。

議第 53 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 53 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 53 号は原案のとおり可決されました。

議案第 3 号の委員長報告に対する質疑はありませんか。

内藤 明議員。

内藤 明議員 委員長にお尋ねをしますが、先ほど委員長の報告の中で、介護保険制度についての国の考え方ということで、当局より説明がなされたというふうなことがありました。

この間、一般質問などで当局の考え方というのは明らかになっているわけでありまして、国の考え方そのものは、私は行政側でなくて国などにやはり直接確認する必要があるのではないかと思います。そうしたことがなされたのかどうか、その必要性についてはどういうふうにお考えになっているのか、ひとつお尋ねをしたいと思います。

それから、もう一つ、国よりこうしたことが指導のような形で示されるということについては、私は地方分権の時代にあつて、その趣旨に反するのではないかなというふうに考えております。

また、そのことがこうした議案に対する否決の理由になったとすれば、これは大変重要な、重大な問題だというふうに言わなければならないと思います。

それがして、また国の指導があつたことが事実だとすれば、そういう意味では、市民を代表する私たち市議会はまた、こうした重要な問題を審査する厚生常任委員会などでは、地方の自主性を尊重するように、あるいはそうしたことに對して抗議をするような、委員会として議論をすべきではないのかと、こういうふうに考えているわけでありまして。

そうした中で、厚生大臣やあるいは内閣総理大臣に対して、議会として意見書を提出するような、そうした議論があつてしかるべきだというふうに考えますが、委員長のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

佐藤 清議長 高橋委員長。

高橋秀治厚生委員長 まず一つは、委員会の中で、このたびの問題につきまして、執行部の方に話があつたのかというようなことでもありますけれども、そういう話はなかつたように思っております。

それから、委員長の考え方ということですが、ここで私の考えを申し述べるのは控えさせていただきます。

佐藤 清議長 内藤議員。

内藤 明議員 ちょっと委員長勘違いしておられると困りますので申し上げますけれども、執行部にあつたのかなかつたのかではなくて、執行部の考え方は、この間の一般質問等の中で示されているわけです。したがつて、私は議案がこういうふうに出されているわけですから、例えば執行部からそうした国の考え方が示されるとすれば、直接国に対して確認をする必要があるというふうに私は思ふんです。それを真に受けて、そのとおりかどうかはわかりません。そうしたことを抜きにして、採決をするというような方向は私はどうかなとこういうふうにするものですから、そのような考え方を尋ねたわけでありまして。

それから、もう一つ、個人の見解は差し控えたいということでありました。それもわからないわけではありませぬ。

また、どなたかから個人の見解は示すべきではないというような話が、野次かどうかわかりませぬけれども、考え方として示されました。

しかし、さきに私が申し上げました地方分権の時代において、国からそうした指導が示されるということは私は本来あつてはならないことだというふうに思っているんです。したがつて、厚生委員会として、そうした議論もすべきだと言っているわけでありまして。そういうものをしないで、ただ単に否決をするというようなやり方が本当に議会として、この時代にあつてふさわしいのかどうか、こういうようなことを私は申し上げたかつたわけでありまして。

これ以上のものは出てこないと思ふんですよ。後段の分は結構です。最初の部分について、再度お答えいた

だきたいと思います。

佐藤 清議長 高橋委員長。

高橋秀治厚生委員長 そのことについても、委員会の中では、指導というふうなものは受けていないと私は思っております。

佐藤 清議長 内藤議員。

内藤 明議員 言っている意味がちょっとわからないんですね。指導を受けていない、受けているということではなくて、私は行政側の介護保険制度に対する見解というのは、これまで何回も議論されておりますので、私たちはわかっているつもりであります。今回のこの議会案というのは、そうした行政側というか、寒河江市の当局のやり方といわば対峙するような形で議会案が提出をされわけですね。したがって、行政側の答弁もさることながら、国の考え方が行政側から示されたとすれば、そのことが本当なのかどうか、私は最低限そのことは確認する必要があるのではないかと、こういうふうに申し上げているんです。そうしたことについて、どうなんですかということについて、お答えをいただきたいということなんです。

佐藤 清議長 高橋委員長。

高橋秀治厚生委員長 そういうことは示されておられません。

佐藤 清議長 ほかにありませんか。

川越孝男議員。

川越孝男議員 委員長報告について、改めてお尋ねしたいんですが、実は、この議会案第3号、提案の際にも、全国の自治体で利用料の減免措置をとっている自治体は全国の自治体数の21%に当たる582の自治体で、もう既にやられている。そして、保険料の減免や助成措置をとった自治体が308自治体になっているというふうなことがありました。

そして、それを受けて、委員会の審議の際に、国の方の対応はどうかということに対して、独自の減免はしないことというふうなことがいわれたそうでもありますけれども、現実に全国でこれだけの自治体が既にやっているということが提案の際に明らかにされているわけですから、当然、厚生常任委員会の中でも、そういうふうに行われている自治体ではどうかということをして……。

佐藤 清議長 質問は要領よくお願いします。

川越孝男議員 はい。やはり委員会として審議の中でやられて当然だというふうに思うのですが、抜けているのかどうか、そういうことが出されたのかどうか、お聞かせをいただきたいし、そのことについて、委員長はどのように判断され、採決に至ったのかも聞かせをいただきたいと思います。

佐藤 清議長 高橋厚生委員長。

高橋秀治厚生委員長 討議の中でそういうふうな意見はされませんでした。私の意見は差し控えたいと思います。

佐藤 清議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

伊藤 諭議員。

〔伊藤 諭議員 登壇〕

伊藤 諭議員 議会案第3号寒河江市介護保険条例の一部改正について、賛成の立場から討論を行いたいと思います。

この改正案に対する厚生委員長の報告が先ほどあったわけですが、改正案に対する本質的な議論もないうままに否決されたとのことでありました。本質的な議論が質問もなく否決をされたことに、議会制民主主義

ということからも非常に残念に思っている一人であります。

さて、本市における平成13年3月の居宅介護サービスの実績を見ますと567名の利用者がいます。その利用状況を見ますと、サービスを受けられる利用限度額の実に34.4%しか、実際のサービスを受けていないのであります。認定を受けた利用限度いっぱいのサービスを受けたくとも、自己負担が高額になるためサービスを受けられないという実態を如実に示している結果であります。

介護保険制度はいつでも、どこでも、だれもが安心して介護を受けることができることを基本にスタートした制度であります。本市の状況はこうした介護保険制度に対する市民の期待を見事に裏切ったことを数字であらわしているものと思います。

また、介護保険制度は施設やヘルパーなど、受け皿の未整備や制度の不十分さを残しながら、走りながら考えていこうとスタートした制度でもあります。制度がスタートして浮かび上がった欠陥を補い、改善していくのが実際に介護保険の窓口になっている自治体の責任であります。厚生労働省の言いなりになるのではなく、いつでもどこでも、だれもが本当に安心して介護を受けられるためにはどうしたらよいか、私たち全員で考えるべき課題であると思います。

改善すべき当面の課題が、このたび提案した介護保険料の減免基準に、特に所得が僅少で保険料を負担することが著しく困難と認められる場合を加えることは当然のことではないかという考えに立って、提案したものであります。

全国的に見ても、保険料の減免もしくは助成措置を導入している自治体が、先ほどありましたように308自治体にもものぼっており、今後もこうした減免制度を導入する自治体がふえる傾向にあります。

本市においても、低所得で苦しんでいる市民が安心して介護を受けるために、議会案第3号寒河江市介護保険条例の一部改正について、賛成を表明し討論といたしたいと思います。

佐藤 清議長　ほかにございませんか。

佐竹敬一議員。

〔佐竹敬一議員　登壇〕

佐竹敬一議員　このたびの議会案第3号寒河江市介護保険条例の一部改正についての反対討論をさせていただきます。

介護保険制度は、すべての国民とともに助け合うという考え方にに基づき、だれもが直面することになる介護を社会全体で支える仕組みとして創設されたもので、社会保険方式をとって進められております。この相互に助け合うという考え方、介護保険料の減免については、国でも3つの原則を示して、厳しい情勢で対処しており、介護保険条例で定める特別の理由があるものに対し、保険料を減免することができるという規定についても、災害など予想外の事態が発生するなど限定しているものであります。

保険料の負担は公平性が高く求められるもので、法律外の減免は制度存立を損なうものであり、減免を実施する場合、国全体の制度として行うべきものと考えます。

今回、提案されている内容を見ますと、所得区分が第1段階及び第2段階内の被保険者について、保険料を一律軽減するという内容であります。収入のみに着目し一律に減免する方法であり、介護保険法の趣旨に反しておるものだと思います。

さらに、今後の急速な高齢化の進行に伴い、介護を必要とする方が増加することは確実であり、サービスを要する費用がさらに増大していくことが予想される現在、将来にわたり、介護保険制度を健全に運営していく上で、安定した財源を確保することが極めて重要であり、このことから安易に減免措置を講ずることは大きな問題を残す可能性が高いと考えます。

以上のことから、今回提案されている介護保険条例の一部改正について、反対するものであります。

以上。

佐藤 清議長

ほかにございませつか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これより議案第3号を採決いたします。

内藤 明議員。

内藤 明議員 議事進行の関係で議長にお願いをしたいというふうに思っています。

採決の方法であります、無記名投票による採決をお願いしたいというふうに思っています。

佐藤 清議長 ただいま内藤 明議員より、議案第3号の採決については、無記名投票との要求がありました。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

賛成者3名であります。

所定の賛成者がありますので、この採決については無記名投票をもって行います。

これより議案第3号を採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は23名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定によって、否とみなします。

点呼を命じます。事務局長。

〔議員 氏名点呼 投票〕

安孫子勝一議会事務局長 それでは、私から点呼申し上げます。 2番松田 孝議員、3番猪倉謙太郎議員、4番石川忠義議員、5番荒木春吉議員、6番安孫子市美夫議員、7番柏倉信一議員、8番鈴木賢也議員、9番伊藤忠男議員、10番高橋秀治議員、11番高橋勝文議員、12番渡辺成也議員、13番新宮征一議員、14番佐藤頼男議員、15番伊藤 諭議員、16番佐藤暘子議員、17番川越孝男議員、18番内藤 明議員、19番松田伸一議員、20番那須 稔議員、21番佐竹敬一議員、22番遠藤聖作議員、23番伊藤昭二郎議員、24番井上勝・議員。

以上です。

佐藤 清議長 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番松田 孝議員、9番伊藤忠男議員、19番松田伸一議員を指名いたします。

よって、3議員の立ち会いを願います。

〔開 票〕

投票の結果を報告いたします。投票総数23票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち賛成 6票

反対 17票

以上のとおり、反対が多数であります。

よって、議会案第3号は否決されました。

閉 会 午前 1 1 時 2 2 分

佐藤 清議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。
これにて、平成 13 年第 2 回定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長

佐藤清

会議録署名議員

荒木春吉

同上

遠藤聖作